平成１７年第１回西予市議会定例会会期日程表

会期３月９日（水）～３月２５日（金）　（１７日間）

月　日	曜日	日　　程	備　　考
３月　９日	水	本会議（開会）	・理事者提案説明
３月１０日	木	本　会　議	・一般質問
３月１１日	金	本　会　議	・質疑 ・即決議案採決及び委員会付託
３月１２日	土	休　　会	
３月１３日	日	休　　会	
３月１４日	月	常任委員会	
３月１５日	火	常任委員会	
３月１６日	水	常任委員会	
３月１７日	木	常任委員会	
３月１８日	金	常任委員会	
３月１９日	土	休　　会	
３月２０日	日	休会（春分の日）	
３月２１日	月	休会（振替休日）	
３月２２日	火	休　　会	
３月２３日	水	休　　会	
３月２４日	木	休　　会	
３月２５日	金	本会議（閉会）	・委員長報告 ・質疑、討論、採決

平成１７年第１回西予市議会定例会会議録（第１号）

１．招 集 年 月 日　平成１７年３月９日
１．招 集 の 場 所　西予市議会議場
１．開　　会　平成１７年３月９日
　　午前１０時００分
１．散　　会　平成１７月３日９日
　　午後　４時０１分
１．出　席　議　員
　１番　田　中　　剛
　２番　松　山　　清
　３番　宇都宮　明　宏
　４番　松　島　義　幸
　５番　元　親　孝　志
　６番　嶋　川　武　文
　７番　沖　野　健　三
　８番　森　川　一　義
　９番　亀　井　秀　男
　１０番　名　本　修　三
　１１番　河　野　作　生
　１２番　藤　井　朝　廣
　１３番　浅　野　泰　義
　１４番　浅　野　忠　昭
　１５番　三　好　幸　夫
　１６番　岡　山　清　秋
　１７番　酒　井　宇之吉
　１８番　兵　頭　　勇
　１９番　山　本　英　男
　２０番　山　本　昭　義
　２１番　梅　川　光　俊
　２２番　鍵　原　芳　和
　２４番　宇都宮　二　朗
　２５番　岡　田　周　三
　２６番　山　本　安　男
　２７番　平　野　武　男
　２８番　大　宮　忠　盛
　２９番　二　　　元
　３０番　坂　本　隆　重
　３１番　浅　野　豊　重
１．欠　席　議　員
　２３番　菊　地　ミスギ
１．会議録署名議員
　１８番　兵　頭　　勇
　１９番　山　本　英　男
１．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名
　市　　長　三　好　幹　二
　助　　役　別　宮　　静
　収　入　役　三　好　藤　治
　教　育　長　宮　宇　明
　総務企画部長　森　英　二
　建　設　部　長　安　藤　芳　夫
　産　業　部　長　大　森　俊　彦
　生活福祉部長　松　本　正　志
　教　育　部　長　河　野　豊　昭
　明浜総合支所長　小　玉　岩　康
　野村総合支所長　森　一　則　夫
　城川総合支所長　九　鬼　正　男
　三瓶総合支所長　山　本　福　重
　病院総括事務長　上　甲　安　憲
　消防本部消防長　荒　井　貞　明
　総　務　課　長　炭　倉　忠　夫
　財　政　課　長　清　水　享　司
　企画調整課長　清　水
１．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　事　務　局　長　吉　良　孝　一
　議　事　係　長　井　上　千　浪
１．議　事　日　程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会 議 の 経 過　別紙のとおり

議　事　日　程
１　会議録署名議員の指名　（１８番　兵頭　勇、１９番　山本英男）
２　会期の決定　（３月９日～３月２５日　１７日間）
３　請願第　１号　西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書（委員長報告）
４　議会報告第１号　常任委員会及び議会運営委員会の視察研修報告について（委員長報告）

５　承認第　　９号　専決処分第９号の承認を求めることについて
　　承認第　１０号　専決処分第１０号の承認を求めることについて
　　議案第　１５号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について
　　議案第　１６号　南予地方水道水質検査協議会規約の変更について
　　議案第　１７号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について
　　議案第　１８号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について
　　議案第　１９号　南予地方水道水質検査協議会規約の変更について
　　議案第　２０号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について
　　議案第　２１号　西予市災害対策基金条例制定について
　　議案第　２２号　西予市地域振興基金条例制定について
　　議案第　２３号　西予市三瓶デイサービスセンター基金条例制定について
　　議案第　２４号　西予市人権尊重のまちづくり条例制定について
　　議案第　２５号　西予市住宅新築資金等の償還に関する合併前の条例の経過措置を定める条例制定について
　　議案第　２６号　西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例制定について
　　議案第　２７号　西予市部設置条例の一部改正する条例制定について
　　議案第　２８号　西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　２９号　西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　３０号　西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　３１号　西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　３２号　西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　３３号　西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　３４号　西予市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　３５号　西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　３６号　西予市ケアハウス・はまゆう設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　３７号　西予市敬老年金条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　３８号　西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　３９号　西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　４０号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　４１号　西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　４２号　西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　４３号　西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　４４号　西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第　４５号　西予市心身障害者福祉給付金支給条例を廃止する条例制定について
　　議案第　４６号　八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の廃止について
　　議案第　４７号　八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託について
　　議案第　４８号　市道路線の認定について
　　議案第　４９号　市道路線の廃止について
　　議案第　５０号　市道路線の変更について
　　議案第　５１号　平成１６年度西予市一般会計補正予算（第５号）
　　議案第　５２号　平成１６年度西予市授産場特別会計補正予算（第３号）
　　議案第　５３号　平成１６年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）
　　議案第　５４号　平成１６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）
　　議案第　５５号　平成１６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
　　議案第　５６号　平成１６年度西予市老人保健特別会計補正予算（第３号）
　　議案第　５７号　平成１６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）
　　議案第　５８号　平成１６年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
　　議案第　５９号　平成１６年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）
　　議案第　６０号　平成１６年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）
　　議案第　６１号　平成１６年度西予市上水道事業会計補正予算（第３号）
　　議案第　６２号　平成１６年度西予市病院事業会計補正予算（第４号）
　　議案第　６３号　平成１７年度西予市一般会計予算
　　議案第　６４号　平成１７年度西予市授産場特別会計予算
　　議案第　６５号　平成１７年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
　　議案第　６６号　平成１７年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
　　議案第　６７号　平成１７年度西予市国民健康保険特別会計予算
　　議案第　６８号　平成１７年度西予市老人保健特別会計予算
　　議案第　６９号　平成１７年度西予市介護保険特別会計予算
　　議案第　７０号　平成１７年度西予市港湾整備事業特別会計予算
　　議案第　７１号　平成１７年度西予市簡易水道事業特別会計予算
　　議案第　７２号　平成１７年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
　　議案第　７３号　平成１７年度西予市公共下水道事業特別会計予算
　　議案第　７４号　平成１７年度西予市上水道事業会計予算
　　議案第　７５号　平成１７年度西予市病院事業会計予算
　　議案第　７６号　平成１７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
追加　議案第　７７号　愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
追加　議案第　７８号　愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
追加　議案第　７９号　愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散について
追加　議案第　８０号　愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散に伴う財産処分について
追加　議案第　８１号　愛媛県市町村交通災害共済組合の解散について
追加　議案第　８２号　愛媛県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
追加　議案第　８３号　愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
追加　議案第　８４号　愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
追加　議案第　８５号　愛媛県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加について
追加　議案第　８６号　愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について

平成17年第１回定例会（１日目） H17.3.9

本日の会議に付した事件
１　会議録署名議員の指名
２　会期の決定
３　請願第　　１号　西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書（委員長報告）
４　議会報告第１号　常任委員会及び議会運営委員会の視察研修報告について（委員長報告）
５　承認第　　９号　専決処分第９号の承認を求めることについて
承認第　１０号　専決処分第１０号の承認を求めることについて
議案第　１５号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第　１６号　南予地方水道水質検査協議会規約の変更について
議案第　１７号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について
議案第　１８号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第　１９号　南予地方水道水質検査協議会規約の変更について
議案第　２０号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について
議案第　２１号　西予市災害対策基金条例制定について
議案第　２２号　西予市地域振興基金条例制定について
議案第　２３号　西予市三瓶デイサービスセンター基金条例制定について
議案第　２４号　西予市人権尊重のまちづくり条例制定について
議案第　２５号　西予市住宅新築資金等の償還に関する合併前の条例の経過措置を定める条例制定について
議案第　２６号　西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例制定について
議案第　２７号　西予市部設置条例の一部改正する条例制定について
議案第　２８号　西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
議案第　２９号　西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３０号　西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３１号　西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３２号　西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３３号　西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３４号　西予市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３５号　西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３６号　西予市ケアハウス・はまゆう設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３７号　西予市敬老年金条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３８号　西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３９号　西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４０号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４１号　西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４２号　西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４３号　西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４４号　西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４５号　西予市心身障害者福祉給付金支給条例を廃止する条例制定について
議案第　４６号　八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の廃止について
議案第　４７号　八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託について
議案第　４８号　市道路線の認定について
議案第　４９号　市道路線の廃止について
議案第　５０号　市道路線の変更について
議案第　５１号　平成１６年度西予市一般会計補正予算（第５号）
議案第　５２号　平成１６年度西予市授産場特別会計補正予算（第３号）
議案第　５３号　平成１６年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）
議案第　５４号　平成１６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）
議案第　５５号　平成１６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
議案第　５６号　平成１６年度西予市老人保健特別会計補正予算（第３号）
議案第　５７号　平成１６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）
議案第　５８号　平成１６年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
議案第　５９号　平成１６年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）
議案第　６０号　平成１６年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）
議案第　６１号　平成１６年度西予市上水道事業会計補正予算（第３号）
議案第　６２号　平成１６年度西予市病院事業会計補正予算（第４号）
議案第　６３号　平成１７年度西予市一般会計予算
議案第　６４号　平成１７年度西予市授産場特別会計予算
議案第　６５号　平成１７年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第　６６号　平成１７年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第　６７号　平成１７年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第　６８号　平成１７年度西予市老人保健特別会計予算
議案第　６９号　平成１７年度西予市介護保険特別会計予算
議案第　７０号　平成１７年度西予市港湾整備事業特別会計予算
議案第　７１号　平成１７年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第　７２号　平成１７年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第　７３号　平成１７年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第　７４号　平成１７年度西予市上水道事業会計予算
議案第　７５号　平成１７年度西予市病院事業会計予算
議案第　７６号　平成１７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
追加　議案第　７７号　愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
追加　議案第　７８号　愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
追加　議案第　７９号　愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散について
追加　議案第　８０号　愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散に伴う財産処分について
追加　議案第　８１号　愛媛県市町村交通災害共済組合の解散について

平成17年第１回定例会（１日目） H17.3.9
追加　議案第　８２号　愛媛県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
追加　議案第　８３号　愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
追加　議案第　８４号　愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
追加　議案第　８５号　愛媛県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加について
追加　議案第　８６号　愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について

開会　午前１０時００分
○議長　皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は３０名であります。これより平成１７年第１回西予市議会定例会を開会いたします。
三好市長より今定例会招集のあいさつがあります。
○三好市長　皆さん、おはようございます。
平成１７年第１回西予市議会定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
梅の花もそこはかとなく香りを漂わせ、春を感じさせるころとなりました。また、西予市が誕生し、もうすぐ１年を数えるころとなりました。この１年を振り返りますと、合併協議会で決定されました西予市まちづくり計画、いわゆる西予市建設計画の趣旨を重んじながら合併前のそれぞれの町が計画され、実行段階に来ていた事業を遂行してまいりました。
主な事業では城川の健康保養地中核施設、多目的交流促進施設、農産物加工第二加工施設の着工、野村の乙亥会館建設事業の継続、畜産環境エコセンターの建設、三瓶のみかめ本館の改修、集落排水事業の継続あるいは公共下水道継続、さらに各市道工事等であります。また、西予市を直撃した５本の台風災害に対処した復旧工事。復旧工事事業では、議会、住民のご理解を得て、特別の予算を計上し、執行させていただきました。
特に、小泉内閣の聖域なき行政改革の方針から、本来地方分権に対応すべき三位一体の改革が、国の財政改革に主軸を転嫁されており、合併に夢を託した西予市財政を硬直化させていることは否定できません。
私は、この予算執行に当たってはできる限り冗費の節減に努めるとともに、９月定例会において公約でありました決算審議会を議会にお願いし、これに基づく次年度における予算要望や、事務事業の見直しに着手させていただきました。
いよいよ本定例会において平成１７年度の方向づけをするため、議員各位に審議をいただくことになります。提案いたしました議題は、平成１７年度一般会計予算及び特別会計予算、条例の制定及び改正、平成１６年度一般会計補正予算、特別会計補正予算などであります。
また、当議会の会議中に一般質問をお受けするとともに、各委員会において予算等の審議をいただくこととなります。西予市の平成１７年度のあり方を決めていく大切な議会であります。西予市の福祉向上に寄与できるすばらしい議会となりますことを切にお願いを申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。
○議長　次に、前定例会以降における諸般の報告及び監査委員から提出された例月出納検査結果報告書の詳報はお手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。
（日程１）
○議長　今回の会議録署名議員に１８番兵頭勇君、１９番山本英男君の両名を指名いたします。
（日程２）
○議長　会期についてお諮りいたします。
今回の会期は、本日から３月２５日までの１７日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から３月２５日までの１７日間と決定いたしました。
（日程３）
○議長　請願第１号「西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書」を議題といたします。
総務常任委員長の報告を求めます。
○浅野泰義総務常任委員長　それでは、失礼をいたします。
総務常任委員会から報告を申し上げます。
昨年６月２４日の本会議におきまして、総務常任委員会へ付託を受けました請願第１号「西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書」は、現在まで閉会中を含め、慎重に審査を重ねてまいりました。８月２３日に開催の議員協議会では、特別委員会を設置との話もございましたが、安易に特別委員会を設置すべきではないという意見もありまして、当常任委員会では、９月、１２月の定例会において継続審査の申し出を行うとともに、引き続き審査を行うこととといたしました。
提出の請願書は、西予市の工事に関する政治倫理条例の制定を求める表記となっておりますが、西予市が発注あるいは契約するものの中には、物品の納入から工事に至るまで広範囲に及ぶため、工事請負に限定した政治倫理条例を制定することは、公平性の観点から好ましくありません。
しかしながら、市の請負または下請負に関して、市民に疑惑の念を生じさせることがあってはなりませんし、公正で民主的な市政発展に資するためには西予市全体を網羅した政治倫理条例を作成する必要があります。そのような理由から、９月１５日の本会議で総務常任委員長報告として継続審査とする内容の報告を申し上げております。このような経緯を経て、西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書は時間をかけ、内容を慎重に精査いたしました。
その結果、本請願の趣旨及び目的は西予市誕生の大切な時期に、市民全体の奉仕者として政治倫理の確立に努め、市民の信頼に答え、民主的な市政発展に寄与することであり、１月１３日総務常任委員会で採決を行った結果、全会一致で趣旨採択とすることに決定をいたしました。さらに、全体を網羅できるような政治倫理条例の制定を行うべきであるという意見で一致いたしました。
以上、当常任委員会に付託となりました事件に関する、審査の経過並びに結果の報告を終わります。よろしくご賛同のほどをお願いをいたします。
以上でございます。
○議長　ただいまの委員長報告は趣旨採択であります。
委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方はご起立願います。
（賛成者起立）
○議長　ご着席ください。
起立多数です。よって、請願第１号については、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。
（日程４）
○議長　議会報告第１号「常任委員会及び議会運営委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

　さきの第３回定例会の議決に基づきまして実施をいたしました各常任委員会及び議会運営委員会の視察研修結果について、各委員長の報告を求めます。
○浅野泰義総務常任委員長　それでは、総務常任委員会の視察研修報告をさせていただきます。
　２月８日と９日の両日、大分県日田市と熊本県阿蘇郡小国町を視察をいたしました。日田市では、寂れていた町がどのような方法によって多くの観光客が訪れる町へ変貌していったか、また小国町では地元産材を使った公共施設建設や地域産業の振興策など視察の目的といたしました。
　まず、大分県日田市豆田町の地域活性化への取り組みでございますが、まず１点目、地域の活性化で大切なことは箱物や大型レジャーに頼らず自分たちの地域にもともとあるすばらしいもの、また古い町並みを生かすことからスタートした。
　２つ目に、大きな産業もなく、企業誘致にも向かず、おもしろみや若者も少ないとないないづくしの町であったが、幸いに古い町並みを生かした地域おこし、天領祭りを定着させ、物から心への時代変化の波に乗ることができた。
　３点目、根気強く町並みを生かした地域おこしを続けているうちに協力者がふえ、行政のバックアップを受けることができ、地域おこしの大きなうねりとなった。
　４点目でございますが、２１世紀は３カンの時代である。まず、環境、地域環境をよくして住みやすい地域づくりを推進。観光、人の交流によってみんなの元気が出て、町全体の収入がふえる。感動、町へ来た人との触れ合いによって互いに感動すれば、町のよさが人から人へと口コミで伝わるということだ。３カンの時代であるという説明でございました。
　５点目、地域の色を持つこと。市外の方から地域のことを聞かれたら即座に言えるよう、わかりやすい特色が必要であるとの説明でもございました。
　次に、熊本県阿蘇郡小国町の取り組みについてご報告を申し上げます。
　まず、１点目、奇抜なデザインと立体トラス構法によって２０年から４０年への小径木、地元間伐材を使った斬新な公共施設群、木魂館、小国ドーム、ゆうステーション、物産館ぴらみっと、西里小学校などを建設してきた。
　２点目に、構造による学校建築によって家庭的な雰囲気をつくり出し小規模校ということもあって、不登校もなく地域コミュニティーの拠点として活用されている。
　３点目、昭和６０年に新しいまちづくりを構想として、悠木の里づくりを提唱した。
　４点目、総面積の７８％が森林という小さな農山村であるがゆえに、都市にはできないような自然と共生した生産活動、独自の文化、新しい暮らしをつくり出している。
　５点目、建物の建設が目的ではなく、建物を媒体として人と人との交流を楽しみながら図っていくことが小国流ツーリズムである。
　６、小国町産の良質杉をふんだんに使った居住空間と土蔵の知恵から土相乗効果で生まれた小国型健康モデル住宅を普及させ、外産業の振興にも努めている。
　７点目、小国という農山村から起きた新しい風が町外から多彩な人を呼び入れ、新しい活力が生まれ、全国的にも高い評価を受けるユニークな町となっておりました。
　以上で、総務常任委員会の視察報告を終わらせていただきます。
○梅川光俊厚生常任委員長　失礼をさせていただきます。
　当常任委員会では、平成１７年１月１８日、１９日の両日、兵庫県尼崎市において所管事項に関する行政改革、この所管事項に関する行政改革と書いておりますけれども、これ行政改革全般にわたってその分が中に含まれた部分がございますので、こういうふうに書いております。基本的には所管事項の中での研修でございますので、ご了承を願いたいと思っております。徳島県上勝町において、有償ボランティア輸送事業及びごみゼロ宣言の取り組みについて研修を行いましたので報告をいたします。なお、岡崎課長が同行をしていただきましたので、報告をしておきます。心から感謝を申し上げたいと思っております。
　まず、尼崎市の行政改革につきましては、市役所内に特命担当課を置いておりまして、専門的に取り組まれております。
　福祉事務所保健センター及び職員の統廃合、職員数の削減について、次のような取り組みがなされておりました。
　１番目といたしまして、福祉施設や各種補助金、その他尼崎市が行っているすべての施策について、全面的に見直しを行うため、１，０００項目のうち３００項目に及ぶ事業の改革改善案を取りまとめて収支の均衡に努めておられました。
　２番目といたしまして、人件費を削減するため職員全員、現状４，０００人のうち５年間で９００人の削減の計画を行っていこうという方向づけで取り組まれておりました。市長以下、大幅な削減が実施されておりました。
　３番目、これまで市が直営で行ってきた業務につきましても、積極的に民間に管理を委託して経費の削減を図るとともに公共施設統廃合を実施し、人件費や維持管理費等の削減を図るため、積極的に検討が進められてきております。
　以上のような財政再建計画によって再建団体への転落を阻止するとともに、市の財政に合った行政規模に改めるために取り組んでおられました。収支につきましては、５年間のシミュレーションを作成し、特に義務的経費、これは３項目ございますが任意に削減できない経費でございます、につきましても５年間のシミュレーションをつくられて、どのように削減をしていくのかという方向づけがきちっと出ておりました。特に弱者に対する配慮を優先させながら、全体的には全体をどう減らすということじゃなしに、そこの中のめり張りをつけながら削減計画をつくり上げられておりました。
　今回の研修を踏まえまして、西予市の実情はどうなんだろうか、研修の内容はどうであったか、今後研修の成果をどのように活用していけばいいのか、研修の内容について必ずこの３点を中心につかまえながらやっていくべきではなかろうかというものの判断のほか、真剣に取り組みながらよいことは積極的に取り入れていくべきであると実感をいたしました。
　次に、徳島県上勝町の有償ボランティア輸送事業、これは特区でございますけれども、の取り組みについて報告をいたします。
　この事業は、交通弱者の移動手段として路線バスへのアクセス、診療所への通所、買い物等の移動について国の特区制度を利用した、いわゆる白タク事業を合法的に行うことによって交通弱者の足の確保をしようとする事業であります。輸送の対価はおおむねタクシー代の半額を目安として実施されておりました。今後は全国どこででも必要と認められる場合においては、各自治体の首長の判断をもって実施が可能となるということで、特区からはもう離れておりますということで、申請をし許可制をもってこの事業が行われるということでございます。
　西予市においても現状輸送状況を正しく把握し、公共輸送の不通地域においては早急に検討をすべきであると結論づけました。
　最後に、ごみゼロ宣言について報告をいたします。現在、上勝町では２０２５年までに町内から排出されるごみの量をゼロにするという、画期的なごみ宣言が実施されております。これに基づき、家庭から排出されるごみについては、３５種類に徹底的に分別しリサイクルを行うことによってごみの減量化が図られてまいりました。特に生ごみにつきましては、町内の全戸に生ごみ処理機を低価格で配付し、１００％家庭内で処理をされておりました。
　西予市におきましても、ごみ処理費用として年間８億円以上の予算が計上されておりますけれども、減量化に努め、

そのことによって削減できる予算は他の予算に充当できるべきではないかと考えております。そういうことですので、ごみ処理につきましてはお互いが、三者が努力すべきことだと決定を、決定といいますかそういうふうに研修をしてまいりましたので報告をいたします。
　これで報告を終わります。
○嶋川武文議会運営委員長　議会運営委員会視察研修の報告を行います。
　平成１６年第３回定例会で議員派遣の決定をいただけました議会運営委員会の視察研修について、去る２月２３日松山市議会を訪問し実施いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。
　今回の参加者は、委員７名及びオブザーバーとして正・副議長、計９名が参加し、松山市議会の岡部事務局長並びに上岡主幹から議会運営の状況について説明を受けました。その内容については、あらかじめ送付しておりました１１項目について、別紙のとおりその回答をいただきながら説明があったところでございますので、お目通しをいただきたいと思いますが、若干補足させていただきます。
　まず、市議会におきましては予算規模が膨大となることから、必然的に委員会中心主義となるということであります。
　また、各議案に対する賛否等の表決については各会派ごとに集約され、早くから意思表示がされるので議事進行が円滑に行われている様子でありました。
　さらに、議会の活性への取り組みでありますが、市政に対する批判については代案を用意できる政策提言型の議会を目指して、議会活性化フォーラムの開催等を行っていることについても説明がございました。なお、サポート体制として議会事務局に１６年度からは２名の法制担当職員を配置し、事務局体制の充実強化を図っているとのことでありました。
　各市それぞれにおかれた条件は違いますが、参考にすべきは取り入れ、できるだけ早急に町村議会型から市議会レベルへの脱皮を図るべく努力いたしたいと思いを新たにした次第であります。
　以上、報告といたします。
○議長　暫時休憩いたします。（休憩　午前１０時２１分）
○議長　再開いたします。（再開　午前１０時２２分）
　以上で常任委員会及び議会運営委員会の視察研修報告を終わります。
　（日程５）
○議長　次に、承認第９号「専決処分第９号の承認を求めることについて」から議案第７６号「平成１７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてまでの６４件を一括議題といたします。
　理事者の説明を求めます。
○安藤建設部長　承認第９号「専決処分第９号の承認を求めることについて」、承認第１０号「専決処分第１０号の承認を求めることについて」の提案理由のご説明を申し上げます。
　この専決第９号及び第１０号は、ともに南予水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同企業団の規約の変更について、専決処分の承認を求めるものであります。南予水道企業団の構成団体である八幡浜市及び保内町が平成１７年３月２８日に合併し八幡浜市となり、また伊方町、瀬戸町及び三崎町が平成１７年４月１日に合併し伊方町となることに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第９号の２第１項の規定により、それぞれ合併の日から同企業団を八幡浜市、伊方町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、企業団を組織する地方公共団体の数を減少させ、企業団規約を変更することについて議会の議決を経なければならないところでありましたが、許可申請期日の都合上議会を招集する間がないと認められることから専決処分をしたものであります。
　以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　続きまして、議案第１５号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第１６号「南予地方水道水質検査協議会規約の変更について」、議案第１７号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について」、議案第１８号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第１９号「南予地方水道水質検査協議会規約の変更について」、議案第２０号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。
　八幡浜市及び保内町が平成１７年３月２８日に合併し八幡浜市となり、また伊方町、瀬戸町及び三崎町が平成１７年４月１日に合併し伊方町となることに伴い、南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数を減少させ及びその数を増加させ並びにその組合規約を改正することについて、地方自治法第２５２条の６第１項の規定により関係市町村の協議が必要となったことから議会の議決を求めるものであります。
　以上６議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○別宮助役　議案第２１号につきましてご説明を申し上げます。
　議案第２１号「西予市災害対策基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　昨年は記録的な数の台風が日本に上陸し、当市においても甚大な被害が発生をいたしました。その災害復旧に要する経費の財源につきましては、一定規模及び基準以上のものについてはほとんどが国庫負担金等で賄いますが、それら以外のものは一般財源で対応することになり、市財政の影響も少なくありません。今後も世界的に異常気象が続くとの報道もあり、また近い将来には南海地震の発生も予想され、その対策を講じる上で災害復旧費の財源確保が重要な課題となります。
　本基金は、そうした風水害及び地震等による災害復旧経費の財源に充てるために設置するもので、地方自治法第２４１条の規定により本条例を制定するものであります。なお、平成１７年度は５，０００万円を積み立てる予定といたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○森総務企画部長　議案第２２号「西予市地域振興基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　今日の社会は、経済不況が続く中ますます先行き不透明で極めて厳しい時期に直面いたしております。そのような中、当市も合併を契機としまして、地域が自立し本来の住民自治を確立することで、個性を生かした魅力あるまちづくりを推進することが求められております。そのためには、将来を見据えて安定した財政基盤を確立することが重要であり、本基金は市民の連帯強化のための事業または地域振興のための事業を実施するために設置し１０年間で造成するもので、その基金の９５％を合併特例債で賄い、元利償還金の７０％が普通交付税で措置されるというものであります。
　地方自治法第２４１条の規定に基づき、基金の効果的な運用と活用を図るため、本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○松本生活福祉部長　議案第２３号「西予市三瓶デイサービスセンター基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　デイサービスセンター事業は、高齢者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに高齢者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため展開いたしております。三瓶町地域における当該事業の中核を担う当施設の円滑な運営を図るための基金を設置するに当たり、地方自治法第２４１条の規定に基づき、本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　次に、議案第２４号「西予市人権尊重のまちづくり条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　合併前におきましては、各町に人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例あるいは人権尊重のまちづくり条例等制定

しておりましたが、新市においても基本的人権を尊重する法のもとの平等の精神に基づき、あらゆる人権問題の解決のため、市及び市民の果たす責務と人権が尊重されるまちづくりの基本的な事項を明確にするため、本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　次に、議案第２５号「西予市住宅新築資金等の償還に関する合併前の条例の経過措置を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　合併前の旧町における住宅新築資金等の貸し付けに関する条例に基づき行われた当該資金等の貸付金制度につきましては、法律の適用期間が終了し、制度そのものも廃止され当市の合併とともに貸し付けに係る関係条例も廃止されたところでありますが、その償還根拠を明確にするため本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○大森産業部長　議案第２６号「西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　三瓶地域における宿泊施設不足の解消と地域間交流の促進を図り、合わせて中心市街地の活性化を推進することを目的とした拠点施設として西予市みかめ本館を設置するに当たり、地方自治法第２４４条の２第１項の規定により本条例を制定するものであります。
　当施設は旧朝屋ホテルを改修し再利用を図るもので、その管理運営につきましては効率的かつ効果的な活用を図るため、指定管理者に行わせることにいたしており、現在指定管理者の候補団体と協議し、本年８月の運営開始を目指し改修を進めているところであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○別宮助役　議案第２７号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」、議案第２８号「西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」、議案第２９号「西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について」、一括して提案の理由をご説明申し上げます。
　少子・高齢化の進行や情報化の進展、住民の価値観の複雑化、さらには自然環境に対する関心の高まりなど、行政を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな行政課題、多様化した住民ニーズに柔軟な対応をするためには、常に組織機構の見直しが必要となります。当市におきましても、事務事業等を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織機構を構築するために西予市組織機構検討委員会を設置し、協議、検討を重ねてまいりました。
　その一環といたしまして現在環境部、産業部、観光商工課に属します文化の里振興室を、教育部文化体育振興課に移管するとともに、福祉事務所を兼ねております生活福祉部保健福祉課を機能的に福祉事務所部門と介護保険部門に分割するものであります。また、これによりまして各部局の職員定数の移動及び課の名称変更に伴う関係条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○森総務企画部長　議案第３０号「西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の改正は、条例第５条定例監査に関するものでありまして、監査を行うに当たって事務処理に住民の福祉の増進と最少経費による最大効果が図られているか、団体の組織運営の合理化と規模の適正化が図られているかを特に留意せねばなりません。しかしながら、第１９９条第１項の規定だけでは、事務事業の処理や運営が適正に公共目的に沿って行われているか、また行政目的の実現が的確に達成されているか解明するのに不備でありますので所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　続きまして、議案第３１号「西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　現在、西予市印鑑の登録と証明に関する条例に基づき、市長が印鑑の登録を受けた者に対して印鑑登録証を交付しており、印鑑登録の証明を受けようとするものは登録証を提示しない限り、証明書の交付を受けることができないものとなっておりますが、この登録証の交付については手数料を徴収いたしておりません。この件につきまして、県内他市の状況を調査しましたところ、１市を除き、証明料と同額程度の登録料を徴収しております。また、登録者等からの登録料に関する問い合わせも多いのが実情であり、登録の有料化については住民の理解を得られるとの判断から、県内他市と同様に印鑑登録について手数料を徴収するよう本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　続きまして、議案第３２号「西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　市有財産につきましては、適正な管理と運用が求められており、処分の際には適正な価格設定と公正性が求められます。しかしながら、寄附を受けた財産を払い下げする場合及び寄附の申し出の内容が別の市有財産との機能交換を目的とするものであった場合には、当該寄附者に優先的に払い下げるとともに、その払い下げ価格等の特例措置を適用させるため本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○松本生活福祉部長　議案第３３号「西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　現在、当条例に基づき旧町外の人工透析施設へ通院されている方に対し、交通費として月額１万円を支給しているところであります。この制度は、合併前明浜、城川町で実施しており、合併後全市適用したものであり、平成１６年度においては４５人に対し５４０万円を支給いたしました。この制度については、交通費支給対象者が透析患者全員を対象としていないことや市内の透析施設への交通費も対象としている等々、問題も生じているところであります。人工透析患者の方々につきましては、更正医療制度がある医療費については自己負担なしとなっていること等を加味し、支給額を半額の月額５，０００円に減額させていただくため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　続きまして、議案第３４号「西予市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の改正の内容は、支給対象者について西予市住民基本台帳に登録されて、された日から継続して１年以上市内に居住しまたは登録された日から１年以上市内に居住すると認められる者を、３年以上市内に居住する者に改正するものであります。県内各市の状況を調査したところ、祝い金を支給しているところは当市のみで、３月２８日合併の新八幡浜市が第３子からの支給を予定されております。本市におきましては、第１子からの支給としており、段階的支給額加算を行います。
　今後も、児童福祉の増進に努めたいと考えておりますが、条例の目的である若者定住の促進を進めるためにも、西予市に定住しながら産み育てていく者に祝い金を支給する必要があると考え、本条例の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　次に、議案第３５号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　介護手当につきましては、月額２万５，０００円を寝たきり状態にある方を介護している者及び重度の認知症である方を介護している者に現在支給しております。この制度は、県の補助事業を受け実施いたしておりますが、補助金は月額２，５００円であり、全国的にも介護手当に対し補助事業を行っているのは愛媛県のほか４県のみとなっており、県としても将来的には補助廃止を検討せざるを得ないとの考えであります。また、当市が支給しております月額２万５，

０００円は県下最高額でありますが、他市町村においては県が補助廃止した場合、この事業を中止するとの考えであります。
　このような状況のもと、今回は手当の額は据え置きとし、支給要件の介護者を住民税非課税世帯の者に限らせていただき、可能な限り継続的な事業の実施を図りたく、本条例の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　次に、議案第３６号「西予市ケアハウス・はまゆう設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の改正は、条文中の規定と運用上の処理に不整合が生じまた字句に不適当な箇所があるため、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　次に、議案第３７号「西予市敬老年金条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　本市においては、当条例に基づき満８８歳以上になられた方に対し毎年１万円、数え１００歳以上になられた方に対し毎年１０万円を９月期に年金として支払っているところであります。
　今回の改正は、長寿の節目を迎えた対象者にそれ以後継続的に年金を支給するのでなく、一時金として祝い金を支給することで長寿を祝福するものであります。具体的には、満８８歳になられた方には３万円、数え１００歳になられた方には１０万円を９月期に祝い金として支給するもので、今回の制度改正に合わせて条例の名称も西予市敬老祝い金条例と改めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　次に、議案第３８号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　現条例では、毎年４月１日おいて満６５歳に達している者及び身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳３級以上を所持する者に対して、１回につき１，０００円の助成で年間１２回の施術診療券を交付しております。この制度は、合併前の宇和、野村町で実施しており、合併後全市適用したものであります。平成１６年度の診療券交付状況は、およそ２，２００人に対し助成総額８５０万円を交付し、対象者全体に対する交付率は１４．２％程度になっていると思われます。
　今回の改正において、助成対象者を住民税非課税世帯の者に限定、応益負担をお願いするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　次に、議案第３９号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　昨今、予想し得ない天災、人災が発生し、住民の生活に大きな支障を来し、人間らしく健康的に地域で生活していくことが不可能になる現状が予想されます。西予市介護保険条例においても、災害や疾病、失業、天災による不作、不業によって財産の著しい損害、収入の著しい減少による理由により、保険料の減免を定めております。しかし、今後どのような事態が起こり得るかわからない状況の中、多様化、複雑化するケースに対応する制度を整備することが必要でありますので、今回の改正により、市長の裁量に関する規定を追加するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　議案第４０号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。また、一般廃棄物の収集運搬、処分及び浄化槽許可業者が事業範囲の内容を変更しようとする場合に、変更届の提出を義務づけるようにいたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
◯安藤建設部長　議案第４１号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　西予市内の農業集落排水事業においては、これまでに永長、神野久、田之筋、中川、長谷、岡成、阿下の計７地区が完成し、施設の使用料を徴収しながら維持管理を実施いたしております。その使用料の徴収につきましては、その算定基準日を４月１日と１０月１日の年２回と定めておりますが、半年に１度の算定では死亡、出生、転入、転出等の変更が半年間できない運用となっております。この状態では、人員割りの算定世帯員が実使用者人数と一致しないという矛盾が生じ使用者の不公平感を招くおそれがありますので、随時使用料の算定ができますよう、西予市農業集落排水施設使用料徴収条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　次に、議案第４２号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　西予市公共下水道事業につきましては、宇和処理区、野村処理区ともに管路整備工事及び浄化センター建設工事を施工中であります。３月中旬に野村浄化センターが完成予定となっており、３月３１日には野村処理区の一時認可区域が供用開始する予定であります。
　本条例は、合併前に検討された内容で運営をいたしておりますが、合併後実務にそぐわない点や一部字句に不適当な箇所が見受けられますので野村処理区の供用開始前に所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　議案第４３号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　愛媛県条例水道の適用を受ける色納及び台水道施設につきましては過疎化が進み、県条例水道の要件である５０人以上の者に飲料水を供給する施設に該当しなくなったためこれを廃止し、今後は色納及び台共同給水施設として適正な管理をするため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
◯荒井消防本部消防長　議案第４４号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由を申し上げます。
　消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律が、平成１６年６月２日に公布されたことに伴い、総務省消防庁が示す火災予防条例を一部改正する通知がありました。これに基づき、本条例の一部を改正するものであります。この改正は、平成１５年８月１９日に発生した三重県のごみ固形燃料発電所爆発火災事故や、平成１５年９月８日に発生したブリヂストン栃木工場でのタイヤ火災事故等一連の産業事故を受けて、従来の法規制では十分な安全対策がとれないため、再生資源燃料や合成樹脂類の防火対策を加えるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
◯松本生活福祉部長　議案第４５号「西予市心身障害者福祉給付金支給条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　当市では、現在身体障害者手帳、療育手帳、障害手帳保持者に年１回５，０００円を西予市心身障害者福祉給付金支給条例に基づき給付しておりますが、本条例はこれを廃止するものであります。
　平成１６年度２，０００人余りに総額９９８万５，０００円を全額市負担として給付いたしておりました。しかしながら、給付額が少ないゆえか支給された意識が薄く事業としての効果が疑問視される状況であります。対象者には、特別障害者手当、特別児童扶養手当等支給されており、現制度の廃止により日常生活一般に影響が出る可能性はないもの

と判断し、本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　議案第４６号「八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の廃止について」、議案第４７号「八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。
　現在、可燃ごみ処理事務を八幡浜市に委託しておりますが、八幡浜市と保内町の合併に伴い、平成１６年４月１日施行いたしました八幡浜市との可燃ごみ処理事務の委託に関する規約を平成１７年３月２７日に廃止し、平成１７年３月２８日に新八幡浜市が発足するのに伴い、改めまして八幡浜市との間において可燃ごみ処理事務を委託するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○安藤建設部長　議案第４８号「市道路線の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。
　今回認定をお願いいたします路線は、１９路線であります。
　まず、宇和町の多田地区１９０号線は地元瀬戸地区において重要な生活路線であります。岩木地区２１０号線は現在工事中の大谷川の河川改修に伴う管理道路を占用いたしまして、有効利用するものであります。旧町地区３８８号線から３９２号線までの５路線と、旧町地区３９３号線から４０１号線までの９路線につきましては、それぞれひまわり団地、みどり団地の団地内道路でありますが、舗装工事が完成いたしましたので、今回認定のお願いをするものであります。田之筋地区１３３号線は、さくら団地造成に伴う開発道路であります。また、田之筋地区１３４号線は、高速道路建設に伴い完成いたしました側道でございますが、今回財産の譲渡を受けた路線であります。続きまして、城川町の今田・田中線は、今田地区の重要な生活道路になり得る路線であり、認定をお願いするものであります。
　以上、１９路線はいずれも市道として認定するのが適当と考え提案するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。
　次に、議案第４９号「市道路線の廃止について」提案理由のご説明を申し上げます。
　今回、廃止をお願いいたします路線は１路線であります。
　城川町の影藪・御在所線は、伏越地区の県営圃場整備事業により今回市道の廃止をお願いするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　議案第５０号「市道路線の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。
　今回、路線変更をお願いいたします路線は、宇和町の３路線であります。中川地区１１０号線は、中川地区３４６号線、旧国道を起点として国道５６号を経由して約４０メートルは認定されております路線でありますが、現在坂土地区も宅地化が進み、未認定の約７０メートルの路線延長をお願いするものであります。旧町地区３６３号線はひまわり団地の幹線道路で、ひまわり団地２期分の造成において本路線が延長されましたので、今回延長分の変更をお願いするものであります。田之筋地区１０７号線は高速道路建設に伴い、２２メートルの延長減と起点の変更をお願いするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。
○議長　暫時休憩いたします。（休憩　午前１１時０９分）
○議長　再開いたします。（再開　午前１１時２５分）
○三好市長　議案第５１号「平成１６年度西予市一般会計補正予算（第５号）」について提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の補正の主な内容につきましては、物件費の予算見積もりの際の過大過少による増減額と扶助費の過大見積もりによる大幅な減額、工事請負費の入札の減少金及び災害復旧費の査定結果による減少金を計上しております。また、旧５町の１５年度決算剰余金が確定しましたので、その剰余金を計上しております。そのほか、バス路線維持対策補助金や住宅新築資金等特別会計繰出金及び国民健康保険特別会計施設勘定繰出金への計上、また明浜町上水道事業会計の内部留保資金が皆無に等しい状態となっておりますので、当面の間一般会計の貸し付けによる運用をさせる貸付金の計上、また乙亥の里の周辺を整備するため一部残地を取得する土地取得費、さらに宇和町商工会の駐車場整備に係る観光整備事業補助金及び間伐材出荷推進事業補助金等を計上しております。
　本予算の補正額は１４億７，８１９万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額は３０５億９，２６１万４，０００円と定めるものであります。
　以上、ご説明してまいりましたが、詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○議長　議案第５１号の補足説明を求めます。
○清水財政課長　（補足説明）
○松本生活福祉部長　議案第５２号「平成１６年度西予市授産場特別会計補正予算（第３号）」について提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１６０万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，１０２万３，０００円とするものであります。
　歳出につきましては、事務費の一般管理費で臨時雇い賃金等１５万３，０００円、事業費で従業員賃金１４５万円を減額し、歳入では事業収入１０１万円、繰入金５９万３，０００円を減額いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　次に、議案第５３号「平成１６年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）」について提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２０万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，３８８万１，０００円とするものであります。
　歳出につきましては、事業費５万９，０００円、予備費１５万円を減額し、歳入では償還金の貸付金元利収入１，２２４万４，０００円、県補助金１４万４，０００円、延滞金１万円を減額し、繰入金１，０７４万７，０００円、雑入１４４万２，０００円を増額いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○河野教育部長　議案第５４号「平成１６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）」について提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の補正は、当初城川地区の奨学資金償還金を特別会計で処理すべく計上いたしておりましたが、城川地区育英基金会計で処理すべき事項のため、歳入で城川地区の償還金を減額いたしましたことと、歳出で奨学資金貸付金の申し込み申請者が予定より少なかったことなどにより、貸付金に不用額が生じたことと、一般会計から繰入金、特別会計から一般会計への繰出金で増減調整するものであります。
　歳出では、奨学資金貸付運営費で３７９万９，０００円、奨学資金貸付金で６２１万円の合計１，０００万９，０００円を減額し、歳入では償還金９２５万９，０００円、繰入金１０３万７，０００円を減額し、雑入２８万７，０００円を増額しております。これによりまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ７，１３０万６，０００円となりました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○松本生活福祉部長　議案第５５号「平成１６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」について提案理由のご説明を申し上げます。
　まず、事業勘定からご説明申し上げます。
　今回の補正は、療養給付費等負担金、療養給付費交付金並びに人件費の調整に伴う一般管理費及び保険給付費等の調

整を行うものであります。
　歳出の主なものにつきましては、人件費の調整に伴います総務費１，４７１万円の減額、医療費の伸びに伴います一般被保険者並びに退職被保険者等療養給付費、療養費、高額療養費等保険給付費で６，４２０万円、高額療養費貸付金等保険事業費で１５０万円の増額、さらに確定によります共同事業拠出金８３３万１，０００円、基金積立金９，４５１万７，０００円の減額等で合計５，１４２万５，０００円を減額するものであります。
　歳入につきましては、退職被保険者等国民健康保険税１，９００万円、共同事業交付金４，１５３万円の増額、変更申請に伴います財政調整交付金等国庫支出金で９，８２６万６，０００円、一般会計繰入金で１，３８４万７，０００円の減額であります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ５，１４２万５，０００円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を５５億１，３７１万８，０００円と定めるものであります。
　次に、診療施設勘定予算についてご説明を申し上げます。
　今回の主な補正理由は、西予市管内１１診療所の１年間におけるそれぞれの歳入歳出の精算にかかわる必要な経費を計上させていただくものであります。
　歳入の主なものにつきましては、一部の診療所を除く国民健康保険診療報酬等収入の減収、１，９７７万８，０００円を補てんするための一般会計からの繰入金３件５６６万４，０００円、事業勘定からの僻地直営運営費繰入金３件４３万１，０００円、基金繰入金１件２１０万円、他会計繰入金３件１２６万１，０００円、その他雑入５件１０９万５，０００円で差し引き歳入合計８７５万２，０００円を減額をお願いするものであります。
　歳出の主なものといたしましては、人件費が主に占める一般管理費８８５万７，０００円、研究研修費６０万８，０００円の減額、医薬材料費を含む医療費４６７万１，０００円の増額、その他３９５万８，０００円の減額で差し引き歳出合計８７５万２，０００円の減額をお願いするものであります。
　以上によりまして、明浜町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、俵津診療所が２２２万９，０００円を減額し１億１，４１５万円、狩江診療所が１２３万４，０００円を減額し７，８７２万７，０００円、高山診療所が６８０万７，０００円を減額し９，８１５万３，０００円、田之浜診療所が６５万円を減額し２，２８１万７，０００円となりました。
　野村町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、坂石診療所が１２万１，０００円を減額し６００万４，０００円、惣川診療所が１３０万６，０００円を増額し１，５３５万９，０００円となりました。
　城川町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、土居診療所が３４２万６，０００円を増額し２億２，１３１万７，０００円、杉之瀬出張診療所が３９万円増額し３，０００万２，０００円、遊子川出張診療所が９５万１，０００円を増額し６９１万５，０００円となりました。
　三瓶町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、二及診療所が６０万５，０００円減額し５，５２７万５，０００円、周木診療所が３１７万９，０００円を減額し６，７３３万４，０００円となりました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　議案第５６号「平成１６年度西予市老人保健特別会計補正予算（第３号）」について提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の補正の主なものは、年度末精算に当たり予算減の見込まれる一般管理費等の減額及び医療費適正化対策事業の交付決定に伴う医療費適正化補助金の計上を行うものであります。
　歳出につきましては、一般管理費で３１４万９，０００円、償還金で２１万８，０００円の減額、一般会計繰出金で２０万８，０００円を増額いたしております。
　歳入につきましては、医療費適正化補助金を３０９万７，０００円増額、一般管理費の減額に伴う一般会計繰入金を１７２万円減額し、また実績により第三者納付金を４５７万３，０００円減額、返納金を３万７，０００円増額いたしました。
　これによりまして、歳入歳出予算のそれぞれ３１５万９，０００円減額し、歳入歳出予算の総額を７５億３，４１３万円といたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　続きまして、議案第５７号「平成１６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）」について提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の補正は、事業勘定で歳入歳出予算の総額に歳入歳出１億４，５２２万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４１億６，３２４万３，０００円といたしております。
　明浜特別養護老人ホーム勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４０８万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３億６，７８９万９，０００円、明浜居宅介護支援勘定では歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１２万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２，１５９万２，０００円、明浜デイサービス勘定では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２，８７５万４，０００円、城川居宅介護支援勘定では歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ４１３万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２，３１１万１，０００円、三瓶介護サービス勘定では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２６７万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を４，３３９万１，０００円といたしております。
　内訳といたしまして、介護保険特別会計事業勘定予算の歳出につきましては、総務費の総務管理費で１２２万６，０００円、賦課徴収費で３１万３，０００円、介護認定審査会費で１７２万円、保険給付費のその他諸費で８８万２，０００円、高額介護サービス等費で３５１万３，０００円、諸支出金の旧町借入金返済金で９，０１４万３，０００円と、予備費で１億円をそれぞれ減額し、保険給付費の介護サービス等諸費で１，３４３万６，０００円、支援サービス等諸費で１，４８４万６，０００円、基金積立金で１，８９３万円、諸支出金で一般会計への繰出金５３６万円をそれぞれ増額いたしております。
　歳入では、保険料の現年度分１号被保険者特別徴収保険料ほかで１，８５７万円、国庫支出金で介護保険介護給付費負担金３，５６５万７，０００円、調整交付金６，１５１万７，０００円、県支出金で介護給付費負担金１，４５４万６，０００円、支払基金交付金４，４２１万４，０００円、繰入金で一般会計繰入金５９５万２，０００円、諸収入で旧町分の剰余金８，５６１万円をそれぞれ減額し、介護給付費準備基金繰入金１億２，０８４万２，０００円を充当することにいたしております。
　次に、支援勘定でございますが、明浜特別養護老人ホーム勘定の歳出の主なものは、総務費の施設管理費で一般管理費１，４３２万５，０００円、短期入所一般管理費５６万５，０００円、諸支出金で明浜町デイサービス特別会計繰出金２００万円、予備費１，０９５万７，０００円を減額し、基金積立金３，１９３万円を増額することにいたしております。
　次に、明浜居宅介護支援勘定歳出の主なものは、総務費の施設管理費で一般管理費４万９，０００円を増額し、サービス事業の居宅介護支援事業費１９万円、予備費８万８，０００円を減額しております。
　歳入では、サービス収入で居宅介護サービス計画費収入９０万９，０００円、居宅支援サービス計画費収入１１３万円を増額し、一般会計繰出金２１６万８，０００円を減額することにいたしております。
　次に、明浜デイサービス勘定歳出の主なものは、総務費で一般管理費９６万５，０００円、サービス事業費で居宅サービス事業費１８万９，０００円を減額し、予備費３４０万３，０００円を増額いたしております。
　歳入では、サービス収入の介護給付費収入で通所介護収入２４９万６，０００円、予防給付収入で通所介護収入２７

万８，０００円、自己負担収入で通所介護費自己負担金収入３９万５，０００円、諸収入で生きがい通所事業受託収入１０８万円を増額し、繰入金明浜特別養護老人ホーム特別会計繰入金２００万円を減額いたしております。
　次に、城川居宅介護支援勘定歳出の主なものは、総務費の施設管理費で一般管理費１６１万５，０００円、サービス事業費で居宅介護支援事業費５万６，０００円、諸支出金で旧城川町借入金返済金２４６万４，０００円を減額し、歳入ではサービス収入で居宅介護サービス計画費収入８５万円を増額し、予防給付費収入で居宅支援サービス計画費収入５９万７，０００円、繰入金で一般会計繰入金４３８万８，０００円を減額いたしております。
　次に、三瓶介護サービス勘定歳出の主なものは、施設整備費で５５万５，０００円を減額し、予備費３２３万１，０００円を増額いたしております。
　歳入では、サービス収入で居宅介護サービス費収入２４７万９，０００円、居宅支援サービス費収入３７万円、自己負担金収入３１万６，０００円を増額し、雑入４８万９，０００円を減額いたしております。
　以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
◯議長　暫時休憩いたします。午後１時１５分に再開いたします。（休憩　午後０時０８分）
◯議長　再開いたします。（再開　午後１時１５分）
◯安藤建設部長　議案第５８号「平成１６年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）」について提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の補正の主なものは、和泉地区営農飲雑用水施設事業の財源振替と工事に伴い計上しておりました上松葉水道施設配水管布設替え工事及び吉信水道施設に係る災害復旧費の減額補正を行うもので、歳入歳出予算からそれぞれ３，１９４万４，０００円を減額し、歳入歳出予算総額を３億９７０万５，０００円と定めるものであります。
　歳出の主なものといたしまして、総務管理費において旅費及び事業費等の事務費、市単独分の工事請負費、和泉地区営農飲雑用水施設事業費に係る負担金の６５７万２，０００円を初めとする負担金等の減額と委託料の増額で、合計１，３４７万８，０００円を減額計上いたしております。施設整備事業費においては市単独分の工事請負費１，８００万円、測量設計委託料３８０万円を初め、関連する事務費等合計２，１９４万４，０００円を減額し、災害復旧費においては３３万円減額計上いたしております。さらに、諸支出金においては４２万９，０００円減額計上をいたしております。また、これに伴い予備費を４２３万７，０００円増額するものであります。
　これらの減額に伴う財源として、歳入の主なものでは、特別会計繰入金１３１万円の増額のほか給水収入１２９万２，０００円、分担金７７万８，０００円、一般会計繰入金３５９万７，０００円、基金繰入金６００万円、工事補償金を初めとする雑入１，４４５万６，０００円、簡易水道事業債７００万円、寄附金１３万１，０００円をそれぞれ減額計上いたしました。次に、地方債でございますが、今回は和泉地区営農飲雑用水事業と釜川上組飲料水供給施設整備事業に係る起債額の変更に伴い、起債の限度額を２，３００万円に補正するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　次に、議案第５９号「平成１６年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）」について提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ３５万８，０００円を追加し、歳入歳出総額を１１億９，２３０万９，０００円と定めるものでございます。
　歳出の主なものは、事業費の施設管理費及び施設整備費で、工事請負費の増額と公債費の減額、その財源として寄附金及び諸収入の増額、一般会計繰入金の減額となっております。
　詳細をご説明いたします。
　施設管理費で神野久地区の処理場で汚泥の軽減が図れる脱臭装置の配管工事請負費４７万９，０００円の増額、施設整備費で阿下地区において県道改良工事に伴う本管移設工事請負費２１万３，０００円の増額、過疎対策事業債繰り越し分の長期借入利息が見込みよりも下がりましたので３３万４，０００円減額するものでございます。
　歳入といたしましては、寄附金４７万９，０００円、諸収入５８万３，０００円の増額、繰入金７０万４，０００円の減額となっております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　続きまして、議案第６０号「平成１６年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）」について提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ８２０万１，０００円減額し、歳入歳出予算を２４億６，９８９万３，０００円と定めるものであります。
　歳出につきましては、事業費用の事業推進費、施設整備費の減額と公債費の増額で、歳入では、市債の減額と繰入金及び雑入の増額となっております。
　詳細をご説明いたします。
　事業推進費において旅費、消耗品費、食糧費など１２０万７，０００円を減額するものであります。次に、施設整備費で野村処理区において工事請負費５，０７４万円、管渠実施設計等委託料５，３４０万円、それに伴う事務費等３万５，０００円をそれぞれ減額し、公債費において不足している３８２万７，０００円を増額するものであります。また、宇和処理区において人件費１６８万７，０００円、入札減少金の発生による管渠実施設計委託料、数量計算委託料３５６万３，０００円、公債費の利子償還金９万６，０００円をそれぞれ減額、宇和浄化センター建設工事委託料を９，８７０万円増額するものであります。
　歳入といたしましては、繰入金２６９万９，０００円、雑入１４０万円の増額と、公共下水道事業債１，２３０万円の減額であります。また、事業の進捗に伴う繰越明許費、継続費の補正、地方債の限度額の減額に伴います地方債補正をそれぞれ行っております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　次に、議案第６１号「平成１６年度西予市上水道事業会計補正予算（第３号）」について提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の補正の主なものは、損益勘定において資産減耗費の計上及び簡易水道会計への繰出金の計上、また資本勘定において工事請負費の減額及びＮＴＴ無利子貸付金の平成１３年度貸付分に係る償還に伴う償還金及び国庫補助金の計上であります。
　まず、収益的収入及び支出の補正についてご説明申し上げます。
　支出の主なものは、営業費用として宇和水道事業会計において排水及び給水費の工事請負費を７００万円減額し、資産減耗費を９１６万円増額計上いたしております。また、営業外費用として野村水道事業会計で繰出金を２４３万円増額計上し、これについては予備費から同額を充当いたしております。これにより、水道事業費用では１６４万５，０００円の増額となっております。また、水道事業収益で３０万６，０００円を増額計上しております。なお、明浜事業会計の営業運転資金に充てるため２，０００万円を一般会計から長期借入金として借り入れることといたしております。
　次に、資本的収入及び支出の補正についてご説明いたします。
　支出の主なものは、宇和水道事業会計において建設改良費として４，６２０万円を減額計上し、野村水道事業会計において長期借入償還金を２１０万円増額計上し、合わせて資本的支出では４，４１０万円の減額となっております。これに伴い、資本的収入で国庫補助金を２１０万円増額計上いたしております。
　次に、建設改良費の繰り越しでございますが、公営企業法第２６条第１項の規定に基づき、宇和水道事業の建設改良費を翌年度へ繰り越して使用することができる経費の限度額を５，０００万円と定めるものでございます。よろしくご

審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
◯上甲病院総括事務長　議案第６２号「平成１６年度西予市病院事業会計補正予算（第４号）」について提案理由のご説明を申し上げます。
　今回の補正は、医業収益及び医業費用をそれぞれ減額するものであります。
　宇和病院の医師が年度途中に退職し市内に開業された関係など、外来診療の減に伴うもので医業収益を減額し、それに伴う医業費用で材料費の年間所要額の見直しにより、外来収益及び医業費用それぞれ１億１００万円を減額補正を行うものであります。
　以上の補正により、病院事業収益及び病院事業費用はそれぞれ３７億５８６万１，０００円と定めるものであります。
　次に、資本勘定でありますが、資本的支出及び資本的収入をそれぞれ減額するものであります。
　支出の部では、工事請負費と備品購入費で入札執行に伴う落札減による６４６万３，０００円の減額と、手術室の医療機器で自動気腹装置購入費用１０５万円を計上したものであります。
　これに伴い、収入の部では、一般会計出資金を３９９万３，０００円を減額するものであります。
　以上の補正により、資本的収入の合計は１億１，８５２万９，０００円、資本的支出の合計は１億９，７０５万１，０００円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する７，８５２万２，０００円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
◯三好市長　それでは、議案第６３号「平成１７年度西予市一般会計予算」についてご説明を申し上げます。
　平成１７年度予算案並びに諸議案のご審議をお願いするに当たり、今後の市政運営の所信並びに予算編成の概要を申し上げます。
　日本列島の南に位置する地域では、桜の開花宣言が今にも出されようとしている今日でありますが、やがては桜前線が北上しながらこの西予市でも満開となり、春の穏やかな日々を迎えようとしている本定例会でございます。
　開花と申しますと、昨年は桜の開花と時を同じくして西予市では半世紀に一度の大きな合併という大輪の花を咲かせてまいりました。このような大輪の開花をしたのも、これひとえに住民の皆様方がそれぞれの立場を理解しながら温かくご支援をいただいたことと、さらに２年間に及ぶ議会、職員がその負託に一生懸命こたえた集大成であろうと改めて感慨深く思っております。
　市町村合併特例法が今月末で期限切れとなるに合わせ、全国の自治体の合併が急速に進んでいます。そのような中、愛媛県はかって７０の市や町村で形成されていましたが、既に村が消え、今年度末には２０市町に再編される見通しで、大変なさま変わりになってまいります。また、三位一体の改革によって、これからの地方自治は国の関与が薄まり地方自治体が主体的に行政運営を行うことが可能となり、住民サービスに多様性と迅速性を提供し個性的な地域づくりができるようになります。住民の豊かさとゆとりの実感のできる生活に、自治体ごとのくっきりとした色彩が映える時代が到来するものと思っております。
　そのためには、昨年の最初の定例議会にも表明しましたとおり、市民が納得のいく住みやすい夢の持てる西予市のグランドデザインを、住民参加のもとでしっかりと招く必要をここに改めて強く感じております。私は、就任以来、夢のあるまちづくりを進めてまいりたいとさまざまな分野で取り組んでまいりますが、申し上げるまでもなく、人はだれしも夢を持ちながらそれを実現に向けて日々たゆまぬ努力を重ねておられると思います。こういった基本的なことは、まちづくりにおいても同様なことが言えるのではないでしょうか。
　そこで、昨年度は合併初年度ということもございまして、グランドデザインの招くスピードは助走程度でありましたが、２年目の１７年度においては、大地に広くそして太い根をおろした形でグランドデザインを招き終え、なおかつ１６年度に招いたものから順次一つ一つを着実に実行してまいりたいと、このように考えております。
　まず、安全と安心のまちづくりに取り組みます。
　昨年は台風による災害が多発するとともに、新潟中越地震により全国至るところで未曾有の災害に襲われました。当市におきましても、山間部では集中豪雨による道路や水路等の崩壊、また沿岸線沿いには強風による塩害によってミカンの落下、樹木の枯死状態が際立ち、山から海にかけての各生産者にとっては大打撃を受けた年でありました。また、年末にはインドネシアやスマトラ島沖で大地震と津波が発生して、多くの方々のとうとい生命を奪われたことは、まだ記憶に新しいことと思います。ことしで阪神・淡路大震災の発生から１０年目となる本年、私たちはあの悲惨な状況を風化することのなきよう、いま一度自然災害の恐ろしさを自分自身の心に刻むとともに、今後予想して学会等で発表されている南海地震あるいは東南海沖地震の備えも含めて、行政と住民が一体となって災害に強いまちづくりに真剣に取り組む必要があります。
　そのために、現在作成中の西予市防災計画を本年度末までに仕上げ、それらの内容の精査を防災会議に諮った上で住民に周知し、さらにこの防災計画に沿ってさまざまな方面から取り組んでまいりたいと考えています。
　また、災害復旧には多額の支出が伴います。ご承知のとおり、今の財政状況は極めて厳しい状況にあり、大災害の復旧には即座に対応すべき財政の捻出は困難な状況に置かれております。こういったことを踏まえ、１７年度から逐次災害対策基金を造成し備えの一端にしたいと思っております。
　次に、市としての一体感の早期実現に努めます。
　合併後の中で最も重要なことは、市民の皆様に西予市は一つであるという認識を持っていただくことであります。今までに５つの町が長年にわたってはぐくみ、継承してきた文化や生活スタイル、あるいは物事の考え方はそれぞれの町で異なっていたことは当然でありますが、しかし西予市という一つの町となった以上、これらを互いが共有や尊重あるいは理解しながら、西予市民が一体となり、喜びも苦しみも分かち合えるようにしなければなりません。そのためには、一刻も早く地域主義を捨て、自分たちは西予市民であるという自覚を持って、一人一人が前向きな姿勢で取り組む必要があります。また、行政もあらゆる機会を通じ、一体感の持てる行事等々を進めるとともに、均衡ある施策を講じてまいりたいと考えております。
　次に、行財政改革を協力に推し進めてまいります。
　地方分権が呼ばれてから久しく、今や実行の時代に入り、これからが本当の意味での市町村の力や真価が問われてまいります。このような中で、西予市は合併と同時に他自治体に先駆けて、みずからの責任と工夫による魅力的で個性あふれるまちづくりを自主的、主体的に推進いたします。また、少子・高齢化の進行や情報化の進展、住民の価値観の複雑化など、行政を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな行政課題、多様化した住民ニーズに柔軟に対応するために、常にその時代に即した組織機構の見直しを図る必要があります。
　そこで、このたび新たな行政課題を解消する上で、保健福祉課を分離分割し、より以上きめ細やかなサービスを提供します。さらに、学校教育課は事務事業の合理化、効率化を図る上で本庁に統合いたします。また、私の公約でありました男女共同参画室を設置し、女性の声が市政に届く体制を整え、元気で明るい西予市をつくります。
　次に、財政面でございますが、昨年は三位一体改革に翻弄された年と言っても過言ではありません。それに加え、現下の地方財政は平成６年度以降１１年連続して多額の財源不足を生じており、この間地方債の増発や基金の繰り入れによってこれを補てんし、収支のバランスを図るという極めて厳しい状況が続いています。これに伴い、地方の借入金残高は増加の一途をたどり、その結果今年度末には２０４兆円に達する見込みで、まさに地方財政の危機的な状況にあります。西予市もこのような状況に陥っており、例外な自治体ではありません。

それでは、どのようにしてこの状況から脱却していくことができるのか、私たちは英知を結集し取り組む必要があります。日ごろより市政に求める施設や施策などを要望、陳情という形で数多く寄せられていますが、ただ残念でありますが、これらの中で市の歳入となるお話は皆無に等しいのが実情であります。限られた財源をみんなで奪い合えば、これは当然すぐになくなってしまいます。そのようなことのなきよう、限られているものこそお互いに譲り合って、生かし切っていくことが最も重要なことではないでしょうか。

これからの国の財政事情は、社会保障の増大に伴い、ますます財源不足が大きくなってまいります。そのような状況が予測できる中、仮に国が風邪ぎみな程度になったとしても、西予市は国等で頼っている財源が約８割を占めているため、西予市は大病を患うほどになってしまいます。その予防策として、２１世紀にふさわしいまちづくり、いわゆる身の丈に合った目標を掲げ、市民と行政が協働しながら着実に前進するとともに、中・長期的な展望を持って健全な財政運営へのガイドラインを構築することが、最も重要であると考えております。

次に、市民一人一人がごみ減量化に取り組む運動を展開します。

現在のごみの収集、運搬、処理、処分に要する経費は年間約６億円必要であり、１日当たり約１６４万円で処分されています。そこで、私たちはこの現実に直視し、一人一人が自分自身の問題として取り組みながら、現状のむだな経費を全員の力で１割でも２割でも経費の削減に努め、その上でよりよい生活文化を築いていく必要があるものと、このように考えております。

また、私たちの暮らしは、自然界の変わることのない営みによって成り立っています。その自然の営みが崩れつつある今日、私たち一人一人が環境問題への認識を深め、この西予市の豊かな自然を子々孫々に引き継ぐ義務があります。そのためにも、本年度ごみ減量化の施策として、各地域に生活環境委員を設置し、ごみを分別監視指導並びにごみの正しい出し方の普及や啓発に取り組む運動を展開してまいりますので、どうかご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

次に、交通弱者に配置した交通システムの構築を目指した調査研究を進めます。

ご承知のとおり、本地域は５１４平方キロという広大な面積を有し、他の地域以上に公共交通体系の確立が求められているところでありますが、現実はモータリゼーションの発展と過疎化によって、路線バスの廃止や便数の激減の波が押し寄せ、高齢者、障害者、子供たちの交通弱者の皆様には、大変不便を来しているところでございます。

公共交通機関の利便性、充実性を図ることは、その町の経済効果に寄与することはもちろんのこと、福祉、医療、教育等々の面々でも必要不可欠であり、それに対応することは行政の必須項目であると認識いたしております。今回、こういった視点からとらえ、現路線バスの運行維持を今後ともお願いするとともに、新たにＮＰＯ等によるボランティア輸送あるいは通常乗り合いバス、タクシーと言われる１０人乗りジャンボタクシーによる運送など、高齢者に優しい交通システムの構築を検討してまいります。

この公共交通体系の確立が実現しますと、現在整理が進められ、近々竣工予定の乙亥会館、健康保養地宝泉坊第２ロッジ、みかめ本館、さらにどんぶり館、游の里、はま湯といった各施設を市民全体が共有し、公有することが可能となり、産業の活性化とお年寄りや障害者の健康や生きがいづくりに大いに貢献できるものと思っております。

次に、川上から川下へ木材の物流政策を展開し、林業の振興と住宅供給に取り組みます。

当地域の第１次産業比率は、県全体の比率と比べて２倍以上の高い就業構造となっており、農林水産業の活性化を図ることは西予市の近々の課題であり、かつ固有の地場産業を構築する必要があります。そのような中、特に林業につきましては、木材価格の低迷や代替え製品の普及等によりまして、国産の木材市場は圧迫され、林業を取り巻く環境は極めて厳しい状況の下に置かれていることはご承知のことと思います。

このような逆境で林業に従事されている方々は、山を守るという使命感と戦後植栽された杉、檜の人工林が順次伐採時期を迎えようとしている今日、新たな需要開拓を模索しながら、懸命に努力されておられます。私は、このような状況にかんがみ、今回西予市が山、里、海の一体化した地域として誕生したことに際し、川上から川中そして川下への木材流通を盛んにするための施策として、西予市内で新築または購入しようとする市民には、西予市内の森林で守り育てた木材を使用した場合に限り市単独補助金を交付いたします。この補助金を交付することによって、今後マイホームの夢を抱いておられる皆様には、一歩でも実現の可能性が高くなるとともに、木材の需要度もおのずと高まり、林業の振興と住宅供給の両面から支援できるものと思っております。

なお、森林は水源の涵養や土砂の流出防止等のほかに、二酸化炭素の吸収によって地球環境の保全にも重要な役割を果たしており、今後ともより一層の森林の整備と保全に取り組んでまいります。

次に、心豊かでたくましく生きる力をはぐくむ教育の推進に努めます。

私は、２１世紀を強くたくましく生きる力をはぐくむ教育の推進として、豊かな人間性と社会性の育成を重視しておりますが、豊かな人間性の育成は一朝一夕にしてできるものではなく、教育課程全体を通して、各教科、道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間等を相互に関連させ、より充実させることで効果が上げられるものと思っております。また、学習の場だけでなく、日常生活の中で自分を見詰め、お互いに励まし合い、磨き合うことによって、豊かな心をはぐくんでいけるものと考えています。培っていけるものと考えています。さらに、生まれ育った地域の中で、心豊かでたくましく生きる力をはぐくむため、体験の場として家庭や地域社会の教育力を生かすことが大切であり、学校、家庭、地域社会が連携を密にして取り組む必要があります。

そのほか、西予市の学校では、今後とも総合的な学習の時間を活動の中心として、多くの感動、体感の場を設置するよう努めてまいります。例えば、農業体験活動や高齢者との交流授業、また社会見学や他市町村の児童・生徒との交流学習、そして児童・生徒の海外派遣事業等、数多くの事業を展開し、これらの事業の中の体験を通して、やりがいや自分が地域社会に貢献できることなどに気づかせる。つまり、個人の自信につながり、次の活動への意欲や動機づけとなるような学校教育を目指したいと思っております。

以上、就任２年目となる私の市政運営と当面する事業課題への対応について、所信の一端を述べさせていただきました。

それでは次に、平成１７年度予算案の概要についてご説明をいたします。

平成１７年度の予算は、国の動向を踏まえつつ、次の３つの基本的な考えのもとで予算編成をいたしました。

その１点目として、国から地方への三位一体改革の本格的な流れに向かう年であることの認識に立脚した地方時代の幕あけ予算。

２点目として、西予市においては合併に当たり作成された西予市まちづくり計画の基本を踏まえながらも、新西予市出発のフリーハンドを得た柔軟な予算。

３点目として、財政の健全性を大原則としつつ、また予算の統一を図りつつ、グローバルに考えローカルに実践する予算。

この３つの方針のもとで、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、市民が納得する予算として、その結果平成１７年度各会計予算は、一般会計２５４億９，０００万円、特別会計１９９億３，３７６万１，０００円、公営企業会計６２億３，５９０万９，０００円、全会計総額では５１６億５，９６７万円となりました。

以下、一般会計予算の主な事業について、款項の区分を基準とした目的別分類でご説明いたします。

初めに、総務費でございますが、男女共同参画意識啓発の一環としての講演会費や研修会費を計上しております。また、行政運営の改善、適正化を図るために、行政機関の業務の実施状況の評価システムを図る費用、さらに今後電子行

政を目指す上には、まず内部業務システムの整備を求められます。そこで、今回文書の収受から保管、保存までの文書管理システム化の一部費用、また統計事業としても最も重要な５年に一度の国勢調査費用、そのほかにコミュニティー施設の整備では永長集会所、伊賀上２区集会所の建設事業費を計上しております。総額では２３億９，０３４万５，０００円となっております。
　次に、民生費でございますが、我が国は２００７年から人口減少社会が到来すると言われ、いまだかってない速さで少子・高齢化が進んでまいります。本市におきましては、本年１月末現在で市民の３人に１人が６５歳以上という、他市とは比較にならないほどの高齢者地域となっております。こうした状況を十分踏まえ、将来を見据えた少子化対策、高齢化対策に取り組むために、限られた財源を有効にシフトしていかなければなりません。そこで、今回は合併の中で調整された従来より高いサービス水準の補助金、いわゆるはり、きゅう、マッサージ補助金や、在宅寝たきり老人介護手当補助金、敬老会補助金、高齢者記念品補助金等々や、保険料の保護者負担金を見直し、その財源を今後ますます増大する国民健康保険医療、老人保健医療、介護保険の費用部分に移行します。この見直しは、決して福祉行政の見捨て策ではなく、あくまでも今後の社会保障の負担金の安定化を図るためでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。一方、高齢者が安心して暮らせる社会の実現を図るため、生きがい活動支援通所事業や配食サービス事業、外出支援サービス事業、独居老人緊急通報サービス事業など、各種事業を引き続き実施することといたしております。また、保育料の引き下げにつきましては、国が定める基準より３６％低く抑えられたという過剰的サービスを提供していましたが、しかし限られた財源を一事業のみに過大に投資することはだれしも望むものではなく、今回是正すべきものは是正すべきと判断し見直しを行っております。このことによって、今後も身体の不自由な園児への思いやりのある行財政支援措置が拡充できるものと思っております。また、母子、父子家庭の助成措置あるいは子供たちが安心して学ぶ、遊べる場の支援費を計上しております。そのほか、西予市の新しい健康づくりの拠点施設、健康保養地中核施設が本年１１月オープンを目指し、着々と工事が進んでおりますが、その継続事業費を計上しております。総額で５７億９，８３８万円となっております。
　次に、衛生費でございますが、市の一般廃棄物処理施設や火葬場等生活環境施設は、ほとんどの施設が老朽化し修繕費等が毎年必要で、施設全体の見直しが急務となっております。そこで、西予市環境基本計画を策定し、長期的、総合的視点に立った環境行政を推進していく必要がありますので、今回調査研究を行う環境対策専門委員会設置費用を計上しております。また、これからの西予市が環境社会を目指す上で、ごみの減量化を図りながら経費の削減を行うため、廃プラ減容こん包機械購入費の計上、さらに河川の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽設置補助金を計上しております。総額では２３億６，０９７万９，０００円となっております。
　次に、労働費におきましては、勤労者への福祉厚生資金である住宅建設資金並びに教育資金の融資をスムーズに行っていただくために、預託金を計上しております。総額で１，４００万円となっております。
　次に、農林水産業費でございますが、当地域の第１次産業の就業構造は、先ほども触れましたとおりで極めて高い位置を占め、こういった方々がこれまでには地域経済を支え、しかも後継者を育成し町を形成してこられたことはご案内のとおりであります。そこで、今後とも農林水産業の事業は重要施策として掲げ、積極的に推進するため、三瓶地区のかんきつ農家の最優先要望であります光センサー選果機導入補助金、城川地区のトマトの選果機導入補助金を計上しております。また、明浜の農漁業後継者及びＵターン、Ｉターンを対象とした後継者定住住宅整備事業の計上、さらに圃場整備や用排水の整備、農道整備、林道小振・鍵山線開設事業ほか５本の林道整備を図ります。また、畜産業の盛んな野村町では、地元食材のブランド化への重要な資源と位置づけ、新しい産業の創造に向けた優良で高品質な肉豚の生産を目指した研究費を計上、また高山、田之浜、特定漁協整備、高山漁協環境整備、あるいは垣生漁協整備、仁及漁協整備や、漁獲の増大を図るために三瓶漁場魚礁整備事業費を計上しております。総額で４３億８，３４８万３，０００円となっております。
　次に、商工費でございますが、国は日本経済が長い低迷から脱し、その先にある成長の姿が見え始めたと言われておりますが、本地域ではなかなかその姿は見えてこないのが実感しております。しかし、かといって経済成長の上昇だけを望み続け、あるいは国の景気対策のみを頼るようなことでは西予市の経済の活性化は図れませんので、今後ともあらゆる努力を傾注して取り組んでまいります。そこで、中小企業の発展と地域に根差した商店街づくりの支援等々では、中小企業振興資金の融資額の増額を図っておりますので、経営者の皆様には、ぜひ運転資金にご利用いただきたいと思っております。また、中心市街活性化事業として、平成１５年度から始めていた乙亥の里が４月２３日に落成、さらにみかめ本館が８月にオープンする運びとなっておりますが、これからはこれらの両施設が商業集積の核となり、市内外から集客に努め、市街地周辺を回遊していただくような運営管理を行い、倍旧に増し商店街の活性化を目指しています。また、観光イベントについては、各町ごとに独自の手法で歩んでいましたが、昨年１０月に西予市観光協会を設立しましたので、今後は広域的な視野に立って各町の特徴を引き出しながら連携を図って取り組んでいきます。さらに１６年度より国土交通省のまちづくり交付金を受けて事業に着手しております宇和町商店街並びに卯之町町並み舗装整備を引き続き実施する経費、また明浜シーサイド・サンパーク交流施設整備事業の一環として緑地広場駐車場整備、遊歩道整備費を計上、また三瓶中心市街地活性化事業として市街地の街路整備を行い、良質な町並み整備を図る費用を計上しております。総額で４億２，９３９万５，０００円となっております。
　次に、土木費でございますが、都市基盤の根幹をなす道路整備につきましては、公共交通の利便性の向上を図るために必要不可欠な施策であり、特に当地域は未整備区間が多く残されている現状からして、今後とも引き続きアクセス道路の整備を図っていきます。そこで、市道改良工事として宇和町伊賀上２７７号線ほか１７本、野村町湡筋、田之筋ほか９本、城川町下高野子線ほか４本、三瓶町和泉１０９号線ほか２本の改良工事費を計上しております。そのほか、市民を災害から守るべき対策として、がけ崩れ防災対策事業費また公共下水道事業の建設事業や償還金に充てるための繰出金をそれぞれ計上いたしております。総額で２３億４，６４１万７，０００円となっております。
　次に、消防費でございますが、住民の生命財産を守っていただき、安心して暮らせる町を築くために、ポンプ自動車２台、小型動力ポンプ付積載車等２台を導入し配備します。また、耐震性貯水槽３カ所や消防詰所３カ所を整備します。そのほか、平成１６年４月から明浜、城川地区に第１段階の救急医療体制を整え２名の隊員で対応していますが、重篤患者への搬送を考慮した上でより万全な措置を講じるため、それぞれ１名の増員を図ってまいります。総額で８億８，４８４万８，０００円となっております。
　次に、教育費でございますが、学校教育では学習指導要領に基づき、特徴ある教育と開かれた学校経営を展開してまいります。そこで、具体的な施策として、まず学校施設整備費では魚成小学校の改築や耐震診断優先度調査を実施し、安全確保に努めます。また、ソフト面では１６年度に整備された校内ＬＡＮを活用した学校間交流事業や情報機器を活用した教育の推進を図ります。さらに、国の緊急雇用制度により実施しておりました教育支援員については本年度末で打ち切られますが、しかし新年度からは市単独事業として学校生活支援員を配置し、障害等のある児童を普通学級で受け入れるとともに、子供の能力を引き出す教育環境の整備にも配慮いたしております。また、生涯スポーツを通じて市民の健康と多様な人々との交流ができるよう、いつでも、どこでも、だれでもが気軽に参加できるスポーツ環境の整備を図り、魅力ある社会体育を展開します。そのほか、文化面では豊かな自然の中で多様な伝統文化や文化財、文化遺産がはぐくまれてきましたが、これらの文化財を保存し、次世代へ継承していくために、文化財保護法に基づき積極的な活用を図っていき、市民の生活や文化の向上に貢献できる推進体制を樹立します。また、市内の図書館、図書室の蔵書数は２１万冊ほどでございますが、現在の貸出方法ではそれぞれの町の書物しか利用することができませんが、今回そ

ういったことを解消するために、すべての資料データが一つになる図書館情報システムを導入し、市内の離れた図書館、図書室にある蔵書物を近くの図書館で受け取りができるようにします。総額で２７億７，２９４万５，０００円となっております。
　以上、歳出予算の目的別概要でございましたが、続きまして歳入について説明いたします。
　自主財源のかなめであります市税につきましては、景気は回復傾向にあると言われていますが、しかしそれでもやはり厳しい経済情勢には変わりなく、所得等は横ばいの状態にあります。そのような中で、市税全体にとらえますと、前年度比０．３ポイントの増となっております。
　次に、地方譲与税につきましては、三位一体改革による税源移譲の所得譲与税がこの科目に含まれているため、前年度より３０．４％の増となっております。また、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得交付金、地方特例交付金につきましては、１６年度実績に基づき算出した全額を計上しております。
　次に、地方交付税につきましては、地方財政計画では０．１％増となっております。この指標をもとに算出した見込み額の全額相当分を計上しております。
　次に、国庫支出金、県支出金につきましては、それぞれの基準、要綱の規定により事業規模に応じて算定し、計上しております。
　市債につきましては、合併特例債、過疎債並びに辺地債の財政上有利な起債を計上するものであります。
　以上、説明してまいりましたが、平成１７年度予算には私にとって初めての本格的な予算となるわけでありますが、予算編成の方針では一般財源の減収の理由で、１６年度通常分の４％減を打ち出し、編成作業に当たらせたわけでありますが、それぞれの担当者は昨年に増し非常に厳しい内容であったと振り返られるものとなりました。しかし、むだな経費は徹底して削減し、また節約できるものは日ごろより細かく注意を払い、節約を旨とした節減指針によって、その捻出した財源を必要な事業にシフトした予算編成であると思っております。
　冒頭にも述べましたとおり、それぞれの人が喜び、それぞれの人が輝き、市民が納得する予算を目指し、本予算を調製いたしました。市会議員の皆様並びに市民の皆様には、どうかご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、以上、私の市政運営に関する所信の一端と平成１７年度予算の概要について申し上げるものであります。なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
◯議長　議案第６３号の補足説明を求めます。
◯清水財政課長　（補足説明）
◯議長　暫時休憩いたします。
　午後３時まで休憩いたします。（休憩　午後２時４５分）
◯議長　再開いたします。（再開　午後３時００分）
◯松本生活福祉部長　説明の前にお断りをさせていただきます。
　先ほどの一般会計の説明の中で、１１７ページの老人福祉費、２０節扶助費の中で、敬老年金として８８歳が５万円と説明いたしましたけれども、これは条例改正案では３万円といたしております。それと、敬老年金は、条例が改正されれば敬老祝い金に相当するものであります。
　それでは、議案第６４号「平成１７年度西予市授産場特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
　本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ２，１８８万３，０００円といたしております。
　歳出の主なものは、施設授産場費の事務費で人件費等１，５３８万５，０００円、事業費の事業費で賃金等６４９万７，０００円であります。
　歳入では、手袋加工賃等の施設授産場事業収入４３７万９，０００円、繰入金で一般会計繰入金及び保護施設事務費繰入金で１，７５０万１，０００円を予定いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　次に、議案第６５号「平成１７年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
　本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ２，８７８万２，０００円といたしております。
　歳出の主なものは、住宅新築資金並びに改良資金に借り入れている公債費の元金２，１６２万７，０００円と利子５６４万２，０００円であります。
　歳入の主なものは、住宅改修資金貸付金元利収入７７万３，０００円及び住宅新築資金等貸付金元利収入２，２２６万７，０００円並びに住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金３１６万４，０００円、繰入金１４万４，０００円、また繰越金２４３万４，０００円を予定計上いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
◯河野教育部長　議案第６６号「平成１７年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
　この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生、生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し、定額を無利子で貸し付けるものであります。
　本予算は、新規貸付予定者７６名、継続貸付者１１６名、計１９２名分及び運営費を合わせて７，１６３万４，０００円計上いたしました。
　歳入では、償還金６，１３７万８，０００円、繰入金１，０２５万５，０００円を計上し運営するものであります。
　なお、奨学資金の貸し付けに当たっては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定、運営を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
◯松本生活福祉部長　議案第６７号「平成１７年度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
　国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と１１の診療所勘定予算で構成されております。
　まず、事業勘定予算よりご説明申し上げます。
　平成１７年度の予算編成に当たりましては、三位一体改革に伴い、国民健康保険におきましても国庫負担と保険料負担を均等にすることの基本的な考え方を維持しつつ、国保財政の安定化における都道府県の役割、権限の強化を図るための見直しがされましたので、今年度も国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、制度改正の対応等、国が示す留意事項に基づき編成いたしました。今後とも、高齢化の進展による保険給付費及び老人保健拠出金の増加等支出の増加が見込まれることなどから、財政状況は一層厳しい状況になることが予想されますので、最近における医療費の動向や特殊事情等を考慮しながら、また健全な財政確保のための最重点課題である保険税収入の確保対策や医療費適正化対策等を考慮し、そのために必要な経費を計上いたしました。今年度も被保険者の健康の保持、増進のための重要な事業であります保健事業に積極的に取り組み、昨年度、県、国保連合会、保健所等関係機関と連携しながら、医療費分析、実態調査等を実施し、また住民参加により策定した、発症させない、長引かせない地域づくり計画書、「元気だ！西予、西予市健康づくり計画２０１４」の実践ほか、人間ドックの補助を行い、疾病の早期発見、早期治療、保健師による訪問指導、さらにレセプト点検を積極的に実施し、医療費の適正化に努める所存であります。
　歳出の主なものは、総務費１億４４１万８，０００円、保険給付費３４億８，０７４万４，０００円、老人保健拠出金１０億９，５４７万６，０００円、介護納付金３億１，２１８万４，０００円、保健事業につきましては、健康総合

対策事業、医療費適正化費等４，３８２万４，０００円を計上し、さらに諸支出金ほか、必要見込み額を計上いたしました。
歳入につきましては、国民健康保険税を医療費分と介護分とに区分し、１２億９，７１９万６，０００円を計上いたしております。
国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金並びに財政調整交付金等１７億８，５９３万３，０００円、また今年度から新たに導入されました愛媛県財政調整交付金等県支出金２億２，００７万１，０００円を計上し、退職者医療制度によります療養給付費等交付金９億７，８８２万６，０００円、基盤安定・財政安定化支援事業等一般会計繰入金４億８，７９０万８，０００円等を計上いたしました。
以上によりまして、事業勘定予算は歳入歳出それぞれ５２億３，２００万円といたしております。
次に、診療施設勘定予算についてご説明申し上げます。
ご承知のように、診療所を取り巻く環境は、高齢化の進展や基幹病院等への患者志向の増大により、診療所経営は年々厳しい経営を余儀なくされ、一般会計からの繰入金等に頼る傾向が強くなっているのが現状であります。
一方、地域住民からの診療所に対する依存の声が依然高まっているのも事実であります。このような状況のもと、赤字経営からの脱却を図るため、医師の兼任、管理体制の見直しや、出張診療の導入、医薬材料等の一括購入による経費節減等、物心両面にわたり経営の改善に積極的に努め、今後とも地域になくてはならない診療所づくりを目指す所存であります。
以上によりまして、明浜町の各診療所勘定歳入歳出予算総額は、俵津診療所１億９７５万６，０００円、狩江診療所７，３５８万２，０００円、高山診療所９，２８４万８，０００円、田之浜診療所２，２２２万２，０００円をそれぞれ計上いたしております。
野村町の各診療所勘定歳入歳出予算総額は、坂石診療所３６６万１，０００円、惣川診療所１，６１８万１，０００円を計上いたしております。
城川町の各診療所勘定歳入歳出予算総額は、土居診療所１億９，４３２万８，０００円、杉之瀬出張診療所２，２１３万７，０００円、遊子川出張診療所５４５万４，０００円を計上いたしております。
三瓶町の各診療所勘定歳入歳出予算総額は、二及診療所４，８２２万９，０００円、周木診療所４，８３３万９，０００円を計上いたしております。
各診療所勘定予算の明細につきましては、それぞれ１０５ページから掲載いたしておりますのでご確認いただきたいと存じます。
なお、本件につきましては、３月４日開催いたしました国保運営協議会におきまして慎重なご審議をいただき、本日ご提案申し上げる次第でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
次に、議案第６８号「平成１７年度西予市老人保健特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
平成１４年１０月の老人保健法改正により、老人医療受給対象年齢の引き上げに伴い医療対象者数は減少傾向にありますが、高齢化の進展とともに１人当たり老人医療費は年々増加傾向にあり、今後も医療の高度化、高齢のための有病、慢性病の増加等さまざまな要因により医療費の減少は余り望まれない状況であります。
これらのことを踏まえ今年度の予算編成を行いましたが、そのほとんどが医療諸費でありまして、本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６９億２，０１１万３，０００円と定めるものであります。
歳出の主なものにつきましては、総務費で５，００８万５，０００円、医療諸費で医療給付費６７億４，７８４万円、医療費支給費９，５３６万４，０００円、審査支払手数料２，６２４万８，０００円を、医療受給者数を医療費実績額の伸び等を考慮しまして６８億６，９４５万２，０００円を見込み計上いたしました。これは、前年度対比１％減となります。また、予備費として５７万円を計上いたしております。
歳入につきましては、医療費に対する支払基金交付金として３８億９，１１６万７，０００円、審査支払手数料交付金として２，６０６万１，０００円、合わせて３９億１，７２２万８，０００円を計上いたしました。
また、医療費に対する国庫負担金につきましては、医療費負担金として１９億５，２０２万６，０００円、県負担金につきましては、医療費県負担金として４億８，８００万６，０００円を計上いたしております。一般会計繰入金につきましては、事業費を含み５億３，８８４万６，０００円を計上いたしました。また、諸収入として第三者納付金を２，４００万円見込み計上いたしております。
歳入につきましては、老人保健法改正により、段階的に国、県、市町村の公費割合の引き上げと、交付金割合の引き下げが毎年４％ずつ行われているため、医療費予算額は前年度と余り変わりがないにもかかわらず交付金が減り、国庫負担金、県負担金及び一般会計繰入金がふえることになりました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
次に、議案第６９号「平成１７年度西予市介護保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
本予算の事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３９億１，１８５万５，０００円と定めるものであります。
明浜特別養護老人ホーム勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億１，９３６万９，０００円、明浜居宅介護支援勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，２１６万２，０００円、明浜デイサービス勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，６５８万４，０００円、城川居宅介護支援勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，３３４万５，０００円、三瓶介護サービス勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，７２１万７，０００円といたしております。
内訳といたしまして、介護保険特別会計事業勘定予算で歳出の主なものは、総務費の総務管理費で一般管理費８，８８０万８，０００円、賦課徴収費１３８万８，０００円、介護認定審査会費９０２万７，０００円、認定調査等費１，８９９万３，０００円、趣旨普及費１５４万２，０００円、介護給付費の介護サービス等諸費で介護サービス給付費３５億８，７２０万８，０００円、支援サービス等諸費で支援サービス給付費１億７，１９３万６，０００円、その他諸費で審査支払手数料５４７万２，０００円、高額介護サービス費で２，２７８万８，０００円、財政安定化基金拠出金で３５８万５，０００円であります。
歳入の主なものは、保険料の第１号被保険者保険料５億２，２７５万７，０００円、国庫支出金で介護給付費負担金７億５，７４８万円、調整交付金２億９，９５８万４，０００円、県支出金で介護給付費負担金４億７，３４２万５，０００円、支払基金交付金で介護給付費交付金１２億１，１９６万９，０００円、繰入金で介護給付費繰入金４億７，３４２万５，０００円、その他一般会計繰入金１億１，９８６万３，０００円、介護給付費準備基金繰入金３，７９０万３，０００円、繰越金１，５３０万円を予定いたしております。
次に、明浜特別養護老人ホーム勘定会計でございますが、歳出の主なものは、総務費の施設管理費で一般管理費２億５，８２８万２，０００円、短期入所一般管理費８６６万２，０００円、サービス事業費で居宅サービス事業費３１５万５，０００円、施設介護サービス事業費４，２１２万３，０００円、諸支出金で他会計繰出金５００万円、予備費１６６万６，０００円であります。
歳入の主なものは、サービス収入の介護給付費収入で居宅介護サービス収入１，８６７万７，０００円、施設介護サービス収入２億６，７７１万６，０００円、自己負担金収入３，２８０万１，０００円となっております。
次に、明浜居宅介護支援勘定会計予算でありますが、歳出の主なものは、総務費の施設管理費で一般管理費２，０８

６万３，０００円、サービス事業費で居宅介護支援事業費１１７万円であります。
歳入の主なものは、サービス収入の介護給付費収入で居宅介護サービス計画費９４８万６，０００円、予防給付費収入で居宅支援サービス計画費収入３０６万円、繰入金で一般会計繰入金９６１万３，０００円となっております。
次に、明浜デイサービス勘定会計予算でありますが、歳出の主なものでは、総務費の施設管理費で一般管理費２，４００万５，０００円、サービス事業費、居宅サービス事業費で２１３万３，０００円、予備費４２万６，０００円であります。
歳入では、サービス収入の介護給付費収入１，３７６万６，０００円、予防給付費収入の居宅支援サービス収入１３４万４，０００円、自己負担金収入２４６万８，０００円、繰入金で明浜特別養護老人ホーム特別会計繰入金５００万円、諸収入で受託事業収入４００万円となっております。
次に、城川居宅介護支援勘定会計予算でございます。
歳出の主なものは、総務費の施設管理費で一般管理費２，１４９万４，０００円、サービス事業費で居宅介護支援事業費１８４万９，０００円であります。
歳入の主なものは、サービス収入の介護給付費収入で居宅介護サービス計画費１，１７３万６，０００円、予防給付費収入で居宅支援サービス計画収入４６９万４，０００円、繰入金で一般会計繰入金６９１万円となっております。
次に、三瓶介護サービス勘定会計予算についてでございます。
歳出の主なものは、サービス事業費で居宅サービス事業費３，７０１万２，０００円、施設整備費で２０万円であります。
歳入の主なものは、サービス収入で介護給付費収入の居宅介護サービス費収入２，１１０万３，０００円、予防給付費収入で居宅支援サービス収入１，２３８万７，０００円、自己負担金収入３７２万２，０００円となっております。
以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○安藤建設部長　議案第７０号「平成１７年度西予市港湾整備事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ１３２万１，０００円と定めるものであります。
歳出では、長期債元金及び利子償還金１３２万１，０００円を計上いたしております。財源につきましては、一般会計繰入金を充当しております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
次に、議案第７１号「平成１７年度西予市簡易水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
平成１７年度に実施します事業の主なものは、白髭地区において、森林居住環境整備事業として新たに用水施設を整備するほか、県の砂防工事に伴い、上松葉水道施設配水管布設がえ工事であります。また、和泉地区営農飲雑用水施設事業を継続して行うこととし、歳入歳出それぞれ３億３，９００万４，０００円と定めるものであります。
まず、歳入歳出予算からご説明申し上げます。
歳出の主なものといたしましては、総務管理費において人件費のほか、中山間事業負担金として１，２０２万５，０００円を計上し、合わせて１億３，３７８万１，０００円を見込んでおります。また、施設整備費において、白髭地区の森林居住環境整備事業に伴う工事請負費として７，８００万円、上松葉水道施設配水管布設がえ工事に伴う工事請負費として１，０００万円、南地区の水源地停電対策電気工事に伴う工事請負費として２４５万円を計上し、そのほか工事請負費、委託料等合わせて１億２，３９９万円を見込んでおります。このほか公債費償還金が７，４９５万９，０００円、予備費６２７万４，０００円を計上いたしております。
これらに対する財源の主なものといたしましては、給水収入１億１，８０３万２，０００円、国庫補助金４，５０４万５，０００円、繰入金１億７１５万２，０００円、市債が４，９００万円、このほか分担金及び負担金、財産収入、繰越金、諸収入等合わせて１，９７７万５，０００円を見込み充当いたしております。
次に、地方債でございますが、白髭地区森林居住環境整備事業及び和泉地区営農飲雑用水施設事業に係る地方債の限度額を４，９００万円と定めるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
次に、議案第７２号「平成１７年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
本予算は、歳入歳出総額をそれぞれ９億１，７５０万２，０００円と定めるものでございます。
本年度の西予市農業集落排水事業についてでありますが、主な事業といたしましては、汚水処理を実施しております７地区の施設の維持管理と、継続で施設の建設を進めております宇和町、石城地区と多田地区の施設整備であります。
平成１７年度の予算の主なものは、施設管理費といたしまして４，７２８万６，０００円計上いたしておりますが、その内訳は、処理施設の維持管理に関します光熱水費１，５１６万７，０００円、くみ取り手数料１，０８７万９，０００円、機械器具保守点検委託料１，７９４万円等でございます。次に、施設整備費でありますが、６億７，７５４万３，０００円を計上しており、その主なものは人件費の一般職の給料１，３３２万６，０００円、職員手当等９５０万円、消耗品費等の需用費９００万４，０００円、工事設計のための委託料６，７３８万６，０００円、処理施設及び管路施設整備のための工事請負費５億６，９９０万円を計上しております。次に、公債費でありますが、１億７，７３１万４，０００円を計上しております。これは、今までに建設された施設整備に対します元利償還金でありますが、元金１億２，０２５万８，０００円、利子５，７０５万６，０００円をそれぞれ計上しております。また、予備費として１，５３５万９，０００円を計上いたしております。
歳入の主なものは、汚水処理を行っています７地区の施設使用料４，７６２万円、施設整備事業に対します受益者の分担金１，８８７万９，０００円、県補助金３億６，６８０万円、石城地区の一部供用開始に伴う維持管理費及び田之筋地区の脱臭装置設置に係る財源としての給付金が１，９２２万５，０００円、市債の元利償還金並びに施設整備費等として一般会計繰入金２億８５７万８，０００円、前年度からの繰越金で１，１９０万円、消費税還付金等の諸収入８３０万円、市債で２億３，６２０万円を充当いたしております。
なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第２表により定めております。
以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
次に、議案第７３号「平成１７年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
西予市の公共下水道事業についてでありますが、平成１７年３月３１日より供用開始を予定している野村処理区では平成１１年度から、平成１９年度供用開始予定の宇和処理区では平成１２年度からそれぞれ事業に着手しております。平成１７年度に実施する主な事業につきましては、宇和処理区では延長約４，８００メートルの管路整備工事及び宇和浄化センターの建設工事を、また野村処理区では延長約２，３００メーターの管路整備工事及び浄化センター汚泥設備工事をそれぞれ予定いたしております。
それでは、予算の説明を行います。
本予算は、歳入歳出総額を１４億２，４２５万３，０００円と定めるものであります。
次に、地方債でございますが、限度額を６億２，４８０万円、利率４％以内と定めるものでございます。
詳細をご説明いたします。
事業推進費の１２８万９，０００円でございますが、公共下水道事業の推進並びに普及促進などに要する経費でござ

います。次に、施設整備費として１３億２，７８８万９，０００円を計上いたしておりますが、主なものといたしましては、一般職の給料２，５８７万８，０００円、職員手当等１，８０３万３，０００円、管路実施設計、浄化センター建設工事委託料等の委託料で６億８，５８０万円、管路整備工事に関します工事請負費５億７，７５０万円等であります。施設管理費４，５２５万円でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、平成１７年３月３１日供用開始を予定いたしております野村処理区の施設維持管理費用として、臨時雇い賃金１３１万４，０００円、消耗品費、光熱水費等の需用費で５２３万１，０００円、浄化センター維持管理委託料等の委託料で２，１９８万２，０００円、公共下水道接続奨励金１，２００万円等を計上いたしております。
財源といたしましては、公共下水道国庫補助金５億３，３４３万３，０００円、市債の元利償還金及び施設整備費等といたしまして、一般会計繰入金を１億９，７５１万８，０００円、前年度繰越金１０万円、消費税の還付金等を雑入として１，９０１万円、市債として６億２，４８０万円、また、供用開始による野村処理区の事業費の分担金で４，５００万円及び施設の使用料４３９万２，０００円を充当いたしております。
なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第２表により定めております。
以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
次に、議案第７４号「平成１７年度西予市上水道事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
平成１７年度においては、新市建設計画のまちづくり施策、定住環境の整備に基づき、宇和水道事業会計において第４次拡張事業として高度浄水施設整備事業を実施してまいります。また、野村水道事業会計においても同じく、高度浄水施設整備事業を実施いたします。
まず、業務の予定量についてご説明いたします。
給水戸数につきましては、宇和上水道事業で５，５５６戸、明浜上水道事業２，１８０戸、野村上水道事業２，６４３戸、三瓶上水道事業３，１００戸の、合わせて1万３，４７９戸を予定いたしております。また、西予市全体における１日の平均給水量を１万２，０１０立米、年間総給水量を４３８万３，３５０立米と予定いたしております。
続きまして、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。
費用の主なものでは、営業活動に係る営業費用として５億５，０５９万８，０００円、企業債償還金利子ほかの営業外費用として９，７７２万４，０００円を初めとして、水道事業費用として合わせて６億５，５３９万７，０００円を計上いたしております。
これに対し、収益の主なものでは、給水収益の６億２，４３３万２，０００円を初めとする、営業活動に基づく収益であります営業収益で６億３，３８９万８，０００円、営業外収益で２，４５５万６，０００円を見込み、水道事業収益全体で６億５，８４９万円を見込んでおります。
次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。
支出の主なものは、宇和水道事業会計において高度浄水施設整備事業ほかの工事請負費７億４，０００万円、野村水道事業会計において同じく高度浄水施設整備事業ほかの工事請負費１億１，１８０万円、これらを含む建設改良費で９億４，６１９万８，０００円を計上いたしております。また、企業債償還金９，９０８万５，０００円、予備費５０万円を合わせまして資本的支出全体で１０億４，５７８万３，０００円を計上いたしております。
これに対し、資本的収入の主なものは、国庫補助金で１億６，３０２万５，０００円、企業債４億３，４００万円を初めとして、資本的収入全体で６億６３１万３，０００円を見込んでおります。
資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん財源は、総則の第４条括弧書きの中で説明しているとおりでございます。
次に、地方債でございますが、宇和及び野村水道事業会計における高度浄水施設整備事業に係る企業債の限度額を４億３，４００万円と定めるものでございます。また、一時借入金の限度額を２億３，０００万円、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費１億１，３９１万２，０００円、公債費１０万円、棚卸資産購入限度額を１，６００万円とそれぞれ定めるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
◯上甲病院総括事務長　議案第７５号「平成１７年度西予市病院事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
１５１ページになっております。
第２条、業務予定量からご説明を申し上げます。
病床数は、一般病床２１０床、療養病床５２床、感染床２床の合計２６４床であります。年間患者数は、入院で８万６，５０５人、外来で１７万２，２６４人で１日平均患者数は入院で２３７人、外来で７０６人を見込んでおります。
第３条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。
収入では、第１款事業収益は３７億９，０２１万１，０００円を計上しておりますが、その内訳は外来、入院の診療収入、室料の差額、人間ドックや健診料収入などの医業収入３６億８，５０６万３，０００円、企業債利息に対する一般会計の補助金などの医業外収益が１億５１２万８，０００円でございます。
支出では、第１款事業費用として３７億９，０２１万１，０００円を計上しておりますが、その内訳は職員の人件費や事務費、材料費、経費などの医業費用が３６億５，２０８万円、企業債の支払い利息など１億３，８１１万１，０００円でございます。
次に、第４条の資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。
まず、収入で第１款資本的収入として１億７，２６７万６，０００円で、内訳として出資金７，５１３万円は企業債の償還に係る一般会計負担金でございます。新規の企業債として９，７５４万６，０００円を計上しておりますが、これにつきましては次の第５条に表示しております宇和病院のＣＴ、多人数用透析液供給装置の起債分であります。
次に、支出の方でございますが、建設改良費２億１，３７５万３，０００円、企業債償還金８，７４６万８，０００円の総額３億１２２万１，０００円であります。建設改良費の主なものは、宇和病院におけるＣＴ、多人数用透析液供給装置、人工呼吸器、大腸ファイバースコープ、心電計などであります。野村病院ではオーダリングシステム、デジタル電子交換機及び院内ＰＨＳ、マルチプルアイ、頭頸部用コイル一式、薬局システム変更、全自動洗浄消毒装置などが主なものであります。
なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額１億２，８５４万５，０００円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。
第３条、４条のご説明をいたしましたが、詳細につきましては病院事業会計予算実施計画及び宇和病院、野村病院の予算明細書をごらんいただきたいと存じます。
次に、第５条の企業債でございますが、これは企業債についての限度額を９，７５４万５，０００円、利率４％以内などに定めるものであります。
次に、第６条、一時借入金の限度額を５億円と定めさせていただいております。
第７条といたしまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員の給与費１８億７，６６８万３，０００円、公債費３５０万円と定めております。
第７条は、棚卸資産の購入限度額を１１億１，３８０万円と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○松本生活福祉部長　議案第７６号「平成１７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。
　介護老人保健施設は、介護保険サービスの中核を担う施設としての役割がますます期待されております。介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、新しい手法として注目されているユニットケアを導入、実施し、地域の方々に利用されております。利用者の介護及び機能訓練その他日常生活上のお世話など、あらゆる支援を行う総合的なケアサービス提供施設であり、職員一丸となって努力し家庭介護の軽減に努めてまいりたいと思います。
　さて、提案いたしました本案は、歳入歳出それぞれ４億１，４９１万３，０００円とするものであります。
　業務の予定量は、入所定員８０名で、入所１日平均７７人、入所率９６％を予定いたしております。
　予算書の１８９ページであります。
　収入では、施設運営事業収益が４億３３万６，０００円で、その内訳は施設介護給付費収益３億２，９３２万７，０００円、居宅介護給付費収益６，１３７万３，０００円、その他施設運営事業収益９６３万６，０００円であります。次に、施設運営事業外収益３０万円、在宅介護支援センター事業収益９６０万円、居宅介護支援事業収益４６７万７，０００円であります。
　次に、支出でありますが、施設運営事業費用３億７，８９５万２，０００円で給与費２億９，０１６万４，０００円、材料費２，９２６万円、経費２，６１２万８，０００円等であります。次、１１０ページでありますが、施設運営事業外費用２，１６８万４，０００円を計上いたしております。在宅介護支援センター事業費は９６０万円で、職員の給与費と経費であります。居宅介護支援事業費につきましては４６７万７，０００円であります。
　資本的収入及び支出でございますが、資産購入費、企業債償還金２，８３８万４，０００円であります。収入は、全額過年度損益勘定留保資金で補うようにいたしております。
　以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○議長　以上で理事者の説明は終わりました。
　暫時休憩いたします。（休憩　午後３時５８分）
○議長　再開いたします。（再開　午後３時５８分）
　お諮りいたします。
　ただいま市長から提出されました議案第７７号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について」から議案第８６号「愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について」までの１０件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、１０件の議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
　（追加）
○議長　議案第７７号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について」から議案第８６号「愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について」までの１０件を一括議題といたします。
　理事者の説明を求めます。
○森総務企画部長　議案第７７号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第７８号「愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。
　市町村合併の進展による県内市町村数の大幅な減少に伴い、愛媛県町村会と愛媛県議会議長会が、平成１７年４月１日に事務局を統合することを受けて、愛媛県市町村職員退職手当組合、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合、愛媛県自治会館管理組合及び愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合についても、今後の取り扱いが協議され、組合組織のスリム化、事務局体制の整理、合理化を図るため、同日に統合することになっております。
　本件は、市町村合併により平成１７年３月３１日をもって伊予市、中山町、双海町、伊方町、瀬戸町及び三崎町が廃止され、また愛媛県市町村職員退職手当組合に他の４組合が統合されることに伴う、同組合からの構成団体の脱退について及び脱退に伴う一切の財産については、愛媛県市町村職員退職手当組合から名称変更される、愛媛県市町村総合事務組合に帰属されることについて、関係組合首長と協議するため、議会の議決を求めるものであります。
　以上２議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　続きまして、議案第７９号「愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散について」、議案第８０号「愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散に伴う財産処分について」、議案第８１号「愛媛県市町村交通災害共済組合の解散について」、議案第８２号「愛媛県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について」、議案第８３号「愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について」、議案第８４号「愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。
　先ほど申し上げましたとおり、平成１７年４月１日から愛媛県市町村職員退職手当組合に４組合が統合されることに伴い、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合及び愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を解散させることについて及び解散に伴う一切の財産を愛媛県市町総合事務組合に帰属させることについて、関係組合首長と協議するため、議会の議決を求めるものであります。
　以上６議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
　続きまして、議案第８５号「愛媛県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加について」、議案第８６号「愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。
　愛媛県市町村職員退職手当組合に他４組合が統合されることにより、平成１７年３月３１日をもって解散する４組合の共同処理する事務を、愛媛県市町村職員退職手当組合が承継することによる同組合の共同処理事務の変更とともに、解散する組合の構成団体であった西条市及び大洲地区広域消防事務組合並びに合併により設置された伊予市及び伊方町を、愛媛県市町村職員退職手当組合から名称変更される、愛媛県市町総合事務組合に加入させることについて及びこれらに伴い愛媛県市町村職員退職手当組合規約の全部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。
　以上２議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○議長　以上で理事者の説明は終わりました。
　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
　本日はこれにて散会いたします。
　次回は明日３月１０日午前９時より一般質問を行います。
　　散会　午後４時０１分

平成１７年第１回西予市議会定例会会議録（第２号）

１．招 集 年 月 日　平成１７年３月１０日
１．招 集 の 場 所　西予市議会議場
１．開　　議　平成１７年３月１０日
　　午前９時００分
１．散　　会　平成１７月３日１０日
　　午後２時２５分
１．出　席　議　員
　１番　田　中　　剛
　２番　松　山　　清
　３番　宇都宮　明　宏
　４番　松　島　義　幸
　５番　元　親　孝　志
　６番　嶋　川　武　文
　７番　沖　野　健　三
　８番　森　川　一　義
　９番　亀　井　秀　男
　１０番　名　本　修　三
　１１番　河　野　作　生
　１２番　藤　井　朝　廣
　１３番　浅　野　泰　義
　１４番　浅　野　忠　昭
　１５番　三　好　幸　夫
　１６番　岡　山　清　秋
　１７番　酒　井　宇之吉
　１８番　兵　頭　　勇
　１９番　山　本　　英　男
　２０番　山　本　昭　義
　２１番　梅　川　光　俊
　２２番　鍵　原　芳　和
　２４番　宇都宮　二　朗
　２５番　岡　田　周　三
　２６番　山　本　安　男
　２７番　平　野　武　男
　２８番　大　竹　忠　盛
　２９番　二　宮　　元
　３０番　坂　本　隆　重
　３１番　浅　野　豊　重
１．欠　席　議　員
　２３番　菊　地　ミスギ
１．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名
　市　　長　三　好　幹　二
　助　　役　別　宮　　静
　収　入　役　三　好　藤　治
　教　育　長　三　宮　宇　明
　総務企画部長　森　英　二
　建　設　部　長　安　藤　芳　夫
　産　業　部　長　大　森　俊　彦
　生活福祉部長　松　本　正　志
　教　育　部　長　河　野　豊　昭
　明浜総合支所長　小　玉　岩　康
　野村総合支所長　森　　一　夫
　城川総合支所長　九　鬼　則　夫
　三瓶総合支所長　山　本　正　男
　病院総括事務長　上　甲　福　重
　消防本部消防長　荒　井　安　憲
　総　務　課　長　炭　倉　貞　明
　財　政　課　長　清　水　忠　夫
　企画調整課長　清　水　享　司
１．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　事　務　局　長　吉　良　孝　一
　議　事　係　長　井　上　千　浪
１．議　事　日　程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会 議 の 経 過　別紙のとおり

議　事　日　程
　１　一般質問

本日の会議に付した事件
　１　一般質問

　開議　午前９時００分
○議長　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は２９名であります。これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。
（日程１）
○議長　これより一般質問を行います。
通告順に質問を許可いたします。
○５番元親孝志君　皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして理事者の答弁を求めたいと思います。
私は今回一般質問をするに当たりまして、三重県の前知事、北川知事の「生活者起点の行政改革」という本を参考にさせていただきました。大変すばらしい本でありましたので、私はその内容を自分なりにまとめてみました。それがこれでございます。これを参考にしながら、西予市を検証しながら質問をさせていただきたいと思います。
初めに、西予市における行政改革について質問いたします。
全国の自治体において改革という言葉がここ数年来頻繁に使われております。改革とは何か、今なぜ改革が必要なのか、私は２つの理由を上げたいと思います。
１つは、今の時代は明治維新、戦後改革に続く第３の改革の時代を迎えているということであります。
２つとして、世界史的には農業革命、イギリスに端を発した産業革命、それに匹敵するＩＴ革命の時代を迎えているということであります。今は過去をすべて否定し、全く新しいシステムを構築しなければならないほど歴史的な転換期に来ているというふうに私は思っております。このことをどこまで真摯に受けとめるのか、それはトップである市長の最大の責務であると私は思っております。西予市が時代に取り残されないために、今の西予市で何を改革しなければならないのか、以下の提言をいたしたいと思います。
１つ目に、人事評価の問題であります。
西予市の人事評価は一体どうなっているのでしょうか。恐らく年功序列を優先させながら、人柄とか勤務態度等情実によって評価されているのではないでしょうか。しかし、これでは職員、市民に理解を得ることはできません。これからの情報公開社会では、だれにでもわかるルールに従って評価される仕組みが必要になってまいります。そのための人事評価システムを構築する必要があると思います。
２点目として、組織機構改革の問題であります。
西予市は合併協の取り組みによって総合支所方式をとっております。恐らく今後においても、西予市の独特な地理的な条件をかんがみれば、この方式はある程度将来も堅持されなければならないと思います。かといって、今のままでいいわけではありません。当然行政効率を最大限追求しなければならないと思います。
西予市には、本庁を中心とするピラミッド型の組織と同じように各４町にピラミッド型の組織があります。これは市民にとって不便なだけでなく、組織としても多くの弊害があるように思います。そのためには、全体が１つのピラミッドでなぜいけないのか。しかも、今までの縦割り行政の弊害をなくすためには、ピラミッドは限りなくドーム型であるべきだと思います。そのための西予市独自の組織機構改革が必要であると思います。
３点目として、事務事業評価の問題であります。
平成１７年度の当初予算は、国の三位一体の改革の影響をまともに受けて、予算編成に大変苦労されたと聞いております。しかも、交付税措置は年々厳しくなることを想定しておかなければなりません。そのためには、事務事業評価システムを立ち上げて、すべての項目についてなぜ事業を行うのか、幾らかかるのか、どの程度の効果が期待できるのかを明確にし、情報を共有し、改善、改革を進めていくべきであると思います。
さきに私ども厚生常任委員会が視察研修を行った兵庫県尼崎市においては、５年間の財政計画をシミュレーションして、「５年後には財政はこうなることが予想されます。だから、単年度でこれだけの収支の均衡を図らなければなりません。各事業の増減計画の内訳は以下のとおりであります。議会、市民の皆さんのご意見、ご提案をお聞かせください」と情報公開して、パブリックコメントあるいは電子会議室、議会修正案可決等を積極的に行いながら、時間はかかっても納得のいく財政削減計画を実施されておりました。そのためには、事務事業評価システムの構築が必要不可欠であると思います。
４点目として、発生主義会計の問題であります。
一般的に官庁会計は現金主義であり、お金の出入りのみを追った会計であります。これは簡単に言えば家計簿のようなものであります。しかし、地方債を発行するなど単年度の現金の流れだけでは把握できない歳入や歳出の項目がふえてくると、現金主義の会計では財政状況を正しく把握できないという問題が生じてまいります。
将来負担を含めて、自治体財政の実態を正しく把握するためには、従来の現金主義会計にあわせて、企業会計方式と同様の発生主義によって決算をあらわすことが有効になります。そのためのシステムの導入が必要になってまいります。
以上のようなシステムを積極的に取り入れることによって、行政は改めて主権在民という視点で意識組織を再構築する必要があると思います。財政が厳しいから職員を減らすとか、財政が厳しいから予算を減らすという発想は、役所のための役所の仕事でしかないと肝に銘じなければならないと思います。なぜならば、主語が間違っていると思います。本来であれば、市民の皆様が納得していただけるのであれば予算を減らすとか、市民の皆様へのサービスが低下しないのであれば職員数を減らすというように、すべての主語を市民に置きかえれば、これから起こるすべての問題はおのずから解決していくのではないかと思います。
以上のような改革について市長はどのような所見をお持ちなのか、お伺いをいたします。
次に、情報公開について質問をいたします。
全国の自治体の中で注目を集めている自治体の際立っている特徴の一つに、徹底した情報公開のもとで行財政運営を行っているという点があります。そのことによって、自治体は透明な組織と透明な運営に基づき、情実ではなくルールに従った運営を行うことで市民の理解と協力を勝ち得ております。このことが結果的に輝きと活力のあるまちづくりにつながっているわけであります。情報非公開の時代から、すべての情報を公開する社会に時代は１８０度方向転換したことをまず理解しなければならないと思います。
そのような中で、西予市の情報公開は果たしてどこまで進んでいるのでしょうか。失礼ながら、ほとんど情報は公開されていないのに等しいのではないでしょうか。今望む真の情報公開とは、過程すなわちプロセスの公開であります。西予市には既にいろいろな委員会、審議会等があります。しかし、それぞれの委員会で何が議論され、各委員が何を発言しているのか、関係者以外は全く知る由がありません。あるいは人事案件として議会の承認を必要とする委員がおられます。議会は承認をしてきたわけでありますが、過去一度たりとも委員会に出席して、公聴したことはなかったと思います。各常任委員会において所管の委員会がどのような審議を行っているのか、当然把握しておく必要があると思います。
議会においても、未熟ながら定例会ごとに議会だよりを発行いたしております。この議会だよりの中でも、それぞれの委員会、審議会の状況を記事として取り上げていきたいと思っております。そのためには、その場に取材に行かなければなりません。
そこで、以下の点についてお伺いをいたします。
市長が市政懇談会の中で述べてこられた市民と行政が情報の共有を図るとは、一体どのような情報を共有すると理解

したらいいのでしょうか。今後、各種委員会、審議会、検討会等における公聴あるいは傍聴は認めていかれるのでしょうか。議会だより編集委員の取材は認めていただけるのでしょうか、お伺いをいたします。
　最後に、前北川知事の言葉を引用させていただきまして終わりたいと思います。
　三位一体の改革は、国の形が変わる大変革である。これまでのように補助金という制度に基づき、互いにもたれ合っていては地方自治体にイノベーションが起こるわけがない。予定調和の中でうまくやっていくことばかりを考えれば、政策立案や政策の検証は起こり得ようがない、尊厳のある自己決定、自己責任のシステムをつくり上げなければ、真の地方分権はいつまでたっても実現しない。国と地方は今、緊張感のあるパートナーシップの関係を結ぶ絶好のチャンスだと思う。今こそ地方は立ち上がるべきである。
　以上で質問を終わります。
○別宮助役　おはようございます。
　元親議員のご質問にお答えをいたします。
　まず、人事評価につきましてのご質問がございました。この問題につきましてまずお答えをさせていただきます。
　人事評価システムの構築の必要性ですが、職員が仕事をし、そのために人を育てる、そのためには人事評価は大変重要であると考えております。今年度全職員を対象に自己申告書の提出を求めまして、それとあわせて各所属長から所属職員の勤務状況調書を提出をさせました。それに基づきまして、各総合支所長、各総務課長等からヒアリングを行ったところでございます。
　平成１７年度当初予算で行政評価システム導入に係る予算を計上させていただいておりますが、その行政評価とあわせて、より充実した人事評価システムの構築を図っていきたいと、このように考えておるわけでございます。
　２点目の組織機構改革の問題についてでございますけれども、西予市はご存じのとおり総合支所方式を選択をいたしております。周辺部においても、合併前と変わらぬサービスが受けられるように配慮がなされておりますけれども、本庁と総合支所の間では事務の統一が図れない面がまま見受けられるわけでございます。ご指摘のとおり、事務処理が迅速に対応できていないという問題もございます。多様化、複雑化する住民のニーズ及び社会情勢に迅速かつ効率的に対応するには、常に組織機構の見直しが必要であると考えております。
　西予市におきましては、組織検討委員会を設置をし、事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織機構を構築をするため、協議、検討を重ねまして、今年度におきましては、先般開催されました議員全員協議会にご検討いただきました組織機構の見直しを実施をいたすことといたしておるわけでございます。
　今後におきましても、組織検討委員会を中心に、議会、市民の皆様と連携を図りながら、住民サービスの向上につながるよう組織機構改革を実施したいと考えておるわけでございます。
　３点目の事務事業評価システムの導入についてでございますけれども、実行段階を迎えた地方分権を効果あるものとするために、定員管理や給与の適正化、組織機構の簡素化、さらに合理化、事務の民間委託等々、種々の行政改革に取り組んでおりますが、地方分権一括法の施行による地方分権時代の幕あけとともに、行政改革に対する市民の皆様の関心は一層の高まりを見せております。このような機運の中におきましては、事務事業評価システムは行政コスト削減、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等を図るための新たな行政改革の手法の一つとしてとらえられ、その導入による一層の行政改革の促進が期待されるものでございます。
　しかしながら、多くの市町村におきましては、事務事業の重要性は認識をしているわけでありますけれども、実際の導入までに至っていないという状況が見受けられます。それは、事務事業システム導入に当たり、事務の煩雑化が見込まれるという要素に加えまして、事務事業評価の実施手法に一定の決まりがなく、手探りの中で有効な事務事業評価の導入を検討していかなければならないからと考えられます。
　そこで、西予市におきましては、事務事業評価を含む行政評価システムをスムーズかつ有効に導入するための第一段階として、評価する職員の資質の向上のための研修、評価目的、評価対象、評価方法、さらには活用先等を明確にするためのマスタープランを策定をし、その他調査研究するための費用を平成１７年度当初予算に計上をいたしておるところでございます。
　また、評価につきましては、内部の職員だけで実施するものではなく、民間の有識者の方々も評価していただくよう検討をしてまいりたいと考えております。
　西予市の行政評価システムの導入につきましては、平成１７年度を導入の初年度と位置づけまして、早急にシステム構築ができますよう努めてまいりたい、このように考えておるわけでございます。
　４点目の発生主義会計の問題についてお答えを申し上げたいと思います。
　ご質問の趣旨は、バランスシート方式の実施を求めるものだというように理解をしておるわけでございます。確かに収益を求める企業においては、現金会計主義の手法では全体がつかめない、総計主義の会計ではつかめないということは当然でございます。そこには複式簿記の手法によって初めて事業成績あるいは事業規模、事業体力等々が一目瞭然にしてわかる仕組みになっていることは承知をしているところでございます。
　しかしながら、自治体は営利目的の団体ではございません。住民の福祉の増進を図ることを基本としておりまして、住民のニーズにこたえなければならない事案が数多くあるわけでございます。一例を申しますと、幹線道路から小集落へのアクセス道路の整備にいたしましても、地域の住民の方々が便利で快適な生活をしていただくためには、道路整備等生活基盤の整備は必要であるわけでございます。
　このように整備された道路、橋あるいは学校のグラウンド、庁舎等々が、資産として経理されるわけでありますけれども、しかし財政内容が悪いという理由で、この道路やグラウンドを売却するわけにはまいりません。また、負債が大きいからといって、必要なものは遂行しなければなりませんし、あるいは情勢によっては景気浮揚策も実施しなければならないわけであります。
　したがいまして、自治体は基本的に企業とは異なっておりますので、仮にバランスシート方式を導入したとしても、資産は存在しておりますけれども、資産としての価値は把握できても、結果的には数字の把握に終わってしまう、そういう懸念があるのではないかと思われる向きもあるわけでございます。
　しかしながら、事業効果、資産の状況の把握は、元親議員がご指摘されたとおりで、大変重要だというように認識をいたしております。現在の厳しい財政状況を考えますと、現在の西予市の建設計画を初め各種計画をしっかりと見詰めながら、長期財政計画を立てる必要があるものと考えております。
　これらの問題につきましては、今後とも忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。
○三好市長　元親議員の情報公開について回答をしたいと思います。
　その前に、元親議員もおっしゃられましたように、前三重県知事の北川知事、今早稲田大学の大学院の教授でございますが、私もそのマニフェストの考えに興味をいたしまして、今その協議会に加入をしております。これは個人加入でございますから、先般の全国の結成大会、残念ながらこちらの方の会と重なりましてよう行っておりませんが、４月１０日に四国の大会があります。それにも参加していきたいと思いますし、議員の皆さんも、もしよかったら一緒に参加をされる方があったらいいのではないかと、このように思っておりますが、私はその考えに興味をしておる一人でございます。
　さて、情報公開でございますが、まず市民と行政が情報の共有を図ることについてでありますが、私は地方自治は住

民自治であるという根本を大切にしております。開かれた市政、住民主体の行政に重きを置き、西予市の基礎を築くためにそれぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝いて、そして市民が納得する市政を推進していく所存であります。そういうことを昨日も所信として言わさせていただいたところでございます。今までの役所の中では当たり前のこととととらえられたようなことでも、行政の情報公開不足から正しく認識されるとか、思いが正しく伝わらないとかという状況が今まであったことは否めないと、このように思っております。
　市民と行政が情報の共有を図ることは、市民と行政が市の課題を理解して、みずから考え、判断を行い、納得して役割分担を担うパートナーとしての相互補完の関係、そのようになるために不可欠なものであろうと思っております。それにより、市民と行政への信頼関係が築かれまして、市民の行政への参加が進むものと、このように考えております。
　市政への市民参加にもいろいろな手段があろうかと思いますが、例えば各種の懇談会、審議会等には市民の公募制度を積極的に導入したい。先般の保健の２０１４においても、私どもは公募制を採用して、５人の方が公募でその委員に参加をいただきました。そういう方法もやらさせていただきました。そういう方々が日常生活の中で感じられておることを積極的に述べていただく、そういうことをいただきたいと思っております。
　そういう中で、実現可能なものは広く市政に生かしていき、また実現が難しいものに対してはきちんと説明をして理解いただくと、そうしたやりとりの積み重ねが市民の生活に密着した生活優先の市政となっていくものと、このように思っておるところでございます。
　そのために、市民の持っている情報は市民に積極的に開示し、共有を図ることが必要であろうかと思っております。また、各種団体への会議には私も時間の許す限り積極的に参加をして、市民の皆さんの声を聞いていきたいと、このように思っております。
　次に、今後各種委員会等における傍聴等は認めているかについてでありますけれども、現時点においてはホームページ等でも傍聴のご案内をしているものもありますし、また傍聴規則を制定しているものもあります。
　しかしながら、議員ご指摘のとおり、それが果たして十分であるかといいますと、そうではないことも否めません。そのために、西予市全体として審議会等の公開に関するシステムを拡充して情報公開を進めたいと考えております。当然ながら、人事に関すること、個人情報等に関すること等、公開できないものがあるわけでございまして、この点についてはご理解をいただきたいと思います。
　あわせまして、まず第１に紙面情報であります広報せいよをさらに充実していきたい。
　第２番目に、ホームページの速報性その他媒体になる特徴を生かし、効果的な活用を行いたいと思っております。
　また、市政懇談会や、あるいはことしは考えておりますが、ミニ集会、ミニ懇談会、お茶の間懇談会といいますか、そういうものを私はやっていきたいと。そういうものの中から、市民の皆さんと、また行政側の情報も積極的に出して、情報の共有、充実を講じていきたいと考えておるところでございます。
　次に、議会だより編集委員の取材についてでありますけれども、議会による政策提言にも今後は市民のニーズを反映していく必要があります。そのためには、広報に加え議会としての公聴機能を高めていく必要があることは理解しておりますので、市の公開の兼ね合いを見ながら対応したいと考えております。
○５番元親孝志君　１点だけ再質問させていただきたいと思います。
　大変丁寧な答弁いただきまして、納得したわけであります。ただ、１つだけ私が感じますことは、当然であるといえば当然なんですけども、行政と民間とにやっぱり現状認識に対する温度差がまだまだ相当あるんじゃないかなという心配をいたしております。
　それはどういうことかといいますと、例えば職員の人員削減の計画につきましても、行政は１０年計画であります。しかし、今民間レベルでいいますと、今民間が見通せる先というのは、恐らく３年から５年というスパンで物事を考えていかなければならないほど現社会は非常に変化が早いというふうに認識をいたしております。こういうことを比べてみますと、当然行政と民間とにその現状変化に対する認識が、極端に言えば倍半分ぐらい差があるんではないかなということを非常に私は心配いたしております。
　それはどういうことかといいますと、先般議長あてに三瓶町のＰＴＡから、三瓶高校を核とした地域活性化のための要望書というのが届いております。これ中身を見ますと、非常に切実な問題がいろいろ訴えてあるわけでございますが、これは三瓶町に限らず、野村町においても、城川町においても現状は全く同じだろうと思います。これは私が議員として地域の人といろいろ話しておりまして、一番最近感じることは、地域の人たちに１０年先の未来がないと、見通せないという現実に今行き着いております。これは地域として非常に危機でありまして、何とかやはり１０年先の未来が展望できるような地域づくりをしていかなければいけないわけですが、今の現状ではやりようがありません。
　そこで、市長にお願いをしたいのは、やはり各旧町、総合支所単位で、かって野村町時代には村おこし対策室というのがありましたが、緊急な地域振興のための対策室、これをやはり一般の行政職と切り離して、地域の将来のために産業をどうするか、それから福祉あるいはまたもろもろの地域の発展のためにどうするかを真剣に取り組んでいく専門の課がやっぱりそれぞれにあって、地域のことを心配していただかなければ、地域の将来はないんじゃないかなという、非常に私は個人的に危機感を持っております。そのことについて、市長がそういうご理解をいただけるかどうか、この１点だけお伺いして終わりたいと思います。
○三好市長　元親議員の再質問についてお答えします。
　まず最初に、民間と私たちの行政の間の考えの差があるのではないかという認識の問題でございますが、私は人員削減にしても、今後１０年の中で１５０人をしたいということを出させていただきました。これにつきましては、単純に言いますと、合併協議会の中で２分の１以内採用ということになりますと２００人の退職者が出ますが、その２分の１、１００人しかいわゆる削減できません。プラス５０人をどうするかということで今苦慮もし、そのための対策を今練っておるところでございまして、それについてはいわゆる合併に伴う合併の交付税の算定がえが１５年後、今もう１年過ぎましたので、１４年後には１６億円交付税が減るわけでございますから、１６億円近く減るという数字になるわけでございます。今、普通交付税、特別交付税を合わせまして１１５億円でございますが、１６億円近く減った数字の中で、私どもは生きるにはどうしたらいいか、市財政が今後どうしたらいいかということを今からやっていかないといけないということは、恐らく議員の皆さん、元親議員さんも共通の認識だと、このように思っておりまして、今のご発言、ご意見だと、このように思いますが、私どももそのことについては怠っておるわけではございません。ともに一緒にどのようにしたら財政をやりながら市の行政をやっていけるか、ともに考えていただきたいと、このように思っておるところでございます。
　第２番目の、いわゆる旧町単位の村づくり対策室といいますか、まちづくり対策室の問題でございますが、非常に意見としては貴重なご意見だと、このように拝聴しました。これがどういう形でやっていくか、組織の中でやっていくかは今後の課題とさせていただきたいと、このように思いますし、ただ私が言いますように、いわゆる合併の中の地域主義に陥ったらいけない、これだけでございまして、これを市内中の地域に大いに村づくり、まちづくりをやる対策は非常に大事だと、このように思っておりまして、貴重なご意見として拝聴し、今後の組織の中にどうするかということは考えていきたいと、このように思っております。
　以上です。
○１８番兵頭勇君　ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、事前に通告をしておりました４件につきまして質問をし、理事者の所見を伺いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

　最初に、税金等の収納状況について伺います。
　地方分権の推進による自治体の権限と責任の移譲を踏まえ、西予市においても現在の厳しい財政状況の中で、財政の健全化を維持するためには、自主財源である市民税、固定資産税、国民健康保険税等の厳正な対処が望まれますが、西予市においては一律して口座振替納付となり、合併をして旧５町間では納期内納付や滞納者において収納率の差があるのではないかと思われますが、善良な市民に税負担の公平性と信頼感を損なうようなことのないよう、厳正な対処を望みたいと思います。
　以上の観点から、現時点での市民税、固定資産税、国民健康保険税等の収納率と滞納者はどのように対処されるのか、理事者の所見を伺いたいと思います。
　次に、一連の台風による被害状況と今後の復旧対策について伺います。
　この台風関係のことにつきましては、本日後ほどの一般質問に亀井議員より質問があるわけでありますが、重複をする点があろうと思いますが、ご理解をいただいたらと思います。
　一連の台風による被害状況と今後の復旧対策について。昨年の四国に上陸した主な台風被害の状況を見ますと、８月１日の台風１０号は、南予を中心に激しい雨台風となり、８月１７日の１５号は、東予地方が集中豪雨による土石流災害が発生し、死傷者６名という最悪の被害をもたらしました。引き続き８月３０日には、１６号により肱川がはんらんし、大洲市が大水害に見舞われ、さらに１８号においては、強風により西予市ではかんきつの塩害と山林の倒木などの大被害が発生しました。松山気象台が観測開始以来最高の台風の襲来と集中豪雨であり、住民にとっても多大な被害をこうむりました。
　一連の台風被害による市内の被害総額は約２６億円となっておりますが、特に被害が突出して多い農林水産、公共土木の被害状況と内容、さらに今回の台風被害復旧については、来年の２００６年度で発注が終わるのか、伺いたいと思います。
　次に、市立野村病院での医薬分業について伺います。
　高齢化社会の訪れとともに、地域では医療への依存と関心が高まっており、公立総合病院においては医療機関と住民との信頼関係が求められる中、市立宇和病院では既に医薬分業が実施されております。近隣の市立総合病院におきましては、市立宇和島病院、市立八幡浜病院も早くから医薬分業がなされております。
　市立野村病院においては、医療法の規定に基づき、日本医療機能評価機構による立入検査結果では、薬剤師の充足率は５０％であります。薬剤師の確保については、今後の病院機能評価の認定を受けている病院と受けていない病院では、数年後に医療点数の差が出てくるようですが、市立野村病院での医薬分業の実施については、国、厚生省等の指摘に沿うものであります。時代の要請でもあると思われますが、医薬分業の実施に当たっては、高齢者、障害者など弱者に対して周知徹底と理解を求め実施されたい。
　さらに、次の点について伺います。
　今回の医薬分業のメリット、デメリットはどうなるのか。さらに実施年度はいつごろになるのか、２点伺いたいと思います。
　次に、高齢者の福祉対策について伺います。
　我が国は、今世界に類を見ない少子・高齢社会へ進んでおり、社会保障をどう設計するのかは、国民生活の根幹にかかわる重要課題であります。介護保険はスタートして５年、初めての見直しが始まろうとしており、痴呆症、今は認知症と言うようでありますが、その認知症、高齢者の対策、医療保険との整合性、国民負担のあり方、サービスの質向上、地域格差など多くの課題が表面化し、介護保険制度の最大の課題として、接続可能な安定感のある制度にするには、財源対策に尽きるものと思われます。
　介護保険の抜本改革に向けて、厚生労働省の見直し作業がなされようとしており、その見直しによって施設入所者の居住費と食費を保険対象外とし、入所者に負担を求める方針を既に公表し、ことし１０月から徴収することとなっております。
　そのような中、介護保険の精神は、家庭に任せきりだった介護を社会全体で支えることから、グループホームの設置が急増しており、県内では２０００年４月の介護保険制度以来、５倍以上にふえているようであります。このグループホームは、高齢者や障害者が少人数で共同生活し、家事などをスタッフと利用者が共同で行い、家庭的で落ちついた環境の中で生活をするため、認知症の改善、進行を緩やかにする効果があり、認知症、高齢者の在宅型サービスに匹敵する施設であります。全国的にも開設が相続く地域密着型の小規模多機能やグループホーム、介護専用型の特定施設の推進を図り、ふえ続ける高齢化対策に積極的に取り組むべきであると思いますが、最後にこの質問は三好市長の高齢者福祉対策について所見を伺い、私の一般質問を終わります。
○森総務企画部長　兵頭議員の質問にお答えをいたしたいと思います。
　税金等の収納状況についてでありますが、平成１７年１月末現在の収納率を報告いたしたいと思います。
　さきに納期未到来の税目がありますことをご了解願います。市民税個人分が現年度滞納繰越分合計で８３．７７％、固定資産税が８２．８５％、国民健康保険税が７１．６１％となっております。当市の収納率につきましては、合併後納期月の変更により、前年と比較することはできませんが、収納率は低下いたしております。
　収納対策としまして、国民健康保険税につきましては、短期被保険者証の交付基準を設け、資格証明書１カ月、３カ月の期限つき短期保険者証を発行し、滞納の解消を図っているところであります。市税、国保税ともあらゆる手段を使って滞納整理に努めてまいります。債権確保の差し押さえも実施していかなければならないと考えております。今後とも、悪質滞納者に対しましては厳しい姿勢で取り組んでまいりたいと思っております。
　以上です。
○大森産業部長　それでは、兵頭議員２点目の一連の台風による被害状況と今後の対策についてのご質問にお答えをいたします。
　農林水産施設及び農作物等を含めた総被害額は、最初１６億円と公表をしておりましたが、その後精査により２９億円に達しております。現在、早期復旧を図るべく努力をしているところでございます。
　まず、復旧工事の状況でありますが、農地農業用施設が１８４件、林業用施設が１５件の計１９９件で、４億９，５２０万円の復旧事業費であります。そのうち２月末現在で１３４件、２億５，５３６万２，０００円の発注をしております。残る６５件につきましては年度内に発注する予定でありますが、ほとんどが繰越事業になる見込みであります。また、市単独災害につきましても、順次復旧に努めておりますが、一部過年災害として平成１７年度予算に計上をしております。
　農業被害につきましては、台風１６号及び１８号により被害を受けたかんきつを中心に６，２００万円の補助復旧事業として、改植及び樹勢回復などについて今年度実施することとしております。
　次に、公共土木施設の被害状況につきましては、旧町別に宇和２２件、明浜６件、野村１２２件、城川９３件、三瓶４件の合計２４７件、被害金額７億８，１６０万円であります。そのうち平成１６年度予算にて約７１％に当たります１７６件、５億５，７１０万円を発注いたしております。なお、残り７１件、２億２，４５０万円は過年度災害として発注できるように、平成１７年度に予算計上いたしております。
　以上、答弁とさせていただきます。
○上甲病院総括事務長　兵頭議員の３番目、野村病院での医薬分業についてお答えしたいと思います。

野村病院では、薬局のシステムについて、薬剤師の補充による対応か、医薬分業による対応かを再三検討してまいりましたが、医療法に基づく薬剤師の必要数は現状職員の上に３名の薬剤師が必要であり、補充は非常に厳しい状況であるところから、国及び県が進めております医薬分業の方向で進めているところであります。
医薬分業の実施に当たりましては、院内に医薬分業推進委員会を設置し、調剤薬局と協議しながら医薬分業への取り組みのパンフレットなどを作成し、患者さんに配布、説明を行って周知徹底に努め、ご理解、ご協力を得るよう努力してまいりたいと考えております。
医薬分業のメリット・デメリットにつきましては、まずメリットといたしましては、薬剤の過剰投与の減少につながる。医師と薬剤師がお互いに規制を受けるため、薬の乱用、誤用が減少する。病院の不良在庫、調剤ロスが減少する。長期的に見て医療費に占める薬剤費の割合が減少する。
次に、デメリットでありますが、当面は患者さんの費用負担が増加する。院外薬局に再度足を運ぶ不便さがあるなどが考えられますが、できるだけ患者さんにご不便をかけない方向で進めてまいりたいと考えております。
次に、実施時期につきましては、よりよい医薬分業を推進するため、医薬分業推進委員会に図りながら、また調剤薬局と協議を進めて、平成１７年度内の実施に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の格別のご指導、ご協力をお願い申し上げます。
以上であります。
○松本生活福祉部長　それでは、４点目の高齢者の福祉対策についてお答えをいたします。
平成１７年度は第３次介護保険事業計画の見直しの年に当たり、平成１８年度から平成２０年度の３年間の計画を策定することにいたしております。
国におきましては、平成１８年度から施行する介護保険法等の一部を改正する法律案が閣議決定されまして、高齢化の一層の進展と社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため、予防給付の給付内容の見直し、食費及び居住費に係る保険給付の見直しと保険給付の効率化及び重点化、地域密着型サービス累計の創設、事業者及び施設の指定等に係る更新制の導入等、サービスの質の確保及び控除障害者年金及び遺族年金を特別徴収の対象とする等、負担のあり方及び制度運営の見直し等の措置を講ずるものとすることと改正の趣旨を掲げております。
ご意見にありますグループホームにつきましては、先ほどありましたように痴呆という用語を見直すこととなりまして、現状の痴呆型共同生活介護を認知症対応型共同介護と改めるようであります。
当施設も、平成１７年２月現在での県下のグループホーム数につきましては、１６２施設がございまして、西予市内におきましても６施設、全体の定員数が８５名となって、特別養護老人ホーム１施設の定員に相当する入所可能となっております。
現行では、施設開設については法人でなければなりませんし、基準を満たしておれば開設可能でありまして、現状では歯どめがきかないような状況になっております。このままふえ続ければ、介護保険料の引き上げにもつながってまいりますので、施設が増加することだけを単純に喜んでばかりではいられないような状況であります。
したがいまして、医療費の高騰の歯どめといたしましても、第３次介護予防事業計画におきましては、国における方針に沿った予防重視型システムへ転換する必要がございます。グループホームとは内容が若干異なりますが、昨年９月に宇和町田之筋地区の民家を借り受けてオープンいたしました社会福祉法人宇和町福祉施設協会が運営しております小規模多機能ケア施設あんしんの家のような規模、内容の施設を今後校区単位で創設できるよう研究してまいりたいと、このように考えております。
以上、ご答弁といたします。
○１８番兵頭勇君　ただいまの質問に対する答弁に対しまして、２点ばかり再質問をさせていただきます。
最初に、一連の台風被害の答弁についてですが、ちょうど昨年はあのような再々の台風襲来によって大きな被害を受けたわけでございますが、最近特に地球の温暖化といいますか、異常気象によりまして台風もわせ化といいますか、早くから、今５月ごろから台風も来るような時代になったといいますか、かっては盆上がって二百十日、９月に入ってというようなのが台風の襲来状況であったと思いますが、昨年は特に多かったわけですが、この現象はやはり引き続いて今からもあるのではなかろうかというような素人なりの判断もするわけでございます。
そのような中で、特に昨年は大きな被害があったわけでございますが、そういう状況の中で、かなり地盤も緩んでおるのではなかろうかというような想定もいたします。そういう中で、地域の住民からは、被害は受けてそのままになっておるが、いつ直るのであろうか、復旧ができるのであろうかというような心配向きの声を聞くわけでありますが、早急の復旧対策について最大の努力を重ねていっておきたいというふうに思います。
そして、来年度事業で発注はすべて終わるのかという最後に質問をしたわけですが、その回答はちょっと聞きにくかったんですが、ないわけですが、再度お尋ねをしておきたいと思います。
もう一点は、市立野村病院の医薬分業についてでありますが、この件につきましも、既に病院前では薬局２店が用地を構えまして、準備をいたしておるようであります。そのような中から、地域からは薬屋は別になるのとというような不安がありまして、いや薬が高うなります、いや不便ですのというような心配向きの声を聞くわけでありますが、その実施に当たりましては、今答弁にありましたように来年度事業で実施をしたいというご答弁であったわけですが、私は反対をするわけではありませんが、時代の一つの流れであろうというふうに思いますが、実施に当たっては、やはり地域の住民、患者の方々に、特に高齢者につきましては周知徹底をした実施をしていただきたいということを重ねて、これは要望になりますが、お願いをしておったらと思います。
以上でございます。
○大森産業部長　ただいまのご質問にお答えをいたします。
まず、災害の関係で、地盤等の緩みということによる市民の心配というようなことでありますけれども、農業関係については、ちょっと今のとこそういう状況が把握できておりません。その辺は十分にまた総合支所などを通じて把握をして、対処をしていきたいと思います。
次に、発注の状況でありますが、農林水産関係につきましては、１９９件のうち１３４件を発注しております。残り６５件につきましても、年度内には発注をいたします。農林水産につきましてはもう１００％発注をするということでありますが、ただ今後３月中に発注をする分については、実施は１７年度にかかっていく分があるということであります。
それと、単独災害復旧につきましても、これも一部１７年度で復旧をいたします。
農林水産の方は以上でございます。
○安藤建設部長　公共土木施設の災害復旧の被害状況につきましては、全部で２４７件、７億８，１６０万円の被害額でありましたが、そのうち１６年度予算におきまして、７１％に当たります１７６件、５億５，７１０万円を発注いたしております。残りの７１件、２億２，４５０万円につきましては、１７年度の当初予算に計上をいたしており、１７年度中に発注し、復旧いたしたいと考えております。
○三好市長　この席から失礼いたします。
医薬分業の関係、市立野村病院の関係でございますが、やはり薬剤師の現状のままでは不足が生じておりまして、十分な対応ができないということもあります。医薬分業は時代の流れであるし、そういう方向でやっていく今考えで、以

前も兵頭議員の方からご質問があったと、このように思いますし、私どももそういう流れの中で今やっております。
　実施に当たっては、患者、住民の方々に周知徹底をすることをやっていかなくてはいけないと、このように思っております。
　以上です。
◯議長　暫時休憩いたします。１０時２０分に再開いたします。（休憩　午前１０時０５分）
◯議長　再開いたします。（再開　午前１０時２０分）
◯２５番岡田周三君　議長より質問の許可がおりましたので、通告しておりました３点について質問をしたいと思います。
　昨年は災害の年であり、西予市においても甚大な被害をこうむりましたが、市長を初め職員の皆様の懸命なる努力によりまして、災害が順調に復旧していることに敬意を表したいと思います。
　しかしながら、近年の世界の気象の異常においては、昨年多くの台風が来たから、あと十年は来ないだろうというような従来の考えでは通らないのではないかと思われますので、今後精力的に復旧に努力していただくことをお願いしておきます。
　それでは、提出しておりました３つの質問に対して、市長の所見をお願いしたいと思います。
　１番目は、西予市の職員の状況等について、２番目に中心市街地活性化について、３番目に西予市温浴施設について質問いたします。
　１番目の西予市職員の状況についてでございますが、先ほど元親議員が高等な質問をされましたので大変やりにくいわけでございますが、私は通告をしておりましたので、明快に私なりの質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。
　国においては、中央省庁の再編を初め公務員制度の改革、適材適所の配置、任用、給与制度などの見直しを進めていると聞いておりますが、地方分権がスタートし、地方自治体は今大きな転換期の中にあり、地方自治の変革と職員の意識改革が求められておりまして、職員にはこれまで以上に高いレベルの力量が問われる時代を迎えております。
　大阪市においては職員の優遇問題、愛媛県警においては捜査費の不正支出問題など起きておりますが、また昨日の新聞によりますと、今治市の広域ネットワーク汚職によりまして、旧大島町の職員と旧上浦町の職員が収賄で逮捕されているような状態でございます。
　西予市におきましても、職員による恐喝事件を初め、地域住民から職員に対していろいろな批判、不満の声があると聞いておりますが、このような職員は一部の職員とは思いますが、行政の主人公である市民が元気になるための推進は、何といっても市職員でございます。市民の一体感の醸成を図るためにも、まず職員の一体感を高め、市民と市政の間に温かい心が通う職員の育成と健全な市役所づくりに努めていただきたいと思います。
　１番目に、職員の意識改革と政策形成能力の向上を図るためには、職員研修の充実を図り、職員の一体感の醸成を、厳しい財政状況の中においてもすぐれた職員の育成を図っていくべきと思われますが、今後どのように計画されているか、お伺いをいたします。
　２番目に、職員の生活給である給料について、５町合併によりそれぞれの給料、また管理職の年齢等の格差があると思われますが、どのような計画で調整されるのか、お伺いをいたします。
　３番目に、臨時職員について、宇和のオービーシステムからの雇用と市直接雇用の臨時職員との待遇、内容等はどのようになっているのか。各総合支所、病院、その他の施設には多くの臨時職員がおりますが、今後の待遇はどうなるのかをお伺いいたします。
　３番目に、人事異動については、現在の職員配置は旧町長が稟議されておりますが、平成１７年からの異動については、新市長の初めの異動であり、各職員を把握された中での異動でないと適材適所と組織の活性化は望めないと思われ、また職員数においても他市よりも多いが、どのような対策をしているか、お伺いを申し上げます。
　２番目の質問として、中心市街地の活性化について。
　平成１２年度より野村町が策定された中心市街地活性化基本計画に基づき、野村町商工会が策定をいたしました野村町ＴＭＯ構想が平成１４年４月に認定をいただき、商業の活性化に向けて事業を推進しております。
　中心市街地の活性化を図るために、行政が商業基盤施設として集落施設、乙亥の里整備事業を平成１４年から今年度末に完成の予定で事業を実施していただいておりますが、この乙亥の里の完成に合わせ、商工会もＴＭＯ構想に基づき、国、県、西予市の指導、ご支援をいただき、街灯整備事業、ポケットパーク整備事業との事業も順調に整備できましたことを厚くお礼を申し上げたいと思います。
　地域住民が待ち望んでおりました乙亥の里も完成間近となり、商工会としても市よりの管理委託を想定をしておりましたが、さきの臨時議会におきまして指定管理者に指定をしていただきました、まことにありがとうございました。それに基づき、ＴＭＯでは支配人を決定し、４月２３日予定オープンに向け諸準備を行っているところでございます。
　旧町のときに、地元より陳情がありました集落施設である乙亥の里と商店街の間に道路を新設整備することによって、アクセスの向上と回遊性を高め、商業の振興と商店街の活性化が図られると思われますが、今後の予定、また計画についてお伺いを申し上げます。
　第３番目に、温浴施設等の利用促進に伴う交通機関の整備について。
　今年の４月２３日オープン予定の乙亥の里、また１１月完成予定の城川町の健康保養中核施設を含めますと、市の温浴施設が４カ所になり、地域住民の健康増進といやしの場として期待をしております。健康増進という言葉は、年齢が上がっていくにつれ反応がある人が多く、高齢者の利用促進を図るために足の確保が不可欠であり、市外等の不なれな観光客の利便性を図るためにも、交通機関の整備充実が必要であると思う。今まで路線バスの運行、過疎地の足の確保については多くの皆さんが質問がありましたが、市内４カ所の温浴施設並びに路線上の観光施設を含めた回遊バスの運行を行うことで、市内外からの観光客の取り込み、施設利用者の利便性の向上と各施設の活性化が図られると思われますが、市営または民間委託等による回遊バスの運行について今後どのようにおられるか、お伺いをしたいと思います。
　この問題については、昨日の厚生常任委員会視察研修報告におきまして、梅川委員長より徳島県上勝町の有償ボランティア輸送事業特区の取り組みについて報告がありまして、その中で検討委員会を設置し、今後検討されるということになっておるそうでございますが、その中に観光、通学、医療、買い物、福祉等総合的なものを考慮し、検討していただくようお願いをいたしたいと思います。
　最後になりましたが、この４施設を早い時期に合併を行い、一貫した経営を行うべきと思われますが、市長のお考えをお伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。
◯森総務企画部長　岡田議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。
　西予市の職員状況についてでありますが、まず職員研修についてお答えいたしたいと思います。
　職員の教育は大変重要なことと考えております。特に合併しまして町から市になりはしましたが、職員の資質等につきましては、まだまだ追いついていないように思われますので、市職員としての資質の向上を図るため、人材育成方針を策定いたしまして、職員教育に努めてまいりたいと考えております。
　次に、給料の調整及び管理職の年齢等の格差についてでありますが、給料の調整につきましては、合併協議の中で合併後５年をめどに調整するということで確認されております。現在、全職員を対象としまして、前歴を含めた経歴調査を行っております。平成１７年度中には調整案を策定したいと考えております。

　次に、管理職の年齢等の格差調整についてでありますが、合併時に旧町における管理職員をそのまま引き継いでおりますため、各町の年齢構成等の事情によりまして、管理職の年齢に不均衡を生じており、このことが人事交流をする上で大きな障害になっております。
　また、こういうことで異動できないことによって、その職員の将来性の目を摘むことにもなりかねません。格差の著しい場合は、降任させて人事交流することも必要であると考えております。
　次に、臨時職員についてでありますが、オービー委託職員と市が直接雇用している嘱託職員との待遇面についてでありますが、賃金につきましては、原則同じ基準になっておりますが、オービー委託職員の身分は有限会社オービーシステムの職員でありまして、そこの雇用規則での雇用となっており、退職金の制度がありますが、市の嘱託職員にはその制度はありません。
　また、臨時職員の今後の待遇についてでありますが、新たな臨時職員は原則雇用しないことといたしております。なお、本当に必要なのかどうかも見直しをしていきたいと考えております。
　以上です。
○三好市長　それでは、人事異動についてお答えをしたいと思います。
　今回の人事異動でございますけれども、まずは職員の一体感を図っていきたい、このことはすなわち住民の一体感を図る前段としては、やはり職員の一体感を図る必要があろうかと、このように思っております。
　そのために、本庁と総合支所間はもとより、各総合支所間の人事交流も図っていきたいと、このように思っておりますので、今回は大幅な人事異動を計画しておるところでございます。
　また、職員数についてでありますけれども、合併協議会で確認しております合併後１０年間で定年退職者の２分の１以下の採用ということで、約１００人の削減が予定されておりますけれども、なお約５０人の早期退職者を募る必要があろうかと、このように思っております。その方策としましては、いわゆる退職金制度の見直しを図る必要があります。その根本的な問題の提起をするために、先般国の総務省の方に要望を申し上げました。また、さらに愛媛県市町村職員退職手当組合の方にも要望を申し上げたところでございます。その制度改正を待って、今ほど言いましたようなプラス５０人の削減、早期退職者を募っていきたいと、このような考えでございます。
○大森産業部長　岡田議員２点目の中心市街地活性化についてのご質問にお答えをいたします。
　旧野村町では、平成１２年度に中心市街地活性化法に基づき商店街の再開発指針であります野村町中心市街地活性化基本計画を策定いたしまして、平成１４年度から計画しております事業が、関係者の皆さんのご協力によりまして順調に進んでおります。
　現在の計画では、乙亥の里と商店街のアクセス道路として、市道明治線及び駅前・三島線の２路線を今年度に国土交通省のまちづくり交付金事業によりカラー舗装をすることでアクセスの向上と回遊性を高め、商店街の活性化を図る計画をしております。このまちづくり交付金事業につきましては、基本計画に基づき、平成１９年度までの事業を計画しておりますが、ご指摘の場所、新設道路につきましては計画に入れておりません。今年度末に完成いたしますカラー舗装事業完成後の状況を調査し、効果が十分に達成できない場合には、人、車の回遊性だけでなく、商店街の活性化も含め、関係者の皆さんとさらに協議、検討を行い、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
　以上、答弁とさせていただきます。
○松本生活福祉部長　それでは、３点目の温浴施設の利用促進に伴う交通機関の整備についてお答えをいたします。
　ご質問にありますように、市内の温浴施設は平成１７年度中には４カ所になり、それぞれの施設の集客方法については、各施設の独自性のもと実施されております。
　新たに建設されます温浴施設につきましても、地域住民の健康増進といやしの場づくりとして健康増進、予防対策の一環として活用しなければならないと思っているところであります。
　ご指摘のとおり、高齢者に配慮した交通の便につきましては、施設の運営も含め、今後の交通体系づくりとして最重要課題として受けとめております。
　市政懇談会でも同様のご意見がございましたが、新市まちづくりの施策にもありますように、温浴施設のみの計画にとらわれず、通院、買い物、観光とスクールバスの活用や民間委託も視野に入れた市内全体の交通網体系づくりは、交通弱者に配慮した新たな交通システムづくりとして検討していく必要があります。
　それには、公共交通機関、民間の事業所、ボランティア等幅広く参画した協議会等の組織づくりから初め、財政状況を見ながら、中・長期的な計画の立案で、近々に運用可能な範囲から手がけることを主眼においてさまざまなご意見をいただきながら設定していくべきでないかと思っております。
　また、施設の運営方法につきましては、ご質問にもありましたように、施設の統合で一貫した経営を図ることも一案でありますが、既存の運営状況を見きわめた上で検討しなければならないことだと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。
○２５番岡田周三君　それでは、再質問を１点ばかりお願いしたらと思います。
　実は、私野村町で市政報告会をするときに、人権の問題で、人権というても職員の問題でございますが、今の西予市においては約２００人ぐらいのオーバーじゃというようなことを私は申しました。その中において、２２条の臨時職員、これが１６年４月１日現在の表でございますが、４１人と、そして嘱託が１８０人おるんじゃと。その中において、約２００人オーバーの職員を今後どうするかということで、退職者が１０年で２００人、先ほど言われましたように、合併協議会で半分をとるとしても１００人であると。そして、早期退職者を組み合わせてもそう簡単に人員は減るものではないというように想定いたしまして、今後その財政難のときにどうするかというときに、この嘱託人員の削減といいますか、そういうことが必要でないかということを申しますと、やっぱり一般市民においては２２条、嘱託の職員は少ない給料で職員と同じような仕事をして一生懸命やっておるんじゃと、それなら職員を減らすべきじゃというような意見も出ましたが、今後においてこの財政難を乗り越えるためには、そういうことも考慮をしなければいけないのじゃないかということで心配をしょうりますが、その辺の意見を市長さんにお願いしたらと思います。
○三好市長　岡田議員の再質問についてお答えいたします。
　今ほどの考え方は、いわゆる職員の削減とあわせて、臨時嘱託職員に言及された発言だと、このように思いますが、私どももこの臨時職員の削減についても重要だと、このように思っておりまして、考えとしては、今度再契約の段階で不必要なところはしないという一つの方向を今打ち出しておるところでございまして、また嘱託職員にも、これは形上は１年契約でございますから、１年後にもし不必要なところであるなら、そこは削減していくという方向でやっていこうと、このように思っておるところでございます。
　以上でございます。
○２５番岡田周三君　ありがとうございました。こういう嘱託職員は、弱者とは言いませんが、そういう弱い立場でございますので、その辺も考慮してよろしくお願いしたらと思います。
　またそして、先ほどの乙亥の里のアクセス道路でございますが、計画がないということでございますが、地元の悲願でございますので、ぜひひとつよろしくお願いいたします。
　以上でございます。
○２番松山清君　平成１７年第１回定例議会におきまして、質問の機会を得ましたので、通告に基づき質問いたしま

す。
　平成１７年度予算について内容を吟味するにつけ、大変厳しい予算編成をされたなという印象を持ちました。財政調整基金を取り崩しながら、削減するところは削減し、またどうしても必要なところには配分するということがよく反映されていたと思います。右肩上がりの時代が終わり、少子・高齢化が進むというのはこういうことかと、予算の変化を見ながら感じているところであります。
　市民からも今後さまざまな形で不平や苦情が寄せられるかもしれませんが、西予市の財政、財源を考えたとき、だれかは、いつかは手をつけなければならないことばかりなのではないかと、私は思っております。それに今立ち向かうということは大変な困難があるでしょうが、三好市長のこれまでの行政のプロとしての経験を生かし、西予市の将来のためにもこの行財政改革を乗り切っていただきたいと思うわけであります。
　行政のスリム化は住民が必要だと考えていることであり、住民、行政、議会が大きな意味で同じ気持ちを持って取り組まなければ目的を達成し得ないものであるという私の所感を申し上げまして、一般質問に入りたいと思います。
　まず初めに、西予市立小・中学校の安全確保についてお伺いいたします。
　本日の一般質問を前にして、昨日、愛知県一宮市で５１歳の無職女性が出刃包丁を持って小学校に侵入したというニュースを耳にしました。教職員に取り押さえられ、けが人はいなかったとのことですが、まさに心配していたことが早くも繰り返されたかという思いでした。
　また、２月１４日に大阪府寝屋川市の市立中央小学校で、卒業生の１７歳の少年が校舎に乱入して刃物を振り回し、男性教師を刺殺、２人の女性職員に重傷を負わせるという事件が起こりました。またしても小学校が舞台になったということについて、小・中学生を持つ父兄や市民は憤りと不安を感じたことだと思います。このときは児童は犠牲とならなかったものの、何の罪もない教育熱心な教諭がたっとい命を落とされました。その背景には、犯人がいじめられっ子で不登校、引きこもりだったという過去もあったようですが、教育現場で殺人事件が起こるということは異常な時代に突入してきているという危機感を我々も感じなければならないし、そのようなことが身近で起こる可能性もあるわけです。
　平成１３年６月８日、大阪教育大学教育学部附属池田小学校に出刃包丁を持った男が侵入し、児童や教員２３名を殺傷し、うち８名の児童のたっとい命を奪った事件は記憶に新しいところですが、その後全国の小学校の不審者に対する警備意識は高まり、各学校でさまざまな対策がとられました。
　それにもかかわらず、不審者に今回も殺人事件を引き起こされたということで、さらに学校として検討しなければならないこともあるのかもしれないと思っております。
　池田小学校事件の反省点として、関係者はあのような学校の危機は突如として訪れたのではない。予兆があり、既に警告が発せられていたのだと後に語られております。つまり、事件に先立つこと１年半前、平成１１年１２月２１日、京都の伏見区にあります日野小学校において、外部からの侵入者によって、運動場にいた２年生の児童が殺されるという痛ましい事件が起こっておりました。
　この事件を受けて、文部科学省からは全国の教育委員会、都道府県知事等に向けて、児童の安全確保と学校の安全管理の再点検の要請がありました。そして、必要な措置を講じるよう通知がなされていました。大阪教育大学、また附属池田小学校では、この事件や通知を児童に迫り来る危機があることを告げるアラート、緊急警報として読み取れず、見過ごしていたと振り返られています。また、それゆえに外部の侵入者に対する学校安全や危機感に対する備えがなされていなかったということです。事件は防ぎ得たのではないか、被害の拡大は防ぎ得たのではないか、重い問いかけが今もなお残っているのだそうです。
　学校設置者の、学校管理者の、また一人一人の子供たちの安全を預かる教師の心のすき、心の緩みは決して繰り返されてはいけません。類似の事件が起こるたび、また一度起こるとその反響の大きさを考えたとき、この自覚を新たにするとともに、広く学校関係者に対してそのことを強く訴えるべきものだと思います。
　そこで、西予市として学校の安全管理についてどう対応しているのか、今後の計画も含めてお聞かせください。訪問者のチェックや氏名、用件の確認などは今や当たり前のことと思われますが、現在不審者対策は各校どのような実態となっているのでしょうか。また、不審者が教室や運動場、体育館に侵入し、包丁を振り回すなどといったことがもし起こった場合、どうするように指導されているのでしょうか。刺又のような犯人を取り押さえる道具や防護網のようなものまでさまざまな対策用具も出回ってきており、それを実際に各教室に配置している学校も全国にはあるようです。防犯カメラや非常警報装置などを設置しているところも紹介されています。西予市でもそのような防具の配置及び今後の計画はあるのでしょうか。
　西予市の学校も全部が同じ環境ではなく、地域の人の目がよく行き届く学校もあれば、不審者が頻繁に出没する環境の中にある学校もあり、対策はその危険度に応じて段階的に考えなければなりません。池田小学校のような事件はもう起こることはないだろうとだれもが希望的に思っていたのではないかと想像もされるのですが、現実にそのような危険があることを今回の寝屋川市の事件で知らされたので、子供たちが安心して教育を受けられる環境づくりについて、西予市としての考えをお伺いいたしたく思います。
　次に、文化の里、宇和米博物館の維持管理についてお尋ねします。
　中町を初めとする宇和文化の里は、以前にお伺いした際には、今月末ごろ愛媛県の手続が終わり、さらに１７年度に入って間もなく重要伝統的建造物群保存地区に選定されるように聞いていますが、その維持管理は今後どういう方針で進められていくのか、お伺いいたします。
　特に木造建築が主なもので、経年劣化が心配され、定期的な維持補修が必要となってまいります。宇和米博物館については、外壁や屋根の劣化が目立ち始めており、早目の定期的な補修をしないと、著しく早急に劣化が進むことが懸念されます。雨漏りなども塗装の劣化により拡大していく予兆が見られています。開明学校や申義堂など、宇和米博物館と並んで今後の西予市のＰＲに大いに活躍してもらわなければならない文化的建築物なので、計画的かつ経済的に維持管理及び定期的な修繕を進めていくことが望ましいのではないでしょうか。その取り組みについてどう考えているのか、お聞かせください。
　次に、明石地区水源地予定地の周辺整備についてお伺いいたします。
　宇和町の水不足解消対策として、愛媛県県立歴史文化博物館の上部の敷地付近に配水施設の設置を検討されていると伺っておりますが、その景観対策についてどのように考えられているのか、お伺いいたします。
　予定地の市有地は、山頂ではありますが大変に広く、しかもそこまではインターロッキングブロックが敷き詰められており、また俳句の道となっています。多くの方がくいを建立し、文化の里まで散歩道として整備されていて、今後の観光面などでの活用が期待されているところです。
　ただ残念なのは、その周辺の草刈りなどをやっていないため、夏場にはセイタカアワダチソウやススキが市有地の土手を覆い尽くしているのが現状で、歴博の駐車場から見ても大変見苦しい状態となっています。西予はインターチェンジも近くにあり、土手には桜を植えるなどの景観整備をすれば、高速や宇和・野村線から見ても、歴博の駐車場から見てもよくなるのではないでしょうか。あそこに、既に新城などに設置したような１，０００トンクラスの貯水槽などを置いてしまうと、どこからでも丸見えになり、４３番札所明石寺を懐に抱く山の景観が台無しになってしまいます。そうならないよう、樹木などで景観を守る対策を望みたいところですが、理事者の考えをお伺いいたします。
　桜ならば苗を支給する制度などもあり、ボランティアでの市有地斜面整備などもできると思われますが、そこらの対

応についてもお聞かせ願いたいと存じます。
　最後に、宇和町伊賀上地区の産業廃棄物処理場の対応についてお伺いいたします。
　伊賀上地区において、医療廃棄物処理場が建設され、地元との１０年契約ということで焼却をしているところです。さらに、固形燃料処理施設の計画もあるようですが、このことについて理事者はどう考えるのか、お聞かせください。
　どこかにはつくる必要があるものですが、伊賀上にさらに処理施設が建設されるということについて、住民は不安を感じ、反対の署名運動も展開したとのことです。聞くところによると、その計画は変更になったようではありますが、この周辺地域は今後伊賀上・野田バイパス、野田・蔵貫線整備など、交通のかなめとしてさまざまな形で西予市発展のために市政への協力をお願いする重要さを含んだ地域と言えます。住民としては、西予市が一つになるためのバイパス建設について積極的に協力をしたいという気持ちと、大きな期待を持っているとのことですが、一方処理施設については理解はしているものの、市の対応について不明な点もあるとのことです。今後バイパスが実際に建設されると、ほかにもさまざまな商業施設なども展開されることでしょう。そのような想定をしたとき、この地域の青写真を早急に描く必要もあると思います。西予市の建設計画には盛り込めませんでしたが、このバイパス建設の方向性や考え方についても、この際お聞かせいただければありがたく思います。
　そして、この地域を発展させるために、産業廃棄物処理場の対応を含め、西予市としてどう考えているのか、さらには三瓶、高山方面から西予宇和インターチェンジ、及び野村、城川方面へのアクセス向上のために地域住民が果たしていく役割について、理事者がどう考えているのか、お聞かせください。
　以上で質問を終わります。
○河野教育部長　松山議員がご指摘のありました今回の寝屋川市立中央小学校殺傷事件にしましても、今まで通常は安全が確保されておるというふうに考えられておりました教育現場で事件が発生しました。こういうことを考えてみますと、先ほど議員が言われましたような、非常に異常な時代に来ておる、あるいは社会全体が対処しにくい時代に入っておる、このように思っております。
　そこで、ご質問の小・中学校における安全確保、不審者対策について、学校の現状及び対応についてお答えをしたいと思います。
　まず、各学校とも実情に合った危険管理マニュアルを作成し、それに従って臨機応変に対応をすることとしております。
　具体的には、学校やあるいは校舎への入り口、これの制限をしております。門扉のあるところは門扉の閉鎖をしております。そして、来訪者については必ず受付を通じて用件の確認をするようにしておりますし、また外来者の方には名札あるいは腕章、こういったようなものも着用をしていただくようにしております。それからまた、始業前、休憩時間あるいは放課後の校内あるいは学校周辺、ここの巡回等も実施をしておりますし、緊急事態発生の場合は、防犯ブザーあるいは笛、火災報知機、校内電話で各教室への周知を図るようにしております。
　また、不審者対応の避難訓練の実施も行っております。不審者が教室や運動場、体育館に侵入して、包丁を振り回すといったことが現実に起こった場合、どのように指導されているかというようなご質問であったかと思いますけれども、委員会としては、まず第１番目に児童・生徒の安全を第一に考えまして、子供たちを逃がす、逃がすというか安全な場所に移動をさす、これを第一に考えております。それから、数人の先生、または警察官、こういったような大人が来るまで何とか時間を稼ぐこと、侵入者、そういったような方が移動できないように時間稼ぎをすること、ほれから不審者に対しては正面から戦うというようなことは避けるように指導をしております。
　それから、不審者対策としての刺又等の道具や防犯カメラ、警報装置について、すべての学校に現在のところ設置しておりませんけれども、今後は計画的に整備をしていきたいというふうに考えております。
　今後も委員会としましては、危機管理体制の確立と教職員の意識の統一を指導しながら、地域で子供を守るという意識づけも図っていきたいというふうに考えております。学校の設置者としての責任は今後も十分果たしていきたいというふうに思っております。
　以上です。
○大森産業部長　それでは、松山議員２点目の文化の里、宇和米博物館の維持管理についてのご質問にお答えをいたします。
　まず、今年度初めの議会におきまして、３月末までに伝建関連の関係文書を文化庁に提出すると。１７年度早い時期に選定される見込みとお答えをした件についてでありますが、文化庁との協議は進めてまいりましたが、最終的には年度内に住民の合意形成が得られず、提出に至りませんでした。議員及び関係者の皆様にご心配をおかけしておるところであります。引き続き努力をしてまいりますので、ご理解をいただきたきたく思います。
　次に、ご指摘の木造建造物の維持管理の件についてでありますが、旧宇和町小学校移転事業は、昭和６３年から平成２年度の事業で実施したものであり、十数年が経過をしております。高台にある関係で風雨や日光の影響も大きく、特に壁面及びスレートがわらの屋根は当時の状況とは著しく異なってまいりました。
　市といたしましても、文化財の指定をしておりますし、また貴重な文化遺産でありますことから、当然保護するという姿勢でございます。塗装劣化が激しいスレートがわら並びに校舎、講堂のよろい張り壁面などは塗装による保護も必要かと考えております。
　また、平成９年に国の重要文化財に指定をされました開明学校も老朽化が進んでおりまして、あわせて早急に計画を立て、実施しなければならないと考えております。
　以上、答弁とさせていただきます。
○安藤建設部長　松山議員３点目の明石地区水源池予定地の周辺整備についての質問にお答えいたします。
　西予市宇和町では、現在上水道第４次拡張事業を進めておりまして、国庫補助事業で要望し、平成１７年度から事業の施行を予定いたしております。
　この事業の中で、愛媛県立歴史文化博物館上部の市有地に１，０００トンクラスの配水池を２基計画しておりますが、まだ現在地質調査等ができておりませんので、地質に耐える配水池の形状等は決まっておりません。この地質調査は１７年度の予定でありますので、調査の結果によりまして、景観を配慮した施設、地質に耐えるための施設の構造と同時に、議員ご指摘の桜等の樹木の植林によるのり面の保護、あわせまして市有地全体の景観の整備について、調査研究をしていきたいと考えております。
　以上でございます。
○松本生活福祉部長　それでは、４点目の産業廃棄物処理場の対応で、通告にあった部分についてお答えをいたします。
　伊賀上地区では、平成１６年２月から設置業者と伊賀上地区との間で公害防止等に関する協定書を結び、焼却炉の操業に関して環境浄化を推進しています。
　市といたしましても、県や地元と協議し、定期あるいは抜き打ち的な検査等の立ち会いを行い、環境の浄化に注意をしているところであります。
　今回、固形燃料の製造設備設置の話が業者と地元で協議されており、議員ご指摘のように反対の署名運動も展開されているようであります。
　市といたしましては、今後の推移を見守り、県の指導のもと、地元の意向を尊重し、公害のない地域づくりに努めて

まいりたいと考えております。
　なお、産業廃棄物処理場の許認可事務につきましては、愛媛県が許可を行うことになっており、市町村には権限がございませんので申し添えておきます。
　以上です。
○三好市長　松山議員の追加的な質問でありました伊賀上・野田バイパス及び第２三瓶線といいますか、野田・蔵貫線の方向性について少し加えてお答えをしたいと、このように思います。
　新市まちづくりの計画に掲げております快適で便利な生活のまちづくりとして、第１番目に地域交通網への整備を上げておりますが、道路網の整備は、産業、文化、生活の向上を図るために最も重要な基盤整備であります。
　ご質問の伊賀上・野田バイパスについてでありますが、高速道路を生かした道路ネットワーク整備として、昨年９月、私も市長より県知事要望の中で、伊賀上・野田バイパスの県道新設、県道俵津・三瓶線の整備促進、県道宇和・高山線の整備促進の３路線を一体としたネットワークの整備事業として、知事への重要要望として行っております
　しかしながら、現状では、ご案内のとおり、国県の公共事業の採択につきましては、財政面に非常に厳しい状況であります。市といたしましては、先般伊賀上地区の地元よりも熱心な要望を受けておりますし、何よりも高速道路を活用する必要路線と認識しておりますので、今後も継続して重点的に要望を行っていきたいと、このような考えでございます。
　以上です。
○２番松山清君　各般にわたって答弁いただきまして、まことにありがとうございました。
　第１点目の小・中学校の安全確保についてでありますが、大変私ども子供を育てた経験上、やはり不安を抱いてるわけであります。万が一起こったときに、本当に防げるのだろうかという実際の素朴な疑問があるわけですが、防護盾のような物が置いてあるところとか、網がぱっと出るような物があるところ、いろんなところがあります。
　特に宇和町の場合は、特に他の地域より心配の度合いが父兄の間に強いんではないかと。今回事件を起こした方々がもともとそういう兆候があったかというと、そうでもない人たちが起こしている場合もありますし、またきのうなんかは、たまたまこれは職員が取り押さえたということによって被害が起こらなかった。そういったことを考えますと、やはり簡単な物でもいいですから、そこでちょっと犯人を押さえるような、ぱっとネットがかぶれるような、そんな物でも各教室に配置しておいていただけたら安心だなと思います。
　ただ、これは今言いますようにすべての学校がそんな危険にさらされてるかというと、うちはそうでもないよというような学校も多々あるんではないかと思いますので、そういう父兄とか学校の教職員の方々との意見を聞きながら、ぜひこの面に関しては整備を推進していっていただきたいと思うわけでございます。
　以上です。
○二宮教育長　ただいまの松山議員の再質問ですが、議員のおっしゃるとおり、各学校それぞれ環境も違います。よく校長なりＰＴＡとも相談しながら進めていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。
○３０番坂本隆重君　私は、通告に基づいて一般質問の機会を得ました。
　昨年は、国内、スマトラ沖等において想像を絶する被害が起きました。そういった面において今回質問をさせていただきます。
　質問の第１点は、地震への減災対策について。
　私の本意としては、防災対策についてと言いたいのですが、不可抗力的な面が非常に多いために減災対策といたしました。
　２１世紀に入り、近く南海地震が予想され、震度７程度の直下型地震を想定した場合、阪神大震災を経験した私といたしましては、同僚、知人ほか多数の犠牲者を出し、死者の数は六千四百余名に上り、本当に悲惨なものでありました。最大の問題は、犠牲者の８８％が家具、家屋の倒壊であったことを教訓として残していることであります。
　したがって、重要なことは、今からでも簡単にできることは、家具の、具体的にはタンス、壁かけクーラー、棚の上の重い置物等、また家屋の震度調査等、対応等を、倒壊をいかに防止するかにかかっていることではないかと思っております。そうすれば、避難生活も避けられるものである。
　また、避難場所として使用する公共の施設は、最優先して耐震調査をし、対策を打つべきである。阪神大震災を契機に、被災者への公的な支援としては現在居住安定支援制度がありますが、全壊、半壊世帯を対象に再建支援を行っていますが、対象は瓦れきの撤去、その費用や住宅ローンの利子補給などに限定されております。
　住宅本来の建築補修は対象外になっているのです。阪神大震災のように大量の住宅が広域に破壊した場合、住宅再建が地域経済に与える影響は甚大なものがあり、地域社会の崩壊を防ぐためにも、今からでも災害に強い西予市のまちづくりのためにも災害基金共済制度等の必要性を痛感している者の一人でございます。
　また、電気、ガス、水道、通信といったライフラインにおいては、耐震性に強い抜本的に対策を打つことによって地震による災害を最小限に抑えることができ、また肝心の水に関しては、古来当地区においては井戸がそのままになっている家が多いために、ポンプ等を利用するような水質検査をして今からでも対応するとか、これも一案ではないかと。また、燃料としては、まき、炭を用意しておくとか、いろいろ代替えの品を調達しておけば、より一層の対応につながるんじゃないかと思っております。
　また、道路や交通機関においては、一部の損傷により当地区の道路が損傷した場合には、また寸断された場合、火災の発生による消火活動、それから支援活動に支障が出てきます。したがって、緊急ルートを確保すること、災害地への支援活動に当たる企業、団体、支援者のデータベースの作成等も必要ではないか。また、河川、森林関連に至っては、現在指定になっている土石流危険渓流の総点検も必要と思います。
　兵庫県に見られるとおり、兵庫県においては埋立地が非常に多いために、当時地盤が軟弱なために家屋の倒壊が特に多かった。また、海岸部においては液状化現象が見られた等、いずれにしても阪神大震災を教訓にして、災害に強いまちづくりを進めていくのが、将来の発展につながることと思っております。
　取り組みについて真剣に考えておられるのか、お伺いいたします。
　質問の第２点はごみ処理についてですが、現在パンフレット等で当市では、「まぜればごみ、分ければ資源、分別にご協力をお願いします」とごみ分別を市民にお願いしていますが、現在の燃えるごみの分類では、環境汚染、自治体の財政を圧迫し、問題を引き起こしております。
　可燃ごみの多くを占める生ごみを、ごみは自己責任での方針で、家庭用の電動分解処理機等、また地域には１カ所に収集場所を設けて生ごみの処理をすると、堆肥化を進めるとか、大幅なごみの減量と運搬の軽減を図るためにもこういった施策が必要ではないか。
　また、生ごみ以外の残るごみもさらに分解、分別し、再利用、再資源化を図る、すなわち製品の生産者が再処理経費を商品に内部化して負担する制度等も確立してはどうだろうか。今後、ますます必要であり、ごみの再生抑制、分別回収、再利用、再資源化が確立されるのであれば、今現在デポジットとして代表的なのがビール瓶でございます。これは各社共通の瓶を使用して、回収率が非常にいいと聞いております。
　また、不用品、粗大ごみに関しましては、再利用できる物はリサイクルセンターを開設し、修理、補修して販売するシステムを構築し、必要な人材を雇用し、製品の再生販売を行う。結果として、ごみの再利用、再資源化により、焼却、埋立処理を最小限にとどめることができるのであります。

　要は、焼却、埋立処分に多額の費用をかけているのに、ごみは収集場へ持っていけば、後は野となれ山となれでは済まない時代に来たのであります。ごみを出せば、最終的には我々が多額の費用を負担していることを再認識して、市としての積極的な取り組みについてお伺いをいたします。
　以上で私の質問を終わります。
○森総務企画部長　坂本議員の地震への減災対策についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。
　ご指摘のとおり、近い将来南海地震の発生が予想されております。当市におきましても、防災に視点を置いた総合的な施策を展開することにより、災害に強いまちづくりが重要課題であると考えております。
　現在、旧５町の地域の災害特性を踏まえた西予市地域防災計画の作成を急いでいるところでありまして、その作業の中で、土石流、危険渓流を初めとする危険箇所の洗い出しも行うことといたしております。
　今後は、この地域防災計画に基づきまして、各担当課においてマニュアル、整備計画等を作成し、順次整備を進めていくことにいたしております。
　また、住民一人一人の防災意識の高揚と地域住民の結束が避難誘導等応急活動を迅速かつ効果的に行うことにつながると考え、自主防災組織の結成に向けて推進を図っているところであります。
　新年度におきましては、有事の際、避難所となる学校施設の耐震診断の実施及び津波対策として海岸部における避難訓練の実施を計画し、予算要求をしているところであります。
　また、有事の際における災害復旧に係る経費の財源確保のため、災害対策基金条例の制定を提案させていただいているところであります。
　以上でございます。
○松本生活福祉部長　それでは、２点目のごみ処理についてお答えをいたします。
　１２月議会における梅川議員にお答えした答弁と基本的には変わっておりませんが、ごみは自己責任でとの方針で、西予市では家庭用電気生ごみ処理機の購入に対して２万円の補助を行っておるところであります。
　また、平成１７年度中には生活環境委員を各地区に設置し、４１５名の委員を任命いたしまして、市民と一体となったごみの減量作戦に取り組んでいくとともに、ごみ処理の広域化や環境基本計画を策定し、環境行政を推進するための調査研究を行う環境対策専門委員会を設置し、住民、行政が一体となった計画づくりを推進してまいりたいと考えております。
　議員ご指摘の分別、再利用、再資源化を図るために、平成１７年度予算におきましては、廃プラ減容梱包機器購入の予算を計上いたしておりますが、これは廃棄プラスチックの減量化とリサイクル化を図るために城川清掃センターに整備をして、当面は城川、野村地区を処理区域といたしておりますが、将来的には市内全域の処理も目指していく必要があると考えております。
　また、ごみの中には修理、補修をすれば再利用ができる物も多く含まれていると聞いております。製品の再生、販売につきましては、費用対効果を十分見きわめた上で将来の課題として取り組ませていただきたいと、このように考えております。
　以上、ご答弁とさせていただきます。
○３０番坂本隆重君　今、細部にわたって答弁をいただいたわけでございますが、中でもリサイクルセンターの件についてでございますが、ある程度再利用というような発言はあったわけですが、ごみの中には非常にちょっと手を入れただけでも、具体的に申しますと勉強机、それからデスク、いろいろな物が手を加えることによって十分使えるというような商品が非常に多いわけです。全国におきましてはあらゆるところにこのリサイクルプラザとか、リサイクルセンターというような形で再利用する施設がどんどんできております。そういった面においては、大型ごみを埋め立てに持っていく費用等計算すれば、非常に再生するだけで処理の費用により以上のメリットがあるんじゃないか。今、ごみが一応６億円とか８億円とかというような処理費用が出てるようでございますが、非常にそういったことによって減量は相当できるんじゃないかと。リサイクルセンターは必ず近い将来には、各市町村もやってることなので、やっていただかなかったらいかんような施設やないかというように思っております。
　それともう一つは、先ほどの中に生ごみの堆肥化のことをちょっと発言したわけでございますが、堆肥化もこれ近隣の市町村においても、例えば内子町、こういったところでは非常に効果を発揮しております。生ごみが可燃処理の大半を占めるんじゃないかというような感じもしております。そういったことで、堆肥化することによって再利用は十分生ごみの場合は可能でございますもんで、これを積極的に各家庭で２万円の器具を出してもらえると、補助を出しておるということですが、これを各家庭に入らない場合というんは、１カ所に一定の地域を限定して、そこまで持ち寄って処理をするとかというような方法も一案じゃないかと思うんですが、その家庭用の生ごみの処理器の今買われとる人数、個数、そういったもんは今打たれて効果はどのくらい出てるんか、それについてお願いします。台数でもよろしいんですが、今後の方針とかもつけ加えれていただいたらいいかと思いますが。
○松本生活福祉部長　それでは、再質問にお答えをいたします。
　このリサイクルセンターを立ち上げて、少しの手を加えただけで利用できるような品物もあるだろうということでありますが、これはやはり現場サイドの意見も十分確認した上で、そのように簡単に直せるようなもんが多く出ておるのかどうか、その辺を確認しながら将来の課題にさせていただきたいと、このように思います。
　それと、生ごみの処理機の件でありますが、家庭用のごみ処理機を対象といたしておりますけれども、言われますように、地域に限定して、１カ所に大型の機器を取り入れることによって周辺の住民が持っていけるということもありますので、その辺も踏まえて検討させていただきたいと思います。
　それと、家庭用のごみ処理機でありますが、今年度予算、１７年度予算では一応１７０万円を計上いたしておりますので、大体８０から９０機ぐらいの予定になるだろうと思います。
　それと、その効果につきましては、前回の委員会の折にもご質問がありましたけれども、まだ自主的には追跡調査が行われておりません。この辺も十分、補助するだけではなしに、後々の効果についてまで追跡してまいりたいと、このように考えております。
　以上、答弁といたします。
○１４番浅野忠昭君　平成１７年第１回定例議会に当たり、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告により５点質問させていただきます。
　１点、西予市の少子化の問題について。
　出生率の低下に伴い、全国的な少子化に歯どめがきかず、大きな社会問題となっています。西予市においても全国平均を上回る勢いで少子化が進み、将来の西予市発展にも深刻な影響を与えるものと思われます。当三瓶地区においては、平成１６年の出生者数は３４名しかおらず、改めてその数の少なさに驚かされます。現在西予市においては、少子化対策としてさまざまな支援を行っていますが、市民により理解してもらえるよう、具体例を上げて説明をお願いいたします。
　また、今後この問題に対して何らかの対策を考えられている事業計画等があれば、あわせてお願いをいたします。
　次、三瓶高校存続について。
　現在西予市には、県立高等学校、土居分校、養護学校を除いて３校ありますが、少子化に伴い定員に満たない現状となっています。

　平成１７年度野村高校においては、県立高等学校の再編整備基準により、学級数が４から３へと１学級減少することになりました。学校関係者はもとより、地域住民全体が一丸となって反対運動を展開したにもかかわらず、結果は残念ながら基準どおりとなりました。このことは、一度県教育委員会が決定した事項を覆すことがいかに困難であるかを教えてくれました。
　さて、三瓶高校においても、現在８０人定員を割る状況であり、平成１７年度の入学希望者数も７４名となっておりましたが、志願変更で現在入学希望者は７９名になっております。定員割れは必至であろうと考えられます。幸い平成２０年度までの県立高等学校整備計画の中で、分校化や統廃合、学級減等の対象校には入っていませんが、平成２１年度から２５年度までの５年間で対象となる可能性は、小学生の児童数、平成２１年度６２名、２２年度５６名、２３年度６９名、２４年度６１名、２５年度６２名から見て、極めて大であります。それを回避するためには、現在の１学級４０名制を３０名ないしは３５名の小学級制に移行していただき、１学年２学級制を存続していく方法が最も賢明であろうかと考えます。県教育委員会の再編整備基準ができ上がるまでに、早急に、かつ強く県への要望をお願いしていただきたいと思います。
　次、三瓶高校寮建設について。
　現在、三瓶高校の生徒の中で、旧三瓶町外あるいは県外出身者が４３名おります。内訳を申しますと、八幡浜市１９名、ほか県内１８名、県外から６名の生徒が来校しております。自宅から通学している生徒もいますが、公共交通機関の便が悪く、保護者等の送迎に頼るほかありません。保護者にとっても、また生徒自身にとってもかなりの負担になっているものと思われます。
　また、三瓶高校には宿泊施設、寮がないために、一般家庭あるいは一部個人所有の宿泊施設に下宿をしているのが現状のようであります。
　先ほど述べたように、三瓶中学校の卒業生だけでは到底定員を補うことはできず、旧町外からの生徒は、人数的にも大変貴重な存在となっています。思春期の多感な時期だけに、親元を離れて生活することへの不安や保護者の不安を少しでも解消できるよう、また生活指導全般は学校側が全面協力するとのことですので、市に寮の建設及び運営に対しての援助をお願いいたします。
　次に、中高交流行事について。
　モデル校として宇和島南高校のように中高一貫教育は県立高校にも導入されました。当初心配されていたほどのトラブルもなく、順調に運営されているようですが、義務教育制度の中学校と県立高校との交流は思ったほど多くなく、お互い近い位置にありながら、未知の部分が案外あるのではないかと思われます。生徒間の交流とか、各クラブ活動の指導に中高の先生が協力し合い、レベルアップを図るとか、実践可能な部分から少しずつ交流をしていけば、より理解が深まるものと思われます。
　現在、三瓶中学校から三瓶高校への進学率は６割前後となっていますが、先生及び生徒間の相互理解が進めば、この進学率も向上するのではないでしょうか。中高一貫教育に対しての賛否はいろいろありますが、緩やかな中高の交流行事は、決してマイナスにはならないと思います。市立中学校と県立高校との交流行事に対しての市側の考えをお伺いいたします。
　次、下水道計画について。
　西予市三瓶町は、宇和海に面した森林と海に囲まれた自然豊かな町であります。我々は、このような快適で潤いのある自然環境を創造、維持し、後世に伝える責務を有しております。特に、豊富な水産資源の恵みを受けている宇和海の水環境の保全という責務を果たす上で、汚水処理整備は不可欠なものでありますが、西予市三瓶町では汚水処理事業に着手していない状況にあります。そのような状況の中、平成８年度に作成した三瓶町生活排水処理計画基本構想並びに浸水対策基本構想を、合併前の平成１４年度に近年の社会環境、社会情勢に応じた汚水処理、整備の基本構想に見直しされている現状であります。
　この整備事業の内容は、中心の三瓶処理区を用途指定がなされている関係から公共下水道に、その他の処理区は農業及び漁業集落排水事業に選定されております。下水道事業には多くの費用と長期にわたる整備期間が必要となりますが、浸水の防除、生活環境の改善並びに水環境の保全にはなくてはならないものですので、広域化、共同化、新技術の導入等によるコスト削減等を考慮しつつ、ＰＲにより住民の関心を高めて、早急に下水道事業を推進していく必要があると思われます。
　現在西予市では、宇和、野村両町で事業を実施しておりますが、厳しい財政事情の折、今後三瓶町、明浜町での下水道整備をどう考えているか、お伺いいたします。
　これで私の一般質問を終わります。
○松本生活福祉部長　それでは、１点目の少子化の問題についてお答えをいたします。
　少子化問題につきましては、福祉、医療、教育、経済、労働、地方関係など３０団体で組織する少子化への対応を推進する国民会議の中で、少子化の歯どめのため５つの基本施策を柱とした取り組みの推進が決定されております。
　その内容は、社会的な機運の醸成、若者の自立とたくましい子供の育成、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、生命の大切さ、家庭の役割などについての理解、子育ての新たな支え合いと連携でありまして、国民的な広がりのある新たな取り組みを目指しております。
　平成１５年度の合計特殊出生率を見てみますと、全国平均では１．２９人でありますが、愛媛県では１．３６人とやや平均を上回っている状況であります。
　ご質問では、三瓶町での平成１６年度の出生数は３４名ということでありますが、保健統計年報で見てみますと、過去６年間の平均では約４６名となっているようであります。西予市全体を見ますと、平均で３００名程度の出生状況でありまして、近年では横ばいの出生状況で推移しているようであります。
　しかしながら、これからも大幅な出生は望めないと予測されますので、その対策は必要であり、若者の定住や就労の場づくりが課題であると認識いたしておるところであります。
　厚生労働省では、急激に加速する少子化対策として、平成１５年７月に成立した次世代育成支援対策推進法の施行に伴い、全国の自治体へ従来の子育てにとらわれない幅広い分野での総合的な子育て支援の策定を求め、本市でも今年度中に次世代育成支援行動計画を策定いたしております。
　計画では、保育所を中心に計画いたしておりますが、女性の社会進出や生活スタイルが多様化してきた今日に対応するための延長保育や休日保育、そのほか保育士、保健師等が個々に事業や育児相談、講師を招いての行事を実施し、子育てに奮闘しておられる父母をサポートするための集いの広場事業を展開することにいたしております。
　また、昨年１１月には、南予児童相談所や関係機関を中心とした実務者会で、児童虐待防止対策や子育て支援に関する啓発活動及び研修活動等、子育て支援事業の充実を図るため、西予市子育て支援ネットワークを立ち上げましたので、今後の子育て支援対策の充実に向け努力をしていきたいと考えております。
　以上、答弁といたします。
○二宮教育長　それでは、浅野議員の２点目、３点目、４点目につきまして答弁を行います。
　まず、三瓶高校の存続についてでございますが、少子化の進む中、野村高校の学級減はこの春から実施されております。また、県の再編整備計画では、１８年度に野村高校土居分校で募集停止が予定されております。
　三瓶高校の存続につきましては、大変危惧をされておりますが、小・中学校におきましても４０人学級の実施をして

おり、高校の３５人学級は非常に厳しいものがあろうと考えております。
　しかしながら、県の教育長会または市長会等と連携をしながら、高校存続の方法を模索し、働きかけていかなければならないと思います。
　また、ＰＴＡを中心にしていただきまして、地域の高校は地域で育てていくんだという気持ちを持っていただき、地元においてもその機運を高めていってほしいと思います。
　３点目の三瓶高校寮建設についてでございますが、三瓶高校の寮の建設は、案内どおり大変厳しい財政状況のもと、また県立高校に対します財政支援につきましては法的にもいろいろ問題がございます。将来を展望し、慎重に進めていかなければならないと考えております。
　４点目の中学校と県立高校の交流事業でございますが、現在の交流の状況についてお答えをいたします。
　宇和中学校では、近隣の高校が実施しております体験入学に参加します。また、部活動の交流としましては、バスケット部、バレーボール部の宇和高校との交流を行っております。また、教職員の交流としましては、研究授業を行う際に相互に参加、今年度は宇和中で３回、宇和高校で２回を実施しております。
　野村中学校では、野村高校との交流、畜産科への体験入学、部活動の交流としましては、箏曲部が年間十数回の合同練習や合同演奏会の実施、また相撲部は地域の練習場でほぼ毎日の合同練習を行っております。教師間の交流としましては、相互の授業参観を各１回ずつ行っております。
　城川中学校におきましては、野村高校畜産科を初め宇和島東高、吉田高への体験入学等を行っております。また、部活動では、体験入部や合同練習、野村高校バレー部、ラグビー部。そして、教師間の交流としましては、野村高校との連絡会の中で公開授業、野村高校土居分校とは校内人権同和教育の参観日の相互参加などを行っておるところでございます。
　また、三瓶中学校におきましては、三瓶高校との交流、部活動の交流でサッカー部が毎日２時間程度、バスケット部とバレー部が年に数回実施をしておるところでございます。教職員の交流としましては、スポーツ交流年１回、授業参観を年２回程度実施しております。そのほか、朝日文楽共同講演観賞を年１回実施しておるところでございます。
　そのほか、全中学校で生徒指導や進路指導と中高連絡会を年間数回行っておりますほか、各中学校に高校から来ていただき、高等学校説明会等を実施しております。
　以上のとおり、それぞれの学校で特色ある工夫をした交流が図られており、お互いよい成果を上げていることを聞いております。今後もその相互理解を深め、連携を強めていくためにも、中高の交流を進めていきたいと考えております。
　以上、答弁とさせていただきます。
○三好市長　それでは、浅野議員の下水道計画についてお答えをさせていただきます。
　西予市の下水道整備につきましては、第２次愛媛県域下水道化基本構想に基づきまして、現在野村処理区と宇和処理区で公共下水道を整備中であります。
　野村処理区は平成１７年３月３１日から、宇和処理区は平成１９年度からの供用開始予定であります。そのほかに、宇和町では４処理区、野村町では３処理区の農業集落排水施設を供用開始しております。
　ご質問の三瓶町の下水道整備計画につきましては、三瓶町を５処理区に区分し、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の３事業により整備計画を立てております。内容は、都市計画区域の三瓶処理区を公共下水道事業、蔵貫・皆江の両処理区を農業集落排水事業、周木・下泊の両処理区を漁業集落排水事業で整備することとしております。
　合併時の建設計画では、平成１９年度から公共下水道事業により実施する計画を立てておりますが、今後は地域住民のご理解と市の財政事情等を十分検討し、進めていくべきと考えております。また、散在する地域につきましては、小型合併浄化槽で対応していく計画であります。
　次に、明浜町の下水道事業整備計画につきましてでありますが、明浜町を３処理区に分割して農業集落排水事業、漁業集落排水事業の２事業による整備計画を立てております。内容は、俵津・田之浜の両処理区を農業集落排水事業、高山処理区を漁業集落排水事業で整備することとしております。事業の着手につきましては、まだ計画は未定であります。なお、散在する地域につきましては小型合併浄化槽で対応していく計画であります。
　以上、お答えといたします。
○１４番浅野忠昭君　的確な、かつ詳細な回答ありがとうございました。三瓶高校存続についてですが、先ほど私が言いました３点につきましては、これはもう避けて通れない問題でありますので、早急な対策をお願いいたします。
　また、下水道建設計画は、厳しい財政事情ではありますが、環境問題、地球規模の海洋汚染問題の観点からも、一日も早い着工をお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
○議長　暫時休憩いたします。午後１時１５分に再開いたします。（休憩　午後０時０２分）
○議長　再開いたします。（再開　午後１時１４分）
○２６番山本安男君　平成１７年第１回定例議会におきまして、質問の機会を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。
　午前中松山議員の一般質問と若干似通った点がございますが、ご了解をいただきたいと思います。
　２００１年に大阪池田小学校で起きた悲劇をきっかけに、小・中学校の安全対策が各地で実施されております。公明党では、昨年４月、政策提言といたしまして、子供たちの生命を守る安全プランを発表し、党のマニフェストにも追加項目として盛り込んでおります。追加内容は、各学校独自の防犯マニュアルの策定や全小学校での通学安全マップの作成、全小・中学校へ防犯ブザーの貸与、配付、ボランティアで学校を警備するスクールガードの配置等が盛り込まれております。
　西予市も各町の時代からそれぞれ取り組みがなされていると思いますが、現状の各学校の状況についてお伺いをいたしたいと思います。
　犯罪は、ところ、場所を問わず、隙間を縫ってくると考えられます。特に下校時においての連れ去り事件が頻繁に起きております。常に警戒意識を高めていかなければならないと思います。防犯ベル等も効果の高い物を使用するようチェックする必要があり、安い物でブザーの出力の弱いものは取りかえが必要であると思います。
　西予市内の学校におきまして、防犯ブザーの配付に全力で取り組みができるよう、強力に推進すべきだと思いますが、この点につきまして計画その他お伺いをいたしたいと思います。
　次に、防犯啓発のために、公用車にマグネットの防犯ステッカー装置の提案についてお伺いをいたします。
　西予市内で職員の方が公用車を使い職務につかれております。その公用車にマグネットのついた防犯ステッカーを取りつけて、防犯啓発を行うというものであります。各支所に公用車があり、マグネット使用で取り外しも簡単にできて、都合の悪い場所や時間には取り外すこともできる大変効果が期待されております。職務で走りながら「防犯パトロール中」とか、また「子ども１１０番」等といったステッカーで市内全域で防犯啓発の向上に役立つ方策だと各地域で取り組みが始められております。事例といたしまして、松山市や今治市で実施されていると伺っておりますし、大洲市でも計画中と聞いております。こういった点につきまして、教育部長並びに市長のお考えをお伺いいたしたいと思います。
　次に、国道５６号線加茂区域の歩道拡張についてお伺いをいたします。

　現在、坂土陸橋横の歩道工事が着手され、完成間近でございます。地元の皆様方は大変喜ばれておりますが、加茂区分の歩道は拡張工事から取り残された形になっております。その理由は、旧道の道があるので、歩道拡張工事は加茂部落としては必要ないとの決断で、地よりの方の要望は実らず、現在に至っているということであります。
　加茂旧道入り口から坂土陸橋までの加茂区分は、既に個人でも拡張が済み、短い区間ですが、歩道が狭く、自転車通学生が歩道を走るのに大変危険であります。また、四国遍路の通行にも大勢利用されております。私も現場を見て、旧道があるからという理由では理由は成り立たない現状になっていると思いました。車道を通れない一般、中学生、高校生、１００台の自転車通学生が狭い歩道を通らなくてはならない現実があそこにはあるのであります。現状を見て調査の上、西予市としての加茂の５６号線の歩道拡張工事をどのようにお考えかをお尋ねしたいと思います。
　次に、坂土陸橋の利用状況と今後のメンテナンスについてお伺いをいたします。
　まず、陸橋の維持管理、塗料費も含めて幾らかかるのかをお伺いいたしたいと思います。もちろん市の財産でございますので、存続する限り管理は必要でございますが、今回陸橋付近の交通も整理拡張されて、信号機による安全な横断歩道体制ができ上がりました。歩道の拡張により、特にお年寄りの方は陸橋を通らなくてもＡコープや郵便局にも押し車を押しながら渡れるようになりました。陸橋の管理、費用対効果も含めて今後の陸橋をどうするのか検討していくことも、現在大事な視点だと思うわけであります。
　坂土陸橋も建設から今日までは安全な通行手段として役立ってきましたが、道路の形も以前とは異なり、陸橋の利用率も整備された信号機による横断歩道と拡張された歩道体制により、その上高齢化社会で利用者は激減するものと思われます。今後の問題としてどう受けとめていられるかお伺いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。
◯河野教育部長　山本議員の公明党のマニフェストにも盛り込まれている小・中学校の安全対策項目が、西予市の学校においても実施しておるのかどうか、その現状についてのご質問ですけれども、まず各小・中学校で独自の防犯マニュアルができておるかということなんですけれども、３２のすべての学校で作成をしておりまして、それぞれの学校の実情に合った運用を現在いたしております。また、登下校時の安全指導、安全マップの作成、防犯ブザーの配付を実施しております。
　ただ、この中で防犯ブザーにつきましては、小学生２，３９６人に対しまして１，３８２個、中学生１，２７７人に対しまして４２８個を配付しております。小・中学校合わせますと４９％の配付率です。これ旧町単位で言いますと、宇和町がほとんどゼロに近い、ほかの４町につきましては１００％に近い数字です。
　今後は、議員もご指摘をされておりますように、防犯ブザーについては新入生については全員配付をしていきたいというふうに考えております。
　それから、防犯ステッカーについてですけれども、このことについては関係部署と今後検討させていただきたいというふうに思っております。
◯森総務企画部長　防犯ステッカー装置についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。
　痛ましい事件が後を絶たず、市民一人一人の防犯に対する意識の高揚が必要な時代になったと痛感いたしております。
　ご指摘の公用車への防犯ステッカー等の装備につきましては、装備状況、体制整備、乗車する職員の心構え等先進地の情報を収集し、今後検討していきたいと考えています。
　以上でございます。
◯安藤建設部長　山本安男議員の国道５６号線加茂区域の歩道拡張についてお答えいたします。
　ご指摘のとおり、今や国道及び主要県道においてはバリアフリー化が叫ばれるようになった今日、国土交通省はこの問題に精力的に取り組んでいただき、順次整備計画を立て、実施しているところであります。現在、実施計画を立てている国道５６号線の歩道整備区間は、東宇和農協中川支所から坂土地区の１級路線、３号線までの区間、延長で６６０メーター、幅員２．５メーターの計画であります。実施年度は１６、１７年度に用地買収及び物件補償を行い、順調にいけば１８年度から工事に着手する予定でありますが、現状では用地買収等に難航していると聞いております。
　議員ご指摘の区間で歩道ができているという部分は、個人が宅地造成をするとき、宅地造成高と国道と同じ高さにするため、国土交通省に工事の許可申請を提出され、協議の結果、道路ののり面が水平になってできたものでありまして、歩道整備計画に基づき整備されたものではなく、歩道の幅員を満たしてはおりません。今のところ、国土交通省の考え方は、旧国道を歩道として利用することができるため、国道５６号線沿いに歩道を設置する考えはないということですが、このことは通学路に指定されていないこと、及び地元の考え方も反映されている側面がありますので、今後地元及び関係各機関で十分検討し、必要な歩道ということになれば、国土交通省と協議をしてまいりたいと考えております。
　次に、坂土陸橋の利用状況と今後のメンテナンスについてでありますが、最初にこの陸橋につきましては、所有者、管理者ともに国土交通省の所管であります。ご指摘のとおり、歩道橋を設置してから相当の年月がたっていることから、歩道橋を取り巻く環境は大きく改善されているところでありますが、一方では急ぎの方、もしくは最も安全な方法として歩道橋を利用される方がいることも事実であるかと思います。
　しかしながら、これらのことは管理費も含めまして総合的な見地から、管理者である国土交通省が判断されることになるかと思います。
　以上でございます。
◯２６番山本安男君　適切なご答弁をいただきました。なお、陸橋の維持管理の件でございますが、宇和町の管理の中で行われているものと聞き及んでおりますが、その点間違いございませんでしょうか。
◯安藤建設部長　これは国土交通省が設置したもので、市の方から管理費等を出している現状はありません。
◯２６番山本安男君　私の調査不足でしょうか、私は宇和町の管理の中で維持管理が行われているものと思っておりましたのでこういった質問をさせていただきましたが、以後少々勉強させていただきます。
　なお、背景的には、地元の方の話では、現在中川小学校が１５名程度坂土の校区内で利用している。大変雪の中での除雪作業とか、ＰＴＡの方のご苦労も、近所の方は利用状況、大変冬分は宇和町の場合は雪が降るから本当に厳しいということで、それでも安全のために利用しているということでございます。現在、一般の方は全く利用されてないというのが現状と承っております。
　今日までに陸橋近くで起きた交通事故は、ご存じないかもしれませんが、３件あると言われております。ＪＡ中川支所からの国道５６号線への出口付近にこの陸橋の階段が視野を遮って、事故につながった例が多いということでございます。幸いにも死亡事故にはつながっておりませんけれども、現在こうした歩道体制、信号機による交通が整備されて、現在本当に無用の長物と化してるということで、交通事故が頻繁に起こる可能性も十分あるということで、点滅信号がございますもんですから、信号が完全にしておれば問題ないわけでございますが、点滅信号による夜の霧とか何かで視界が遮られて事故につながっている事例が言われております。
　今後、また調査の上、維持管理も含めて西予市としての安全対策に寄与していただきたいと思います。
　以上でございます。
◯安藤建設部長　今、議員さんから事故のことを初めて聞いたわけですけれども、今言われましたその辺の事情を国土交通省ともまた相談いたしまして、その辺を地元にもまたご了解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○９番亀井秀男君　平成１７年第１回定例議会に当たり、議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。
　まず１点目に、農家の台風災害支援について。
　先般の臨時議会で台風被害の補正をいただき、ありがたく存じております。苗木改植、補植、樹勢回復、防風林内に充てられます。昨年の台風の相次ぐ襲来で農家は苗木の確保が完全にできず、今年の改植事業が対象外になっている方がおります。次年度、苗木が入手してからの植えつけとなり、被害面積も個々で違い、数年をかけての改植となります。支援を受けるのは単年度だけでございます。農家の間では急に改植に取り組むものでありまして、自分の労働力に合った品種構成を考えていかなければならず、指定の苗木業者に確保できればよいのですが、一方では収益性の高い品種に取り組みを考えるものは、苗木の確保ができずに困っております。農業は生き物との長い戦いでありますので、今年度以降も改植、補植の枠を拡大していただき、被害地区の早期回復を特段の配慮を国、県にお願いいたします。その点につきまして市のお考えを伺いたいと思います。
　２点目に、農地集積と後継者対策ということでお伺いいたします。
　これまで旧５町農業委員会で推進されてこられました農地集積でございますが、担い手農家には十分な農地がまだ集積されておりません。農業所得を上げるには、農地の確保がこれまで以上に必要であり、高齢化した農家と担い手農家に農地意向調査をしていただき、早急に農地流動化を進めることが大切であります。荒廃園になるまでにやる気のある担い手に集積を図ることが、産地としてこれから維持発展ができるのではないかと思います。そのために、農業委員の数の減少における地区内に農地の集積の各団体が必要ではないかと考えてるところであります。また、農業の担い手である２０代、３０代の後継者の育成がこれからの大切な問題であります。十分なる助成と研修を行い、地域の主たるリーダーとなる人材づくりをしていただきたい、その点についてもお考えをお聞きしたいと思います。
　また、農地拡大をすることで、家内労働力だけでは不十分となり、優良なる品質が伴わなくなることが考えられます。労働力の確保がこれからの課題となります。機械化のおくれている傾斜地では雇用が必要でございます。国内外からの研修生、労働者の導入を市としても前向きに進めていただきたいと思っております。
　国策は、大規模農家優先、小規模農業は後回し的な考えで、私たちも早急にミカン産地としましても、３から４００を目指した農業経営を進めていかなければと考えておりますが、この点につきましてもお考えを伺いたいと思います。
　３つ目に、中山間直接支払継続についてお聞きしたいと思います。
　平成１２年から１６年度までの５年間、国、県、市町村のお力を得まして直接払を受けてまいりました農地保全地区共同活動、ふるさと景観、農地を守るべくやってまいりました。平成１７年度より今年また再び継続となりました。これまでとはまた異なった方法での、取り入れられる方法が違っているやに聞いておりますので、その基本的な考えがどのようになっているのかということをお伺いいたしたい。
　４番目に、西予市の医療体制についてお聞きいたします。
　西予市でも人口の減少とともに高齢化が進んでいます。在宅介護制度、ヘルパーの派遣など労働福祉制度は完全に充実しているとは言えませんが、徐々に改善されてきております。
　また、近年高血圧症、高脂血症、肥満、糖尿といった生活習慣病がふえております。特に糖尿病は戦後ほとんどいませんでしたが、食の変化やストレス、運動不足等により、現在６９０万人の患者と６８０万の予備軍がいると言われております。実に日本人の１０人に一人が糖尿病の患者予備軍ということになります。西予市の人口が４万６，８００人といたしましたら、同じ比率で４，６８０人の糖尿病の患者と予備軍がいるということになります。
　各健康センターで各種健診を実施して、その把握に努め、指導していることとは存じますが、老人医療体制の整備とともに、成人病に対しても西予市としての専門医の設置、相談所の開設、カウンセリング等の実施をきめ細やかにお願いしたいと思います。
　また、西予市として総合的に医療体制整備に取り組んでいることと存じますが、高度先端医療情報化社会への対応、過疎化に伴う地域医療のあり方など、西予市の医療体制について将来的なビジョンをお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。
○大森産業部長　それでは、亀井議員のご質問にお答えをいたします。
　まず、１点目の農家の台風災害支援についてでありますが、国の事業であります平成１６年度果樹被災園復旧と対策事業により、改植、補植及びこれと一体的に行う防風施設の整備を実施するものであります。県の農産園芸課の指導により本事業を進めておりますが、改植、補植は被害程度が７０％以上の甚大被害のみ対象となっております。
　ご指摘のとおり、７０％以上の被害を受けた農家の中でも優良品種への改植を希望するために苗木が入手できない農家や、今回は負担のことも考え、改植を断念する農家が生じております。これら農家に対する来年度以降の対策といたしましては、毎年度行っております一般の改植事業にのって実施をしていきたいと考えております。県に対しても強く要望をしてまいります。
　次に、農地集積と後継者対策についてでありますが、本市の集積の実態は、農用地面積６，９００ヘクタールに対して、農地集積面積は２，３８５ヘクタールであり、集積面積、集積件数については、県下ではトップのクラスであります。このことは、関係各機関のご指導と各農家の深いご理解とご協力によるものであります。
　ご指摘の担い手への集積につきましては、農家の高齢化が増加しており、地縁や知人等での利用集積が多くなされているのが現状でありますが、さらに小規模農家の農用地を効率的に担い手に集積を促し、地域農業を守っていくことが課題ととらえております。
　農業委員会は、合併前は定数１０７名でありましたが、合併により３８名となっております。各農業委員の担当区域が大幅に拡大した中で、下部組織の必要性やこれからの集積がより推進される施策等について検討をいたしてまいります。
　また、リーダー育成についても、それぞれの地域または集落で育成をすることが重要であると、基本であると考えております。
　ご指摘の意向調査を含め、あらゆる機会をとらえ研修や情報の提供、交流の場づくりなど積極的に取り組むとともに、有効な施策の検討をしてまいります。
　労働力の確保については、特にミカン生産における収穫の労働力が課題であります。現状は、東宇和農業協同組合女性部のつながりから、市内の農閑期にある女性を雇用したり、ハローワークからの雇用、地元のヘルパー組合からの雇用、親類、知人からの雇用、また農家によっては外国人を雇用しているのが現状であります。先進地では、大学生の交流から労働力を確保している例もありますので、今後検討していきたいと考えております。
　３点目、中山間地域等直接支払制度の継続についてでありますが、次期対策については活発化した集落の動きを一層充実させ、自立的かつ継続的な農業生産等の体制整備に向けた取り組みを推進することが重要であり、集落の目指すべき将来像を明確化し、集落協定に明記することや、平成１７年度から５年間の具体的な活動、行程表等の作成が義務づけられております。
　また、集落活動のレベルに応じた段階的単価の設定として、従来どおりの水路、農道の管理、耕作放棄の防止の活動、景観作物の作付などの多面的機能を増進する活動を実施した場合は、通常価格の８割を交付、それに加え農地等保全マップの策定、実践、高付加価値型農業の実践などの一定用件を選定し活動した場合は、通常価格の交付となります。

　また、耕作放棄地を復旧した場合の耕作放棄地復旧加算、農業生産法人を設立した場合の法人設立加算など、積極的な取り組みを行う協定には単価の加算措置が講じられるなど、交付金の適正な利用を促進するように改正をされておりますが、対象地域、対象農用地、対象者については現行のままとなっております。
　以上、答弁とさせていただきます。
○松本生活福祉部長　それでは、４点目の西予市の医療体制についてお答えをいたします。
　西予市では、毎年保健事業として基本健診の実施やがん検診を行っておりますが、議員ご指摘のように、生活習慣病である高血圧症、高脂血症、糖尿病と診断される住民は増加傾向であります。国保の受診状況を見てみますと、糖尿病につきましては、高血圧症と歯肉病に次いで３番目に受診が多いようであります。これはすなわち日常の生活習慣に原因があると指摘されており、その改善に努めているところであります。
　国におきましては、平成１２年に２１世紀における国民健康づくり運動として「健康日本２１」を策定し、平成１５年５月には健康増進法が施行され、法的基盤が整備されたところでございます。愛媛県におきましても、平成１３年に国に準じた形で「健康実現えひめ２０１０」が策定されました。
　西予市では、国、県の計画に沿った市民健康づくり運動の実践計画として「西予市健康づくり計画２０１４、元気だ西予」を策定し、その発表を兼ねて去る３月７日に第１回西予市健康づくりセミナーを開催したところであります。健康づくりは市民一人一人が自分の健康状態を把握し、実践可能な目標を立て、元気で生きがいのある生活をして長く生きることであります。一次予防の推進や疾病の早期発見、早期治療を促す健診の充実に努め、保健・医療・福祉の連携により計画の実行に移していきたいと、このように考えております。
　なお、西予市の医療体制整備についての将来的なビジョンにつきましては、今後関係する機関で協議を重ねながら、高度先進医療や情報化社会に対応できるよう、地域医療の確立を図ってまいりたいと存じます。当面は現体制であります市立宇和病院、野村病院を核といたしまして、市内１１カ所の国保診療所と連携を深め、開業医の協力をいただきながら、市民の健康と生命を守り、安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと、このように考えております。
　以上、答弁とさせていただきます。
○９番亀井秀男君　適切なご答弁どうもありがとうございました。一、二点再質問させていただいたらと思います。
　２問目に言いました労働力のお願いということで、今現在国際化の中でございます。いろんな面で大変かと思いますが、国際的な中でひとつ国の方も何日か前の新聞報道でありましたように、労働人口の少ないところには、そういう方向性を持って取り組んでいきたいということもありましたので、そういう見地からも、市といたしましても国との話を煮詰めていただきながら、労働力をひとつ確保、国内外というと簡単には産地の方には来ていただけませんので、そういう方面をひとつよろしくお願いしたらと思います。
　最後の４番目に質問いたしました中で、最後部長さんが言われました、今後また地区、いろんな会の中での話し合いをして、今後の医療に対する活動をしていきたいということでございましたが、私思いますに、やはり宇和病院が一番核となって、宇和、明浜、この近辺は、その中で宇和病院がどのような形で今後取り組んで、また意見といたしましては改築なり新築はどのような形をとって、また医療体制は二次的医療なのか、三次的にしていくのかという感じもお聞きしたいと思っております、この点ひとつ。
○三好市長　それでは、亀井議員の再質問についてお答えさせていただきます。
　まず、労働力の問題でございますが、その労働力不足に対する対応として、国際性の問題、国際労働力をどうするかっていう話だと思いますが、ちょっと先般、昨年もそういう問題の陳情もいただいておりまして、それはかんきつ地帯と、あるいは縫製関係の方々が合同に陳情をいただいております。そのことについても、ことしまた再度いろいろな角度から要望もしていこうかという動きがあります。それについては、私も特区制度の中で、できるとしたら国の方に申請をする考えもありますよという内々には言っておりますが、それが地域の事情の中にできるかどうかを検討しなくてはならないと、このように思っておるところでございます。
　次に、宇和病院の中核性の問題でございますが、これにつきましては、以前から市政懇談会あるいは議員の方々からもう少し宇和病院の改築を早く考えてはどうだろうかというご意見もいただきました。私もこの西予市の中で市立病院が宇和、野村２つあります。これのあり方がどうかといういろいろなことを言われますけれども、私は二立併用性でいいのではなかろうかと、私の考えは２つの病院が成り立って十分いける素地があると、このように思っておりまして、だから市立野村病院の場合は野村・城川地区を中心とするエリア、市立宇和病院の場合は三瓶・宇和・明浜を中心とするエリアに対応できるような病院をつくっていったらいいのではなかろうかと、このような判断でおるところでございまして、議員の皆さんのお考えと市民の皆さんのお考えを聞いて、早期に改築ができるかどうか、平成１７年度の中でその調査をしていこうかという予算を計上しておるところでございまして、その後実質検討段階に入るというか、実質段階に入るという段階を踏もうと思っております。
　以上でございます。
○２２番鍵原芳和君　発言の許可をいただきましたので、私は次の３点について理事者の所見をお伺いをしたいと思います。
　まず第１点は、少子化対策についてでありますが、これは先ほど浅野忠昭議員からも質問がありまして、内容が一部重複するかもわかりませんが、お許しをいただきたいと思います。
　我が西予市は、過疎の進行とともに出生率は低下し、高齢人口は年々増加傾向にあり、この傾向は今後も続くものと予想されております。
　高齢社会の到来と都市化、核家族化の進展とともに、生活意識や価値観の変化等急激な社会の変化は各家庭の扶養機能にも多大な影響を与え、このような状況から生まれる福祉に対するニーズも今後大きな変化を来すものと思われます。
　そこで、少子化対策についてでありますが、今回提案をされております出産祝金補助改定と保育料の引き上げについてお伺いをしたいと思います。
　統計上、ゼロ歳児について見ますと、昭和６２年、全国で１３７万４，０００人ということで、明治に調査が始まって以来、史上最低の出生率になっておりまして、我が国が空前の少産時代に入ったことを裏づけて今日に至っておるところであります。
　このようなゼロ歳児の減少傾向、出生率の低下の原因といたしましては、子供をつくらない夫婦がふえていること、２０代女性の未婚率が高まったことなどが上げられますが、これは高学歴化、それから女性の社会進出、結婚観の変化などで晩婚化が進んでいると言われているところであります。
　さきの新聞報道によりますと、厚生労働省は出産費用の保険適用や出産時に支払われる一時金３０万円が出ておるわけでありますが、これの増額などを検討するといたしております。これは少子化対策の一環として親の経済的な負担軽減がねらいでありまして、今後の医療制度改革の検討課題とされるようであります。
　これまで妊娠時の健診や正常分娩の費用は医療保険の対象外で自己負担とされてまいりまして、そのかわりに一時金が支給をされてきました。一時金が支給されるといいましても、一たん全額を自分で支払わなければならないことは当然でありますが、ある財団、これはこども未来財団という財団があるようでありますけれども、この調査によりますと、定期検診、分娩、入院を合わせた出産費用は平均約４５万円と言われておりまして、親の実質負担は約１５万円、これ以上かかるケースも少なくないようであります。出生率を見ますと、平均出生率、これは保健師さんに聞きます

と、専門用語では合計特殊出生率と言いますと、このように教えていただいたわけでありますが、これは１５歳から４９歳の女性、いわゆる母の年齢階級別出生数を年齢階級別女子人口で除した数値を言うようでありますが、愛媛県では、先ほど松本部長が言われましたように、１．４人、それから西予市では１．６人ということで、いずれも２人に満たない状況にあります。
　今回の改正は、出産祝金１０万円の補助についてでありますが、現行は新生児１人について１０万円が支給をされているものであります。この祝金は、若者定住の促進及び児童福祉の増進を図る目的であります。特例といたしまして、旧三瓶町のこうのとり祝金、元気祝金、ランドセル祝金など関連の祝金がありますが、今回新生児１人につき１０万円を、第１子１万円、第２子３万円、第３子７万円と区別をされるようでありますが、第１子に限って見ますと、改定の額というのは現行の１０分の１の額になるわけでありまして、該当される方には大変厳しい改正であると考えますが、どのようにお考えなのかお伺いをいたします。
　また、保育料の改定についてでありますが、現行は国の基準額の６４％でありまして、市長さんは市政懇談会でも子育て支援について強調されたと思っておるところでありますが、今回国の基準額の８０％程度に引き上げるとのことでありますが、県下の市における保育料の徴収金率は大体８０から９６％、うち八幡浜市と西条市が七十五、六％でありますが、これも値上げを検討されているようでありまして、西予市が極端に低いことは十分理解をしておるところでありますが、合併後わずか１年での大幅な増額について、保護者がどのような反応をされるのか、また保護者に対してこれまで保育料の改定について協議をされ、ある程度の事前了解が得られているのかどうか、大変懸念をするところであります。保育現場では既に平成１７年度の入所受付事務も終了しておりまして、聞いてみますと、入所受付の際に、来年度は保育料が上がるようですよ程度の話を保護者に告知をされておるようであります。合併協議の中でもこのことは十分論議をされ、協議を重ねられた調整であったと思いますが、厳しい財政状況下にあるとはいえ、わずか１年での改定は性急過ぎると考えますし、今回の手法についても議会並びに関係機関、関係者に対してもうちょっと事前協議の場があってよかったのではないか、告知、周知する時間が欲しかったと疑問を感じているところであります。どのようにお考えなのか、今後の少子化対策について、市長の所見をお伺いをいたします。
　第２点は、診療所の合理化と、公共交通と書いておりますが、生活交通と言った方がいいのかもしれませんが、このシステムの構築についてであります。
　市内には、ご承知のように１１の診療所がありまして、旧町時代からそれぞれの地域に合った一次医療機関としての責務を果たし、それなりの貢献をしてきました。特に高齢者や身体に障害を持たれた方々には、一次医療はもとより精神的なよりどころとして、日常生活の中で一層の信頼関係を深めながら、生活圏内に診療所が存在するという安心感を持って生活を送ってきました。健康で生活を送ることが人々の幸せの基本的条件であり、市民福祉のもといであります。
　したがって、保健、予防衛生、医療体制の確立と住みよい生活環境を整備することが当面の重要課題であります。診療施設、医療施設の近代化を図るとともに、市立宇和・野村病院を基幹病院として、各地の診療所の整備拡充も大変重要と考えますが、過疎、高齢・少子社会の中で、診療所の健全な運営を養成することは限界であると考えますし、現状を超える繰出金にも一般財源が不足するという厳しい財政運営状況の中では限界があろうかと考えるものであります。
　今回、医師確保その他の状況から、診療所の合理化もやむなき事情にあると理解をいたしておりますが、合理化対策と同時に生活交通システムの構築についても並行して推進されるよう求めるものであります。既に生活交通システムについても新年度早々に協議会を設置され、検討を進めるべく準備中と伺っておりますが、診療所の合理化が先行し、基幹病院への足の確保がおくれないように、特に周辺部の高齢者を初め交通弱者に対する配慮をしていただきたい。路線バスとの関連もありますが、可能な限り利便性の向上を図られたいと思います。
　なお、これは将来の課題としてでありますが、現在の国保直診施設について、開業を希望される医師があると仮定した場合、これ仮に仮定した場合でありますけれども、直営診療所を廃し、開業を希望される医師に施設を市有財産として貸し出し、開業医の運営に一任するといった方策はできないものか。法令や医師会等との関連もあり、実現可能なものかどうかはわかりませんが、将来の課題として検討されてはいかがでしょうか。理事者の所見をお伺いをいたします。
　第３点は、携帯電話不通地域の解消についてであります。
　高度情報化に対応した情報通信ネットワークの整備やシステムの導入など、高度な情報基盤の整備や多様な情報ニーズに対応する行政サービスの提供は、現在の行政システムには必要不可欠なものであります。情報ネットワークを活用し、だれでもいつでもどこででも自発的に情報を受発信し交流することで、新しい豊かなネットワーク社会を築いていくことが求められております。
　本市におきましても、ＣＡＴＶや光ファイバーケーブルなど高速大容量通信網などを整備し、双方向通信を活用した多様な地域情報の提供や教育、福祉、医療サービスの充実、市民の交流と産業活動の活性化を進めるとともに、地域間の格差是正を図ることとされております。
　そこで、現在市内周辺部の、特に中山間地においてでありますが、山稜に遮られるのか、いまだ携帯電話が使えない地域が数カ所あるようであります。特に、農林業に従事をされる壮年部や後継者の皆さんにとっては、この不便さを身近に感じられております。地域外へ出ると携帯電話が使え、自宅やその周辺では機能しない、この不便さの解消を訴えられております。
　本件はもちろん、これは電話会社との協議であることは十分理解をされているところでありますが、側面的な行政からの指導と支援をいただいて、市民がところを問わずひとしく情報を受発信できるよう、地域間の格差是正に努められるよう、早急な対応を求めたいのであります。
　以上、３点について理事者の所見をお伺いいたします。
○松本生活福祉部長　それでは、１点目の少子化対策についてお答えをいたします。
　まず、出産祝金の改定についてでありますが、この制度は県内１１市の中で出産祝金を支給しているのは西予市だけでございます。アルバム等の記念品が贈られているのがほとんどでありますが、今後新八幡浜市が合併後第３子以降についてのみ支給を予定されていると伺っております。
　今回の改定につきましては、財政事情によるものでありまして、条例の目的にあります若者定住の促進を図るために、第１子からの支給を続け、第２子、第３子の出産を奨励するために支給額の段階加算を考えたものであります。
　次に、保育料の改定についてでありますが、ご指摘のように現行では国の基準額に対して６４％で徴収しておりますが、１７年度には改正をする予定としております。言われますように、合併協議会で協議をして設定したわけでありますが、ご存じのことと存じますが、当時は予測されなかった国の政策であります三位一体改革によりまして、地方の財政状況は、マスコミの報道にもありますように大変厳しい状況にあります。
　平成１６年度の保育料を見てみますと、国の基準額３億３，１４７万円に対して、保護者負担の保育料は２億１，０７４万円でありまして、保育料の差額だけで市の負担が１億２，０７２万円となっております。ちなみに県内では八幡浜市が７６％、西条市が７５％となっておりますが、合併にあわせて高率に改正する予定となっております。今治市が９６％を筆頭にほかの自治体も８０％から上の高率になっているところであります。
　ご質問にありますように、合併協議の中で十分に議論、協議を重ね、調整された結果であったことは事実でありますが、子育て支援対策の一助も視野に入れ、負担は低く、サービスは厚くの基本的な判断から、旧町の中で一番低い保育

料に合わせたため、他の自治体より負担率が低い形で設定していたところであります。他の協議調整事項においても、現状を継続することは困難な財政状況にあることはご承知のとおりであります。現状の保育料を見ますと、高額所得者には、納税額と比較しますと保育料の負担が軽減されていることもありましたので、今回は高額所得者には応分の負担増を加味しながら設定いたしております。予測を超えた財政的見地からの改正予定でありますので、保護者の皆様には大変心苦しい限りでありますが、ご事情ご賢察の上、ご理解を賜りたいと存じます。
　なお、事前協議がおくれたことは大変申しわけなく思っておりますが、我々といたしましてもこの予算の段階での協議をずっと進めていたために決定がおくれてしまいました。お許しいただきたいと思います。
　続いて、２点目の診療所の合理化と公共交通システムの構築についてでありますが、現在運営している西予市管内の国保診療所は、宇和町を除き合計１１診療所があります。現在、土居診療所へ派遣している自治医大の医師２名についての確保が非常に厳しい状況であるとの情報を得ましたので、市長以下担当課と城川総合支所より再三再四県の方へ２名の医師確保のお願いに行ったのでありますが、僻地診療所を多く抱えている愛媛県では、医師の確保に大変苦慮されているのが現状でございます。
　ご指摘のように、診療所を取り巻く環境は過疎、高齢化の進展や基幹病院への志向の高まりから、診療収入が年々減少し、一部の診療所を除き貴重な一般財源を繰り出して、経営維持を行っております。
　今後の診療所運営につきましては、管内でも優良経営を実践されている診療所を参考に経営分析を行うとともに、医療薬剤の一括購入など経営改善を積極的に進め、地域に根差した、地域から信頼される診療所を目指す所存であります。
　お年寄りなど交通弱者にとっては、地元の診療所は心のよりどころでもあり、その依存度はますます高くなっているのも事実であります。交通の便を持たない高齢者への配慮が必要となってくるのはご指摘のとおりであります。岡田議員の質問にもお答えしましたとおり、交通弱者に配慮した公共交通システムの構築が急務となっておりますので、早急に協議会と検討を委員会を立ち上げ、可能な限り利便性の向上を図ってまいりたいと思います。
　次に、議員が提案されました直診施設を廃止して、開業医運営に転換する方策の可能性についてでありますが、事務的な手続を踏めば、希望する医師があれば可能であると考えております。宇和町におきましては、以前にも貸与していた事例もありますし、また三瓶町では昨年４月から、市の施設である診療所を無償貸与を行っております。むしろ、西予市としてはこの方向を探っておりますので、希望があればぜひご紹介をいただきたいと存じます。
　以上、２点についてのご答弁とさせていただきます。
○森総務企画部長　それでは、３点目の携帯電話不通地域の解消についてのご質問にお答えをいたします。
　西予市が今後高度情報化を進める中、情報通信部門で多くの課題があります。前年実施しました市政懇談会でも多くの要望のありましたテレビ、ラジオの難視聴対策、インターネット接続環境の改善、携帯電話不通地域の解消問題があります。ＣＡＴＶ整備事業を実施したといたしましても、携帯電話の問題は解決いたしません。移動通信サービスのエリア拡大につきましては、今後とも移動通信用鉄塔施設整備事業により図っていきます。
　要望される事業対象地域が携帯加入者見込み数で２００人以下であれば、そして電気通信事業者３社と事前に調整し、負担の同意を得れば、県に申請をしていきたいと考えます。事業条件に合わない地域、例えば通信事業者３社の調整ができない地域につきましては、市の事業では取り組むことは困難でございます。
　この場合、利用できない通信事業者に対しまして、サービスエリアの拡大を求める陳情書等により、行政として業者が自助努力することを後押ししていきたいと考えております。
　以上でございます。
○２２番鍵原芳和君　適切な答弁をいただきましてありがとうございました。
　これ余談ですけれども、けさの愛媛新聞の３０面ですか、「読者の広場」という欄があるんですけれども、市内の８０歳の高齢者の方でありますが、合併のメリットの実感がないと、こういう見出しで投稿があります。その方によりますと、今後朝令暮改式にいろんなことを軌道修正されなければよいがとの不安感も書かれておるようでありますが、特に周辺部の市民や高齢者を初めとする社会的弱者の方々、まだ合併によるメリットを実感されてない、体感できない状況にあると思います。まだ合併後１年足らずでありますので無理のない話とも思いますけれども、こういった不安を払拭し、安全安心して生活のできる地域づくりが展開されるよう、格段の配慮をお願いして、私の質問を終わります。
○議長　以上で一般質問を終結といたします。
　これをもって本日の日程はすべて終了いたしました。
　本日はこれにて散会いたします。
　次回は明日３月１１日午前１０時より会議を開きます。
　　散会　午後２時２５分

平成１７年第１回西予市議会定例会会議録（第３号）

１．招 集 年 月 日　平成１７年３月１１日
１．招 集 の 場 所　西予市議会議場
１．開　　議　平成１７年３月１１日
　　午前１０時００分
１．散　　会　平成１７月３日１１日
　　午後　３時３８分
１．出　席　議　員
　１番　田　中　　剛
　２番　松　山　　清
　３番　宇都宮　明　宏
　４番　松　島　義　幸
　５番　元　親　孝　志
　６番　嶋　川　武　文
　７番　沖　野　健　三
　８番　森　川　一　義
　９番　亀　井　秀　男
　１０番　名　本　修　三
　１１番　河　野　作　生
　１２番　藤　井　朝　廣
　１３番　浅　野　泰　義
　１４番　浅　野　忠　昭
　１５番　三　好　幸　夫
　１６番　岡　山　清　秋
　１７番　酒　井　宇之吉
　１８番　兵　頭　　勇
　１９番　山　本　　英　男
　２０番　山　本　昭　義
　２１番　梅　川　光　俊
　２２番　鍵　原　芳　和
　２４番　宇都宮　二　朗
　２５番　岡　田　周　三
　２６番　山　本　安　男
　２７番　平　野　武　男
　２８番　大　竹　忠　盛
　２９番　二　宮　　元
　３０番　坂　本　隆　重
　３１番　浅　野　豊　重
１．欠　席　議　員
　２３番　菊　地　ミスギ
１．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名
　市　　長　三　好　幹　二
　助　　役　別　宮　　静
　収　入　役　三　好　藤　治
　教　育　長　三　宮　宇　明
　総務企画部長　森　英　二
　建　設　部　長　安　藤　芳　夫
　産　業　部　長　大　森　俊　彦
　生活福祉部長　松　本　正　志
　教　育　部　長　河　野　豊　昭
　明浜総合支所長　小　玉　岩　康
　野村総合支所長　森　一　夫
　城川総合支所長　九　鬼　則　夫
　三瓶総合支所長　山　本　正　男
　病院総括事務長　上　甲　福　重
　消防本部消防長　荒　井　安　憲
　総　務　課　長　炭　倉　貞　明
　財　政　課　長　清　水　忠　夫
　企画調整課長　清　水　享　司
１．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　事　務　局　長　吉　良　孝　一
　議　事　係　長　井　上　千　浪
１．議　事　日　程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会 議 の 経 過　別紙のとおり

議　事　日　程
１　承認第　９号　専決処分第９号の承認を求めることについて
　承認第１０号　専決処分第１０号の承認を求めることについて
　議案第１５号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について
　議案第１６号　南予地方水道水質検査協議会規約の変更について
　議案第１７号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について
　議案第１８号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について
　議案第１９号　南予地方水道水質検査協議会規約の変更について

議案第２０号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について
議案第２１号　西予市災害対策基金条例制定について
議案第２２号　西予市地域振興基金条例制定について
議案第２３号　西予市三瓶デイサービスセンター基金条例制定について
議案第２４号　西予市人権尊重のまちづくり条例制定について
議案第２５号　西予市住宅新築資金等の償還に関する合併前の条例の経過措置を定める条例制定について
議案第２６号　西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例制定について
議案第２７号　西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第２８号　西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
議案第２９号　西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第３０号　西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
議案第３１号　西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第３２号　西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第３３号　西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第３４号　西予市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第３５号　西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第３６号　西予市ケアハウス・はまゆう設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第３７号　西予市敬老年金条例の一部を改正する条例制定について
議案第３８号　西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第３９号　西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第４０号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第４１号　西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第４２号　西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
議案第４３号　西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第４４号　西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第４５号　西予市心身障害者福祉給付金支給条例を廃止する条例制定について
議案第４６号　八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の廃止について
議案第４７号　八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託について
議案第４８号　市道路線の認定について
議案第４９号　市道路線の廃止について
議案第５０号　市道路線の変更について
議案第５１号　平成１６年度西予市一般会計補正予算（第５号）
議案第５２号　平成１６年度西予市授産場特別会計補正予算（第３号）
議案第５３号　平成１６年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）
議案第５４号　平成１６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）
議案第５５号　平成１６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
議案第５６号　平成１６年度西予市老人保健特別会計補正予算（第３号）
議案第５７号　平成１６年度西予市介護保健特別会計補正予算（第３号）
議案第５８号　平成１６年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
議案第５９号　平成１６年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）
議案第６０号　平成１６年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）
議案第６１号　平成１６年度西予市上水道事業会計補正予算（第３号）
議案第６２号　平成１６年度西予市病院事業会計補正予算（第４号）
議案第６３号　平成１７年度西予市一般会計予算
議案第６４号　平成１７年度西予市授産場特別会計予算
議案第６５号　平成１７年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第６６号　平成１７年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第６７号　平成１７年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第６８号　平成１７年度西予市老人保健特別会計予算
議案第６９号　平成１７年度西予市介護保険特別会計予算
議案第７０号　平成１７年度西予市港湾整備事業特別会計予算
議案第７１号　平成１７年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第７２号　平成１７年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第７３号　平成１７年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第７４号　平成１７年度西予市上水道事業会計予算
議案第７５号　平成１７年度西予市病院事業会計予算
議案第７６号　平成１７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第７７号　愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第７８号　愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
議案第７９号　愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散について
議案第８０号　愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散に伴う財産処分について
議案第８１号　愛媛県市町村交通災害共済組合の解散について
議案第８２号　愛媛県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
議案第８３号　愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
議案第８４号　愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
議案第８５号　愛媛県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加について
議案第８６号　愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について

本日の会議に付した事件
１　承認第　９号　専決処分第９号の承認を求めることについて
承認第１０号　専決処分第１０号の承認を求めることについて
議案第１５号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第１６号　南予地方水道水質検査協議会規約の変更について

議案第１７号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について
議案第１８号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第１９号　南予地方水道水質検査協議会規約の変更について
議案第２０号　南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について
議案第２１号　西予市災害対策基金条例制定について
議案第２２号　西予市地域振興基金条例制定について
議案第２３号　西予市三瓶デイサービスセンター基金条例制定について
議案第２４号　西予市人権尊重のまちづくり条例制定について
議案第２５号　西予市住宅新築資金等の償還に関する合併前の条例の経過措置を定める条例制定について
議案第２６号　西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例制定について
議案第２７号　西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第２８号　西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
議案第２９号　西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第３０号　西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
議案第３１号　西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第３２号　西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第３３号　西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第３４号　西予市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第３５号　西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第３６号　西予市ケアハウス・はまゆう設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第３７号　西予市敬老年金条例の一部を改正する条例制定について
議案第３８号　西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第３９号　西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第４０号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第４１号　西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第４２号　西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
議案第４３号　西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第４４号　西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第４５号　西予市心身障害者福祉給付金支給条例を廃止する条例制定について
議案第４６号　八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の廃止について
議案第４７号　八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託について
議案第４８号　市道路線の認定について
議案第４９号　市道路線の廃止について
議案第５０号　市道路線の変更について
議案第５１号　平成１６年度西予市一般会計補正予算（第５号）
議案第５２号　平成１６年度西予市授産場特別会計補正予算（第３号）
議案第５３号　平成１６年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）
議案第５４号　平成１６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）
議案第５５号　平成１６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
議案第５６号　平成１６年度西予市老人保健特別会計補正予算（第３号）
議案第５７号　平成１６年度西予市介護保健特別会計補正予算（第３号）
議案第５８号　平成１６年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
議案第５９号　平成１６年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）
議案第６０号　平成１６年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）
議案第６１号　平成１６年度西予市上水道事業会計補正予算（第３号）
議案第６２号　平成１６年度西予市病院事業会計補正予算（第４号）
議案第６３号　平成１７年度西予市一般会計予算
議案第６４号　平成１７年度西予市授産場特別会計予算
議案第６５号　平成１７年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第６６号　平成１７年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第６７号　平成１７年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第６８号　平成１７年度西予市老人保健特別会計予算
議案第６９号　平成１７年度西予市介護保険特別会計予算
議案第７０号　平成１７年度西予市港湾整備事業特別会計予算
議案第７１号　平成１７年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第７２号　平成１７年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第７３号　平成１７年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第７４号　平成１７年度西予市上水道事業会計予算
議案第７５号　平成１７年度西予市病院事業会計予算
議案第７６号　平成１７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第７７号　愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第７８号　愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
議案第７９号　愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散について
議案第８０号　愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散に伴う財産処分について
議案第８１号　愛媛県市町村交通災害共済組合の解散について
議案第８２号　愛媛県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
議案第８３号　愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
議案第８４号　愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
議案第８５号　愛媛県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加について
議案第８６号　愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について

開会　午前１０時００分
○議長　皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は３０名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。
（日程１）
○議長　承認第９号「専決処分第９号の承認を求めることについて」から議案第８６号「愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について」までの７４件を一括議題といたします。
これより本案に対する質疑を行います。
質疑は議案順に大綱の質疑のみでお願いいたします。
まず、承認第９号から議案第２０号に対する質疑を行います。
○６番嶋川武文君　どれになりましょうかね、例の出産祝い金の条例のところでございますが……。
○議長　いや、ちょっと承認第９号……
（「議案第２０まで、議案第２０号まで」と呼ぶ者あり）
議案第２０号までです。
（「議案第２０号までこの範囲のことをやる」と呼ぶ者あり）
○６番嶋川武文君　はい、ごめんなさい。
○議長　出産祝い金は議案第３４号ですから後で。
はい済いませんどうも、よろしいですか。
ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第２１号及び議案第２２号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第２３号から議案第２５号に対する質疑を行います。
ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第２６号に対する質疑を行います。
○５番元親孝志君　この条例の中で、指定管理者制度についてちょっと質問をしたいんですが、この指定管理者制度について１つ私が疑問に思うことは、その経営というものにおいて一番大変なのは、経営者に対する金銭的補償というものが当然伴うわけで、経営者はそれによって大変な負担を背負って経営をするわけでございますが、この指定管理者制度の中では管理者に金銭的責任というものを追及されてないと思うんですが、それは裏返して考えれば経営者に経営責任を持たせないということになりますと、ややもすれば放漫経営に陥る可能性があるんじゃないかなという心配をするんですが、そのことは従来どおり行政がやる運営と今回の経営管理者を指定することとの違い、メリット、そういったモードは実際どう効果があるのか。そのことの説明をお願いしたいんですが。
○大森産業部長　ただいまの質問にお答えをいたします。
経営責任を含めての指定管理者についてのメリットということでありますけれども、もう一番には経営、従来行政が直営でやっていたことに対する今まで経験上いろんな不備な点というか、そういうことが随分ともうけるかもうけないかというような表現でしていくと、非常に行政はそういうことが手法が余りたけていませんので、指定管理者、民間に委託をすることによってその辺が随分と解消されるということと、それから今非常に厳しい経済情勢の中にあって、民活ということの活用ということなどがメリットとしては上げられるというふうに考えております。
○５番元親孝志君　これ国の法律に基づいてやられてるわけですから、基本的にはそういう趣旨でスタートしてるんだろうとは思いますが、実際問題として、例えば１つの株式会社を経営する場合には、代表者は半永久的な金銭的責任が伴います。そのことによって、当然経営者はみずからにそのプレッシャーをかけて経営に当たるわけでございますが、今回のこの指定管理者制度を見ますとそういったものが全くないということは、言えば従来の親方日の丸的な経営に陥り、可能性が非常に高いんじゃないかと。
そしてまた、これはあくまでも経営ですのでうまくいく場合もあれば、当然失敗、うまくいかない場合もあると。うまくいかない場合の判断、見きわめというのは行政としてどの段階で見きわめていかれるのか。その辺のことが、非常にこう不明瞭ではないかなという思いがいたすわけですが、その点について再度お伺いしたいと思います。
○三好市長　それでは、この場から元親議員の質問にお答えいたします。
今ほど私どもの大森部長が答えましたとおり、基本的には民活を利用するっていうのがこの指定管理者制度だと、このように思いますが、今の経営責任上の問題のことで言いますと、非常に確かにあいまいもことしたとこがあることも、まだ現実は確かだと、このように思います。
私どもは、その見きわめの中で、ただ安易に赤字が出たからといってすぐ救済するっていうのがいいかどうかということについては、よくないという判断に今私は今の段階は思っております。
だから、その段階でどの時点からいわゆる私どもの赤字補てんのことができるかどうか。その制度上でできるかどうかっていうのは、今後見きわめた上で、今の現時点ではちょっと判断しづらいとこがありますが、見きわめた上で判断させていただきたいと、このように思うわけであります。
以上です。
○議長　次に、議案第２７号から議案第３０号に対する質疑を行います。
○１７番酒井宇之吉君　議案第２７号についてお尋ねをいたします。
西予市部の先般の説明では、組織検討委員会の設置をしてという話がございましたんですが、この趣旨につきまして設置委員の人員、そして選抜方法につきましても、聞くところによりますと庁舎内の中でやってるということでございますけれども、現代のように庁舎内の中で自分たちが自分たちの組織、検討をするということよりも、むしろ何人かの学識経験者を入れるという顧問的な形の考え方がおありかどうか、お尋ねを申し上げます。
この説明につきましては、助役さんの方が説明されたと思うんですが、組織検討委員会の設置の中で検討したということが出ましたので、助役さんにできればお答えを願いたいと、かように思っております。
○別宮助役　お答えをいたします。
西予市の組織検討委員会につきましては、内部の職員、部長、助役を委員長に職員で構成を現在しとるわけでございますが、この組織検討を今酒井議員からご指摘のように、内部の職員だけでみずからの組織改革ができるかと、このようなご質問であったかと思います。これ現在組織検討委員会で進めておるわけでありますけれども、現在のところはこれで検討を進めておりますけれども、今の酒井議員の趣旨も十分理解できますので……
（「つくり直してつくっとりますから」と呼ぶ者あり）
できておりますので、総務課長の方からお答えをいたします。
○炭倉総務課長　酒井議員さんのご質問にお答えをせらしていただきますが、組織検討委員会これは助役をトップにして市の中で委員会を持って検討をささせていただいております。その上に、行政委員会というものを各５町から１町４名というような形で民間の方、有識者の方を委員会を設置しております。その中で、私たちが検討した議題に対しまして委員会で検討をしていただくというような組織機構で、その委員会で市長の方へ答申をしていただくというような形をとって、こういう組織改革の機構図を形成しとるわけでございます。
以上でございます。

○１７番酒井宇之吉君　ただいまの答弁結構でございます。
　ただ、人員の選抜につきましては市長に権限がおありかと、かように思っております。
　組織編成する場合については、実行に移す段階で予算と人事異動が伴うと、かように思うわけでございますけれども、本年この４月には、人事異動組織改革がなされると、このように聞いておりますが、この先ほど説明がございました各町の方々がお寄りをいただいて検討されたことがあるかどうかをお尋ねを申し上げます。
○炭倉総務課長　検討委員会２回開かせていただいております。
　それと、先般こういう組織の見直しというような重要なことがありましたんで、２月にも開かせていただいております。
○議長　理事者の皆さんにお願いするんですが、議員の名前を呼ぶときにさんはつけないようにお願いいたします。
　ほかにご質問ございませんか。
○５番元親孝志君　議案第２８号の関連で、１点質問させていただきたいと思います。
　実は、昨日の岡田議員の一般質問の中で、現在の西予市役所の管理職の年齢差があるんじゃないかということで、今後どうするかという質問であったと思いますが、それに対しまして森総務企画部長の答弁は、若い管理職の方の降格を視野に入れて検討を進めたいという答弁であったと理解しとるんですが、間違いであれば訂正をいただきたいと思いますが、これは私は時代の流れに逆行する発想ではないかなというふうに思っております。
　実は、県職員の方の今管理職の年齢を見ますと、私が知る範囲では非常に若返られとりまして、５０歳あたりでも既に管理職になられてるというのが現状であります。
　そしてまた、これは余談になりますけれども、今韓国の大手企業の定年年齢が３８歳というふうに言われております。４０歳が役員で、５０歳以上はいないというぐらい若返られているというのが今の実情であります。
　そういう中で、西予市においても調整も当然検討しなければいけないと思いますが、その考え方として、若い管理職の方を降格させて全体の年齢を合わすというのはいかがなもんかと思うんですが、そのことについて答弁求めたいと思います。
○三好市長　元親議員の質問についてお答えしますが、きのう森総務企画部長が言いましたことは降格という発想ではありません。
　だから、給料的には下がるっていうことにはなりません。給与表上は同じだけれども、身分的な課長じゃなしに、例えば主幹であったり、課長補佐が上級専門員であったりするようなことは可能だというような意味を言ったんだと思います。
　これは、組織の中の問題でありまして、ただ一つの今回の中に異動を考えたとき、将来の各職員の異動をすることによって西予の一体感を図る前に、市の職員を一体化する場合にこういうケースがあります。
　今の旧５町から人事をやる段階で、それぞれの課長あるいは課長補佐をそのまま身分として置くという発想で今回合併協のところになりました。そうなりますと、例えば旧野村町の課長は５６歳以上しかなっておりません。城川が５１歳、ここに問題があります。また、課長補佐では野村の課長補佐が４２歳、ほかのところが５０歳超えてます。非常にこの中にするときに、異動を例えば本庁とそれぞれ行ったときに、すごい本来なら実力があるけれども、課長補佐のところに若い課長補佐がおった場合に、５０歳ぐらいの課長補佐が実力があるけれども行かなくてはいけないというケースが出てまいります。
　これがいいのかどうか、私はこの辺のところに考えをある程度入れていく必要があると、このような発想で、降格するわけではありません。身分的には降格になりません。そういう発想もしなくてはいけないのかなということを問うていったということだと、このように思うわけであります。
　以上です。
○５番元親孝志君　今の答弁で、きのうの質問の答えはわかったわけですけれども、これからのこの市の対応のあり方として、やはり例えば能力主義という表現おかしいかもしれませんが、能力があれば若い年齢であっても管理職に採用していかれるのか、あくまでも全体のバランスを見ながら、やはりそういう調整の中で人事を進めていかれるのか。そこの辺の考えを再度お伺いしたいと思います。
○三好市長　今の人事の問題については、非常に重要な問題でありまして、西予市のいわゆる将来を担う方々を育てるためには、やはり有能な人材はそのように登用できることをしていかなくてはならないと思います。若くても有能な方であれば、どんどん登用する仕組みはやっていく必要があると、このように思っております。
　以上です。
○１７番酒井宇之吉君　この問題は、旧町以来の非常に答弁が難しいような問題を抱えてると思いますのでお尋ねを申し上げます。
　先ほどから出ます、実力ある職員、有能な人材、こういう定義をどのようにしていくかというのが、どこの企業でもどこの社会でも難しい問題だと思っております。
　この問題につきましてお尋ねいたすわけですが、能力主義だとか人事評価制度等々の方法があるわけでございますけれども、現在為政者の判断によってなされるべきが一番ではあろうと思っております。
　ただ、この点数制度、総合支所職員の点数制度、実力、能力というものをどのように評価していくお考えであるか、基本的に、お尋ねをいたします。
　なお、有能な人材、努力する人材、企業においては有能な結果が出る人間を有能なと言う場合が多々ございますが、地方公共団体においてはやはり結果が出るよりも、一生懸命努力する人間を有能な人材というような評価的なものをウエートを置くべきではないかと思うんですが、いかがでございましょう。
○三好市長　今ほどの酒井議員の質問についてお答えいたします。
　非常に人事の問題は、非常に難しい問題に入ります。
　ただ、私どももそれぞれのあれを、旧５町の中にもつくられておりました人事の評価システムについては、今西予市の中でもつくらせていただいて、人事評価を先般の段階でやった段階であります。
　これは、私どもの秘密のことでございますから、外に漏らすことは個人の評価でありますからありません。個人評価であります。そういうことも含めて、その中から判断をしていくわけでございますが、今ほど言われようた有能な人材とはどういうことかと言われるよう、その定義については非常に難しいと思います。要請処理能力が高い職員が有能なのかあるいは地域との調整能力がある人間が有能なのか、今言われるように努力型の人間が有能なのか、いろいろな定義があろうかと思います。そういう定義を加味した行政事務評価システム、職員の評価システムを今つくらせていただいておるところでございますが、これもすべて完全だというわけではありません。人を評価するわけでありますから、人が人を評価する、難しいわけでありますが、この評価システムをなお以上今後とも制度を高めると言いますか、内部の中でつくる制度を高めて、評価システムをなお完全なものの方向に向けていくように努力をしたいと思います。
　以上です。
○議長　暫時休憩いたします。（休憩　午前１０時２３分）
○議長　再開いたします。（再開　午前１０時２５分）
　先ほどの件ですけども、西予市議会会議規則第５６条を読み上げます。
　「質疑は同一議員につき同一議題について３回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの

限りでない」となっております。議長の許可を得たらいいとなっとりますんで、１７番酒井宇之吉議員の質問を許可いたします。
○１７番酒井宇之吉君　先ほどの質問の中で、市長のスタンスをしっかりお聞きしたいということでございますので、努力する人間と自治体の、そして企業的な民間人のいう能力的な結果の出る職員というものをどういうように考えておられるかということのスタンスについて、お尋ねも先ほどちょっとしたんですが、お答えがなかったもんですからお尋ねすると、こういうことでございます。
○三好市長　今ほどの酒井議員のご質問について、お答えします。
　企業とこの公務員の世界とは違うとこがあります。
　したがって、結果がなかなか見えないというのが私どもの世界でありますし、また結果が見える場合もあります。しっかりそういう中で、見える結果を出される職員についてはその評価をする必要がありますし、ただ結果主義に判断できない社会でありますから、いわゆる努力される職員、その努力がすごくわかる職員については、その適する評価をやはりすべきようなシステムの中に入れ込んでおるつもりでございます。
　以上です。
○議長　次に、議案第３１号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第３２号に対する質疑を行います。
○２４番宇都宮二朗君　条例制定に反対するものではございませんが、１点だけお聞きしたいと思います。
　西予市の財産につきましては、財産処理委員会がありその中で検討されていると思うわけでございますが、今回の問題、条例制定でございますけれども、市長の諮問機関の委員会であっても、この財産処理委員会との整合性はどうなるのでしょうか。お聞きいたします。
○森総務企画部長　ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。
　市の普通財産の処理に関しましては、処理委員会にすべて諮って処理をいたしております。
○議長　次に、議案第３３号から議案第４０号に対する質疑を行います。
　（「暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）
　暫時休憩いたします。（休憩　午前１０時３０分）
○議長　再開いたします。（再開　午前１０時３５分）
○１８番兵頭勇君　議案第３３号の人工透析患者の通院交通費の支給条例の一部改正について、お伺いをいたしたいと思います。
　ちょうど一昨日、全員協議会の中で、この福祉関係の説明は市長から受けたわけでございますが、その際にも申し上げましたように、福祉関係においてやはり厳しいという私は感じを持っております。
　といいますのは、今の財政状況におきましては、やはり厳しさは全市民が感じるのが基本であろうというふうには思っております。財政状況から見ますと、その厳しさはわかるわけでありますが、やはり福祉関係におきましては厳し過ぎるのではないかというような私は実感を持っております。
　はり、きゅう、マッサージの助成につきましてもでありますが、また寝たきり老人、心身障害者の給付金、さらに敬老年金、これは敬老祝い金というように変更されるようでありますが、全体的に見まして、すべてが今申しましたように大変厳しい時期でありますので、すべてが反対ということはこれはできないと思います。
　しかしながら、私はこの人工透析者の交通費の支給については、あの透析者が１つのベット、大勢が並んで透析をされておるときにその場を見ますと胸が痛くなります。涙の出るような思いもいたします。というのは、何日かに一遍、２日に一遍ですか３日に一遍ですか、その透析を受けなければ自分の命はあしたはないというような、本人でなければわからないようなつらい病気であろうと思います。
　そのような中で、減額をするというようなことの理由の中に、これは治療費についてはすべてが公費で国が見ておるのだからというような理由づけもされているようであります。
　しかしながら、野村町、城川町におきましては、約３０人程度の患者がおられると思います。この場合には、やはり１日がかりでその病院へ宇和病院、大洲病院、宇和島病院というように行かれております。これは、１日がかりで行っております。そのような、やはり行政が手を差し伸べなければ生きていけないような方には、やはり行政として最大の援助をするべきではないかというふうに思います。
　この件につきましては、野村、城川あたりは特に僻地でありますので、弱者の交通、足の確保という問題が出ておると思います。これも、厚生委員会あたりでも検討をし、来年は検討をするというようでありますが、そのような弱者への配慮が成立したならば、やはりそういうこともこれをするのだからひとつこらえてくださいよという説明、理由づけができると思います。
　しかしながら、何もせずにして減額をしますというのは、私は余りにも行政としての酷さというものが出てきておるのではないかというふうに思います。この点につきましては、いかがなものかと思います。
　以上でございます。
○議長　暫時休憩いたします。（休憩　午前１０時４０分）
○議長　再開いたします。（再開　午前１０時５５分）
○松本生活福祉部長　ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。
　この人工透析の通院費の補助でありますが、これは合併前に城川町と明浜町が実施しておりました制度を、合併協議によりまして全町適用としたものであります。
　この慢性腎不全の場合は、大体２日に１回から３日に１回の透析が必要であると聞いております。
　今回提案いたします福祉関連の条例改正につきましては、危機的な財政事情のもと市単独事業全般について見直しを行ったものであります。
　１６年度の実績では、透析患者４５人の方が申請されておりまして、そのうち３４名が自家用車で通院されております。また、６名の方がバスを利用されておりまして、あと残り５名の方がタクシーを利用されているようであります。
　議員が言われますように、交通弱者に対する措置を講ずる必要があると思われますので、今後早急に交通弱者に対する交通システムづくりについて検討をしてまいりたいと、このように考えております。
　以上です。
○３１番浅野豊重君　私は、福祉全般についての今度の予算についてちょっとただしたいと思います。
　これは、財政難ということはそりゃわかっておりますし、今度の福祉に対するのは僕は切り捨てじゃというような感じをしております。
　確かに、逼迫をしております財政でありますので、当然見直しは必要であると、そういうように思っておりますが、本当にそういうことはあるのならば、ほかの課においてもこことここは見直してくれと、ほして福祉もここはお願いしますというのが本当であって、まさに弱いところを切り捨てるような感じがしてなりません。
　このことを本当に推し進めるとするならば、極端な話を申しますと、私は職員も議員も報酬を下げてそうしてひとつお願いすると、そういうぐらいな覚悟があってしかるべしではないかと、こういうに考えております。
　ちょっと具体的に申しますと、敬老年金については当然現金支給ということは、僕は余りよくない。これは、本当に

戦中戦後の日本の復興に貢献された、またこれまで我々を見守ってくれたということに対する感謝の気持ちを持って、これは何か記念品にして行うべきではないか、こういうように思うものであります。
　また、在宅寝たきり老人介護手当については、現状維持を守っていくべきである。なぜならば、現在でも施設入所者の待機者が多い中で、制度を変えれば現在の在宅介護者も入所に切りかえるということが予想され、この制度は施設入所者の入所の抑止にもなっているんではないかというように考えております。
　先日も説明がありましたが、県が出してないから、また他町が低いからといって、こう言っておりますが、こういうことはやはり地方分権の一つである地方に合った施策をよいと思ってやるのが当然でありまして、また国や県が手の届かないところに、真にかゆいところに手が届くといったような市町村の役目でもあろうと思います。人工透析、そのほかにつきましても、これは余りにも唐突なことでありまして、確かに皆さん迷って怒りもあることと思いますが、また私はすべてとは言いません、敬老者補助金、敬老会への補助金等はこれは超高齢化の時代であり、これはやはり７０から７５に上げることもやむを得ないんじゃないかと、こういうように思っておりますが、私に言わすと市の再考を促したいとこういうことであります。
　加えて、この合併協議会で決議にかかわるようなことについては今後は事前に、やはり議会すなわち市民との協議を持つべきじゃないかと、こういうように思っているところでございます。終わります。
○三好市長　それでは、浅野議員のご質問についてお答えしたいと思います。
　福祉の考え方の根本的なものに触れると思うわけでございますが、その前段に財政難がこの西予市の中にあるということもご認識いただいたと、このように思っておりますが、これも合併時の協議の段階ではこのような財政難を想定しておりません。
　建設計画の中のいわゆる西予市まちづくり計画の中の財政計画においては、このことを想定しておらない財政計画でありまして、現実歳入と歳出の間にあの財政計画から比べて相当の隔離が生じておるということはご認識いただいたらと、このように思うわけでございますが、そういう中で西予市の今後のあり方として、どういうあり方を推し進めていくのが正しいかということになろうかと思いますし、また福祉のあり方を問うときに、私は福祉がみんな平等に受ける福祉が本当にいいのかどうかを考える必要があろうと思います。
　やはり、先ほど出た交通弱者の問題でもそうですけども、福祉の中でもいわゆる弱者救済をするのが基本的な私は福祉だと、このような考えでおりまして、いわゆるある程度の裕福な層にまで平等にお金をお出しすると、これが果たしていいかどうかっていうことを皆さんともに考えていただきたい。私は、弱者救済が基本的な福祉の根本的な考えであるという基本の路線は持っておりますので、こういう認識の中で今回の大まかな基本路線に沿ったお願いをしておるところでございます。
　また、今ほどおっしゃられました合併協議会の中の協議されたことについては、いわゆる議会に事前にお話をしよということでございますが、これは確かに大事なことでありまして、このことについては今回の段階で少しおろそかであったかなとそれは反省をするところでございまして、これは確かに今後ともその進め方はしなくてはいけないと、このように思っておるところでございますが、今回の趣旨については、そういう福祉の考え方の趣旨であることもご理解をいただきたいと、このように思っておるところでございます。
　以上です。
○１６番岡山清秋君　私は、産業常任委員会に属しておりますので、この福祉関係についてこの場でお尋ねをするのも構わないだろうと思いますので、そう解釈をしておりますので一、二点だけ聞かせていただきますが、基本的には先ほど来質問が出ておりますこと、お二方が言われましたが基本的には同じ考えでありますが、まず１点の議案第３３号につきまして、この点につきましては兵頭議員も言われてたとおりこの当事者の方、患者の方大変、本当にお気の毒だろうと思います。
　私も当然それはもう自分でも、ちょうど私とこの近くに近所隣にこの患者がおります。１日置きに宇和町へ来られております。見ておって本当に気の毒でありますし、我々がどうにもしてあげることはできない、そういう状態ですが、その中でやはり行政としてこれだけの今まで城川町としては補助をして交通費を出しとったということについては私も賛同しておりましたが、合併をして１年も足らない間に早くもこのような形で交通費を半額にするというような、本当気の毒なといいますか、そういう気がするんですが、この取り決めにつきまして先般協議会の折りに説明があった中で、１点だけ私あれっと思ったのは、部長さんの説明の中にこの取り決めをされた理由として、これまで宇和町にはなかった、城川町にはこういう条例があった、だから交通費を１万円出しとった。宇和町にはそういうのはないから、調整をした結果半額の５千円と。確かに、理屈はそれで通ると思います。しかし、すべてがいろんなこと条例の中ですり合わせをしなければいけない、痛みを伴わなければならないところは伴わなければいけないわけですけれども、今回のこの議案第３３号についてはそれが当てはまるかと部長さんもよく考えていただきたい。
　今までのようなほかのこととは違う、先ほど議員も言われたように確かに違うであろうと思います、当事者の立場になったときに。
　だから、すべてを何もかもがすり合わせをしなければいけない、中央に合わせなければいけないという考え方、これがそれでいいのかということを疑います。
　そしてもう一点、私は次の議案第３４号ですか、嶋川議員が何か言われたそうにしておったんですが、申しわけないんですが私の方で言わせていただきますが、出産祝い金のことなんですが、この出産祝い金というのはもともと目的はなんですか。まず、この１点先に。
○松本生活福祉部長　それでは、お答えをいたします。
　先般、議員協議会において発言しましたけれども、宇和町になかったという意味ではありません。宇和町の町民が、宇和町にある市立宇和病院へ通院する場合については補助の対象にしてないという意味でありました。ですから、決して中央に合わすということではありません。宇和町から、この市立宇和病院以外の病院へ行く場合についてはこの補助金は支給されます。現に、今１名の方が対象となっております。
　次に、出産祝い金についてでありますが、この祝い金につきましては、児童を育成する者に対して祝い金を支給することによって家庭における生活の安定に寄与することと、若者の定住促進を図るということを目的といたしております。
　以上です。
○１６番岡山清秋君　はい、わかりました。
　先ほどの宇和町に関する件は、私の聞き間違いかもしれませんが、私はその方に先般の協議会では受け取っておりましたので、そのような意見をさせていただきました。
　そして、あとの祝い金につきましては今ほど目的言われたんですが、私は市民の方に議員として皆さん方にお願いをしておるのは、とにかく今少子・高齢化でこういう社会でありますので、とにかく若い方が、できる方が、一人でも多く子供をつくってくれと、そしてそれがこの地域の活性化にやがてはつながる、人口をふやすということが一番の目的ではなかろうかと思います。
　そういった中において、今の現状においてそういう進めをしておる中に、恐らく行政もそれはあると思うんですが、そういった中において子供をつくる方にこういうような今まで１年という任期を３年にするというような、逆にこれは逆の結果を出しておるんではなかろうかと思うんですが、そこらあたりも十分に考えていただいて、これは反対に半年

でもいいから出しますよというような条例ならわかるんですけれども、全く逆に方向に持っていっておる。弱者ではないんですけれども、目的に沿っておるのならば、もっともっと条件のよい形にしてやるのが当然ではなかろうかと思いますので、私の考えを述べさせていただきました。
　以上です。
○松本生活福祉部長　それでは、出産祝い金の改正内容でありますが、今回の条例改正では「１年以上市内に居住しておる者」を「３年以上」にしたわけでありますが、この改正したことにつきましては、一時的におられる方については一応支給しないということで、この西予市内に定住しておる方についてはやはり対象としてこの祝い金を支給していきたいという考えであります。
　といいますのも、現実に１年の定住あるいは今後１年定住する見込みのある方についても対象といたしておりましたが、１年以内住んでおりました方については問題なく支給対象になるわけでありますが、今後１年以上市内に居住する方に対することをいろいろ協議いたしました。１年過ぎてすぐ転出されたりする場合であれば、やはりこの目的には沿っていないのではないかということも判断されまして、一応３年以上居住しておる者に対して支給対象とするというようなことに改正させていただきたいということで提案させていただきました。
　以上です。
○１５番三好幸夫君　議案の第３５号なんですが、在宅寝たきり老人等の介護手当支給条例の今の対象者数と、それからこの条例によってどれぐらい減ってくるのかそのあたりちょっと数字的なものを知りたいんですが。
○松本生活福祉部長　それではお答えをさせていただきます。
　この介護手当に該当する方につきましては、これは１５８名の方がおられます。今回、対象を非課税世帯とした場合については、現在のところ７１名の方が該当すると思われます。
　以上です。
○２２番鍵原芳和君　議案第３４号の出産祝い金でありますが、居住要件が１年以上から３年以上になっておりますが、例えば若夫婦がＩターンとかＵターンで在住した場合、２年目に子供さんができた、３年以上せんと出んということになるとそこら辺の運用、実際にはどうなるんですか。
○松本生活福祉部長　お答えをいたします。
　このＵターン、Ｉターンの場合については、やはりこの条例から見れば３年を経過していない方については支給されません。ですから、後第２子、第３子が生まれた場合については、３年以上経過しておればその方については該当すると考えております。
○１７番酒井宇之吉君　条例の中では、どの条例に対しても、ただしこの分については市長の裁量権てのが与えられてるわけでございますが、今言いましたように鍵原議員がお尋ねした件については、やはり西予市に２年目で生まれた方が、逆に言えば３年間暮らしたとしたら、振り返って出されるような考え方はございませんか。
　この条例の目的ってのは、やはり平等性を考えたらそれぐらいの裁量権は持つべきではないかと思うんですがいかがでございましょう。
○松本生活福祉部長　ただいまのご質問でありますが、この市長の裁量権につきましてはこの条例に定めていない、いるもの以外については市長の裁量権といいますか、規則で定めることになっております。
　ですから、条例に定めたことにつきましては市長の裁量権が働きませんので、この条例どおりの運用になろうと、このように考えております。
○１７番酒井宇之吉君　私も総務委員の方の所管でございますので、実を申し上げましたらこれについては厚生常任委員会に委託になると思いますけども、そのあたりのご配慮を常任委員会の検討の中でお願いしたいと、こういうようにして質問を終わります。
○議長　質疑ないですか。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第４１号から議案第４３号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第４４号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　暫時休憩いたします。（休憩　午前１１時５８分）
○議長　再開いたします。（再開　午後１時１０分）
　次に、議案第４５号から議案第４７号に対する質疑を行います。
○３１番浅野豊重君　この西予市心身障害者福祉給付金支給条例を廃止する条例、この勉強不足でいけないですが、今までどうあったものを廃止するかということ、ちょっとお教え願います。
○松本生活福祉部長　それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。
　この西予市心身障害者福祉給付金支給条例といいますのは、身体障害者の手帳を有しておる者あるいは療育手帳を有しておる者あるいは精神障害者の手帳を有しておる者につきましては、１年に１回５，０００円の給付金を支給していたものであります。ただし、敬老年金との併給は認めておりませんでした。この年１回支給しておりました給付金を１７年度から廃止するというものであります。金額につきましては、１年に５，０００円の支給でありました。
　以上です。
○議長　次に、議案第４８号から議案第５０号に対する質疑を行います。
　ございませんか。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　続いて、平成１６年度補正予算に関する質疑を行います。
　まず、議案第５１号「平成１６年度西予市一般会計補正予算（第５号）」に対する質疑を行います。
○２４番宇都宮二朗君　平成１６年度の補正第５号について質問いたします。
　ありますように、１４億７，８００万円というような減額というような物すごい金額が出ております。
　それで、歳入の部におきましては繰入金の基金繰入金のマイナス１２億２，４００万円、１９款の２項雑入３億２，１００万円、市債の２億７，２００万円。
　支出の部でございますが、２款の総務費１億４，６００万円、それから３款の民生費の３億４，３００万円、６款の農林水産１億１，５００万円、１１款の災害復旧費の２億７，７００万円、１３款の諸支出金の２億３，５００万円といったような膨大な減額になっております。
　款項に何億というようなマイナスができるのは、結果的には当初予算の組み方が甘かったのじゃないかと思うわけでございます。その結果、財政調整基金の取り崩しや減債基金の取り崩しをしなくてよかったのではなかろうかと思いますが、その点についてお聞きいたします。
○森総務企画部長　ただいまの宇都宮議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。
　財政が逼迫をいたしまして、議員の皆様には大変ご心配をかけています。
　今回の補正は、１４億７，８００万円という多額の減額補正となっております。冗費の節約、入札減はいいといたしましても、少し多過ぎるのではないかと感じているところでございます。

今後は、計上誤りは当然のことですけれど、各担当者にもシビアに予算の要求をしていただくように指導をいたしますとともに適正な査定に取り組んでいきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。
以上でございます。
○２８番大竹忠盛君　関連で意見を申し述べたいというふうに思います。
今宇都宮議員からも質問がありましたとおり、１５億円に近い減額措置でございます。当然これは合併初年度という大きな問題も抱えておりましたし、理事者や職員の皆さんの賢明な冗費節減、そういうことによる財政効果、その辺は多とするわけでありますが、１７年度の予算編成に当たってもマイナス４％、シーリングで１３億円ほど予算要求が増加したというお話を伺っております。ほぼ、同額近い予算の減額ということでございます。
今後の予算編成に当たっては、市長もよく言われるわけでありますが決算主義という話をされております。全般的に、特に事業を当たるにつきましては、適正な見積もり、適正な執行、この辺につきましては今まで以上にしっかりとやってほしいと、このような希望を申し上げたいというふうに思っております。答弁は要りませんが、お願いをいたします。
○議長　質疑ございませんか。
○２番松山清君　ちょっと塵芥処理費についてお尋ねしたいわけなんですが、これが減額補正されておりますが、ここらについてはまだ今年度も半年分しか組めないというふうなことも昨日の説明でございましたが、そこらの整合性といいますか、なぜそうなのかということを、財政上のテクニックなのかお伺いしたいと思います。
○松本生活福祉部長　ただいまのご質問にお答えをいたします。
塵芥処理費、予算書の１１２ページであろうと思いますが、今回補正いたしておりますのが１，９１６万１，０００円の減額であります。
この内容につきましては、主なものがやっぱりごみの収集処分の委託料でありまして、特に粗大ごみの処分料、これが大幅に不用となっております。
確かに、当初の予算編成の段階での甘さがあったかとは思いますけれども、当初予定しておりました粗大ごみの量そのものが若干減った関係でこのような減額となっております。
以上であります。
○３１番浅野豊重君　１１７ページですが農林振興、これで４５０万円余りの減になっておりますが、これは当然災害の後でありまして、果樹の被害があったわけですが、これは国の方の補助がおりないのでこのうちの３６０万円、この果樹に対する災害対策でございますが、減になっております。これは国の方の補助がおりないのでこういうに減になったのか、そういうことを聞いてみたいと思いますが、またそれであるならばやる気のある分に対しては、なぜ市単独でも何かやってやらなかったらというような気がするのですが、そこらあたりはどうでしょうか。
○大森産業部長　お答えをいたします。
このことにつきましては、ある程度災害の関係につきましては、推定といいますか見込みで素早く対応をしたいために組んでおりました部分がございます。そういう関係で、はっきりした時点で減額をするということでございます。
○６番嶋川武文君　衛生車に委託料があると思うんですけど、１つお答え願いたいんですが、例えば旧三瓶町におきましては衛生車さんに委託しておると思うんですが、過去３年間ぐらいで委託料の変化というのは多分ないんじゃないかと思うんですが、その辺の質問とそれと旧他町の衛生車にも当然委託しておると思うんですが、同じような状況なのかどうか、もし数字的なことですから後でも結構ですが、後でということであればそれでも結構です。
○松本生活福祉部長　ただいまのご質問でありますが、ちょっと衛生車と言われましたけれども……。
ごみ処理の委託でしょうか。ごみ処理の委託につきましてお答えをさせていただきます。
この委託契約でありますが、一応ごみの量とか、あと必要な経費等すべて試算させまして、出てきた見積もりが適正であるかどうかを判断した上で契約をするようにいたしておりますので、ここ当面据え置いた形になっております。他の町についても同じ状況であります。
○６番嶋川武文君　先ほどは、衛生車申しました、間違いでございますが、据え置いておるということでございますが、これだけ財政難財政難と言う割にはそこは据え置いていいのかどうか。
分別もかなり進んできておる割には、委託料は変わらないというのはおかしい理屈であります。
しかも、老人、高齢者福祉はこのたびは削ろうとしておるわけでございます。その大きな根拠は、財政難ということでございますね。なのに、そちらは削らないというのはおかしいと思うわけであります。その辺のご答弁をお願いいたします。
○松本生活福祉部長　言われますように、このごみの分別は大分進んでおりますけれども、そのごみの分別は進んでおりますけれども、その処分をする、運搬をする業務については、やはりそれぞれのステーションへ行っての運搬になりますので、その辺は変わらないだろうと思います。
しかし、出てきておる見積もりそのものを十分精査いたしまして、これからこの新年度の契約にかかるわけでありますので、十分精査した上で据え置いていいのかあるいは引き下げるべきか、またあるいは引き上げる可能性もないとも言えませんけど、その辺十分精査した上で契約を結びたいと、このように考えております。
○１２番藤井朝廣君　すぐにはわからないかもしれませんけど、今の嶋川議員さんの話ですけど委託料は何年間上がってなかったですかね。僕の記憶では１０年近く上がってなかったと思いますけど、そこら辺はわかりましたら教えていただきます。
○松本生活福祉部長　この運搬の処理の委託料でありますが、宇和町の場合は５年間据え置いております。他町の分につきましては、今ちょうど調査いたしておりますので、できれば後ほどのご報告とさせていただきたいと思います。
○議長　質疑ございませんか。
次行ってよろしいでしょうか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第５２号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第５３号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第５４号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第５５号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第５６号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第５７号に対する質疑を行います。
○２８番大竹忠盛君　当初予算の折りにお聞きをしてもよかったわけでございますが、補正予算に関連をいたしまして、現在の状況についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。
介護保険を取り巻く環境、大変厳しくなっておると伺っておりますし、これは昨年１２月の愛媛新聞の記者ノートで

ございますが、財源が豊かであると言われておりました松山市でも介護保険の伸び率が１７．２％ということが載っておったわけでございます。財源が豊かな松山市でもこのような状況でございますし、さらにさきの県会議では給付率の伸びが１０％という記事が載っておったわけでございます。
　宇和町の介護保険あるいは老人健康保健等の将来どのようになるんか、このことが一般財源をかなり圧迫するという心配もございますんで、老人健康保健並びに介護保険等の伸びが将来どのように想定をされておるのか、予測があればお伺いをいたしたいと思います。
　関連をいたしまして、財政課長にお尋ねをいたしたいと思います。介護保険の伸び等が想定の域しか脱しておらないわけでございますが、先ほどの質問にもありましたように、財調もこのまま行くと１８年度でほとんどその財源が底をつくというような環境のようでございます。老人保健や介護保険が増加することによって一般財源にどのようなしわ寄せが来るのか。お手元に資料があるようでしたら、その見通しあるいは見込み等についてお答えを願いたいと思います。
○松本生活福祉部長　それでは、お答えをいたします。
　さっきの愛媛県議会におきまして、この介護保険の給付費については年間１０％の伸びであるというような保健福祉部長の答弁が掲載されておりました。
　当市を見てみますと、平成１６年度の介護給付状況でありますが、居宅介護費の合計が１４億３，７００万円で前年度対比１６％の増と見込んでおります。一方、施設介護の合計では２１億５，０００万円で６．５％の減と見込んでおります。介護給付費全体では、３５億８，７００万円でありまして、全体で１．３％の伸びになるだろうと見込んでおります。
　特に、居宅サービスにおけるグループホームの給付費が２倍にふえておりまして、１億９，０００万円となっており、グループホームの創設が今後増加することによりふえ続けていくのでないかと推計をいたしております。
　また、介護認定者も年々増加いたしておりまして、２月末現在では２，４９０人と１６．０３％の出現率となっております。
　この介護給付費の現在までの状況を申してみますと、当初１２年度からスタートしたわけでありますが、１３年度につきましては前年が１１カ月ベースであったために若干伸びは１年ベースになったために違っておりますけれども、１３年度が市全体で１９％の増、１４年度が１２．１８％の増でありましたが、１５年度が制度の改正がありましたために１．１８％の増にとどまっております。今年度が１．３３％ぐらいの伸びということで、今後１％ないし２％ぐらいの伸びで推移していくのでないかと思われます。
　以上です。
○清水財政課長　ただいまのご質問でございますが、査定の段階ではその年度のみの査定しか行っておりません。
　それで、今後の見通しとかといったものは状況を把握してないといった状況でありまして、今ここで数字が幾らというようなことは、ちょっとご説明申し上げることはできません。
　それで、とにかくこの介護給付あるいは老人保健の繰り出しでございますが、今後ともこれ十分伸びていくという要素は持っておりますので、これは原課とも十分協議してまいりたいと、このように思っております。
○議長　ご質疑ございませんか。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　じゃあ次へ行きます。
　次に、議案第５８号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第５９号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第６０号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第６１号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第６２号に対する質疑を行います。
○３１番浅野豊重君　この１ページで、補正で１億１００万円というこの減額になっておりますが、これの大きな原因、聞くところによるといい先生が途中で出られてそういうあれになったとかという話も聞きますが、この辺を１つと、先生が出られるその何か要因みたいなもの、市なり病院でつくったんじゃないかというような気もしますが、そこらをちょっとお知らせ願いたい。
○上甲病院総括事務長　浅野議員のただいまのご質問に対してお答えをしたいと思います。
　宇和病院の泌尿器科の医師が、７月初めに病院の方を退職いたしまして、市内インターチェンジ近くの方に開院をいたしました。
　その関係が一番大きな要因でありますが、それまでは大体四十数名の泌尿透析患者がありましたけども、過半数の二十数名の患者さんが一応そちらの方へ移られましたので、普通の外科、内科とは違う感じの患者さんの移動により、こういうような減額な措置が出たものであります。
　以上です。
○議長　質疑ないですか。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　続いていきます。
　続いて、平成１７年度予算に関する質疑を行います。
　まず、議案第６３号「平成１７年度西予市一般会計予算」に対する質疑を行います。
○５番元親孝志君　西予市長所信表明及び平成１７年度一般会計予算説明、これに関しまして２点ばかりお伺いしたいと思います。
　今月３月３１日をもって市町村合併の特例法の期限を迎えるわけでありまして、今回の平成の大合併、一応これで一件落着するんであろうと思います。それと同時にあわせて、各自体は合併後の新しい財政改革と、それからまた合併による組織の肥大化によって組織機構改革、これはすべての自治体が取り組まなければいけない課題であろうと思います。そういう中で西予市は合併をして２年目を迎えました。
　しかし現実として、西予市もことしが財政改革、それから機構改革等の元年であろうと思います。そういう元年であるわけですから、当然この市長の所信表明というものは、市長の思いと意気込みというものが当然我々に伝わってくるであろうというふうな期待を持って私はこれを見せていただいたわけでございますが、残念ながらちょっと期待外れかなという思いがいたしております。
　その理由を調べてみましたら、これは行政の文章でありますが、比較的文学的に抽象的に比喩的な表現が多いというふうな気がいたしております。
　そこで、その問題をお伺いしたいと思いますが、これページ数が打ってありませんのでわかりにくいんですけども、６ページをめくっていただきたいと思います。６ページに平成１７年度予算案の概要についての説明があります。これ

を見ますと、平成１７年度の予算は国の動向を踏まえつつ、次の３つの基本的な考えのもとで予算編成をいたしております。ということで３つあります。これを見ますと、１つ、地方時代の幕あけ予算、２点目、新西予市出発へのフリーハンドを得た柔軟な予算、それから３点目、グローバルに考えローカルに実践する予算ということが今回の予算の基本的な考え方というふうになっておるわけですが、これで果たしてわかるんですかと、市民の皆さんこれで理解されるんですかという思いがあります。私もわかりません。ですから、この説明をいただきたいというのが１つあります。
　それから、その下でございますが、この３つの方針のもとでそれぞれの人が喜び、それぞれの人が輝き、市民が納得する予算としてその結果平成１７年度一般会計予算は２５４億９，０００万円といたしましたとあります。しかし、先ほどからの質疑を見ておりますと、果たしてこの表現適切なのかと思います。それぞれの人が喜び、それぞれの人が輝き、市民が納得する予算になっておるのかなという印象を受けておりますので、その説明をいただきたいと思います。
　それから、もう一点でございますが、これは最初のページに戻りたいと思いますが、上から７行目ぐらいになると思いますけれども、開花と申しますと昨年は桜の開花と時を同じくして西予市では半世紀に一度の大きな合併という大輪を咲かせてまいりましたという表現があります。文章的に問題はないわけでありますが、しかし今回のこの合併に対して市民の皆さん、果たして大輪を咲かせたという実感があるかなと思うんですが、これは行政サイドにはあるかもしれませんが、住民の方は今回の合併に対しては、まだ大輪を咲かせたというふうな実感というものはないと思います。私は、今まだ西予市の合併というのは、合併という種をまいた段階ではないかなと、これから芽を出し、そしてまた葉をつけ、大輪を咲かせていくのはこれからの作業じゃないかなと思います。行政が今、こういう楽観視された気持ちでこれからの行財政運営に当たられるということは、この当初予算として、財政難財政難と言われる割に全く行政に緊張感が、本当にこれあるんですかというふうな見方ができるんじゃないかなというふうに私は思っております。この今の２点につきまして、理事者の答弁を求めたいと思います。
○三好市長　それでは、元親議員の質問に対してお答えいたします。
　非常に厳しいご質問でございまして、元親議員がそういうお考えでおられるということについては、私どもも元親議員の考えでそう言われたと、このように思っておりますが、まず私自身は先ほど最初のご質問でございますけれども、第１点として国から地方への三位一体改革の本格的な流れへ向かう年であることの認識に立脚した地方時代の幕あけ予算、これはいわゆる私どもは地方の時代に来たと、元親議員も一般質問に地方の時代に来たからしっかりしなさいよと大分言われましたけれども、私どもはその地方の時代に来たという認識を持たなくてはならないと思います。そういう自主自立の時代に入ったときの、今からそういう時代の幕あけになったことの認識を持って私どもは取り組まなくてはいけない。そういう意味の予算編成だと、このようにここはあらわしたつもりでございます。
　第２点目でございますけれども、いわゆる西予市まちづくり計画の基本を踏まえながら、新西予市出発のフリーハンドの予算と、柔軟な予算ということは、今までやはり、昨年一年間の平成１６年度予算につきましては、どうしてもしがらみがある予算も多かったわけでございます。それぞれの旧町で決められたことについて実行をするかしないかということに判断になるわけでございまして、しかしながらそういうしっかりした計画に基づくものについては、私どもは実行をしたということに理解いただいたと思いますし、そういう意味では今度の１７年度から新しい私の市政としてフリーハンドを得たものだという理解の中でやらせていただくという意味でございます。
　続きまして、３点目でございますけれども、いわゆる財政の健全化をまず大原則として予算の統一を図りつつグローバルに考えてローカルに実践するということでありますが、これにつきましては、財政の健全化を今から進めていかなくてはいけないというのは私は基本原則だと思います。以前からも、こういうたびにお話ししておりますとおり、いわゆるこの合併算定がえ、交付税につきましては１５年後、今から１４年後には１年たちますので、いわゆる１６億円近い金が、交付税がなくなるわけですから、それに向かった財政体質をつくっていかなくてはいけないというのが、基本にあるわけでございます。
　それと、グローバルに考えてローカルに実践するということでございますけれども、例えば今回の中でも交通弱者へのシステムを今から構築しますよという話でございますけれども、これにつきましてはやはり、全体的なことを考えて地域ごとの問題を解決していかなくてはいけない。一つの事例を挙げたらこういう意味でございまして、やはりローカルに実践する、グローバルに考えてそれぞれの地域の事情まで入っていくという意味でございまして、そういう意味のご理解をいただきたい、このように思うわけでございます。そして、それぞれの人が喜びそれぞれの人が輝く、これは私が残念ながらちょっと間違っておりまして地域が輝くであります。それぞれの地域が輝き、市民が納得する予算、打ち間違いでございますが、人が喜んで地域が納得して市民が納得する予算、これは一つの究極の目的でございまして、すべてこのことになっとるというわけではありません。私の一つの考え方の究極の目的をここにあらわしたものだとご理解いただきたいと、このように思います。
　第２点目でございますが、昨年は大輪の花が咲いてないと言われましたけれども、しかしながら私は合併という、平成の大合併という、なし遂げたというものはこれは今までの合併協議に参加いただきました各旧議員各位あるいは旧町、町長及び執行部の方々あるいは住民の方々が合併を決めたという、私は大輪を咲かせたと、このように思っておるわけでございまして、やはりこれは５０年に一度という歴史的な変革の大輪を私は咲かせたと、このように理解をしておるところでございます。
　以上です。
○５番元親孝志君　ただいま市長の方から大変力強い答弁をいただきまして、私安心をいたしました。先ほど申し上げましたように、今年度はあらゆる意味で元年であろうと思います。その上において、市長のこれからの決断と判断、これが特に要求されてくるわけでありますが、どうか市長におかれましてひるむことなくこの西予市のために決断をして、事の運営に当たっていただきたいと思います。
　どうもありがとうございました。
○１０番名本修三君　私も二、三点お伺いをしたいと思いますが、まず市政方針の中で男女共同参画室を設置というようなことで、女性の声を市政に反映というような内容になっておるわけでございますが、この男女共同参画室をつくるに当たって組織の配置といいますか、人員というか、そういうものが女性の立場に立ったものの考えられる、やはりそういうすばらしい女性の管理職を登用していただいて、やはり今現在見せていただきますとこの議場の中にも若干、議員が１人女性がおられるだけであるというような現状の中でございますんで、やはりここの議場にも女性が参画をしていただいて、やはりそういうまちづくりにも参加をする、市政の発展にも寄与していただくというような方向をやっていただければいいんじゃないかなと思いますんで、その点、ひとつ市長のお考えをお伺いをしたいと思います。
　それから、あと林業について川上から川下へというようなことで、今回また新たな補助事業といいますか、市単独の補助も設けていただいておりますが、そういう中で現状、私も林業にかかわる者としていろんな現状の中では非常に林業作業者が高齢化をしておる中で、なかなか補助をつけていただいても原材料を供給するに無理ができておるという、自給がなかなかできないという現状もあるわけでございます。そういうことで、やはりこういう林業労働者といいますか、林業後継者の育成というものについても、市の方としても十分なやっぱり対策を取っていただきたいと思います。
　それから、あともう一点でございますが、合併浄化槽の設置補助について、毎年市としてもやっていただいておるわけでございますが、そういう中でやはりこれをやる最大の目的は環境の浄化、いろんな形で地域環境をきれいにしていくということが最大の目的であろうと思いますが、そういう中で単独合併浄化槽については個々にそれぞれ、この西予市の広い中で何百基ということをあちこちにばらまいて設置をしておるということでございます。そういう中で、やは

り合併浄化槽を設置するのにより効果的に上げるためには、ある程度一つの地域をまとまって、集落排水とか公共下水に漏れる地域については積極的な推進をして、ある程度まとまった数を設置をして特別に、やっぱり補助の割高といいますか、地元負担の少しでも軽減を図った事業を取り組んでいくお考えはないか、やはりそういうことも試みるべきじゃないかと、このように思うわけですが、この点についてもお伺いをいたします。
　以上です。
○三好市長　それでは名本議員のご質問の１番、２番については私の方から答えさせてもらいまして、３番については担当部長の、合併浄化槽の関係は担当部長からというようにさせていただいた思います。
　まず、第１番目の男女共同参画室の、政策室という名前にするつもりでありますが、につきましては、その企画調整課の中につくらせていただきます。室長としては女性を登用しようと、このように思っております。
　また、次の２番目の林業の関係で西予市林産材の川上から川下の地場産業の育成という大きな目的を持って、市単独予算を組まさせていただきました。これも、私の新たな政策の一つだと私は思っておりますけれども、こうすることによって、いわゆる荒れておる山を生かすという一つの目的とその中で働かれる川下から川上の方々のそれぞれの職場の活力になると、このように思っておりまして、ぜひとも大いに利用いただきたい、このような思いであります。
　今ほど、名本議員が言われました高齢化に伴う後継者の育成、これも大事な問題でございまして、こういうことについても積極的に取り組む必要があると、このように思っておりますし、既に森林組合等については、人件費の一部負担も私どもは後継者の育成も含めたりエフシー等々にやっておりますけれども、そういうことを含めてこの西予市内の山を守らなくてはいけないと、このような思いであります。
　第３点目については、担当部長の方からやらせていただきます。
○松本生活福祉部長　それでは、３点目の合併浄化槽の件についてお答えをいたします。
　当予算につきましては、小型合併浄化槽の予算を計上いたしておるわけでありますが、ご質問のように地域にまとまった浄化槽の設置ということでありますが、現在のところはまだそこまでの構想は抱いておりません。将来的な課題としては、そのような方法をとる方が、金額的な面ではやっぱり安く節減できる可能性も十分考えられますけど、今当面の間についてはこの小型合併浄化槽の普及に努めていくような考えを持っております。
　以上です。
○３１番浅野豊重君　消防費の関係でちょっとお尋ねいたしますが、消防費の中で救命救急研究所負担金２１５万５，０００円とありますが、これは大変大事なことでありますが、今救急車等では野村にあり、城川、明浜にもあるわけでございますが、今度やはり城川と明浜に１名ずつふやすということでありますが、これで今救急救命士は充足してるのか、それとこれ八幡浜との関係でありますが、これ負担金も出しておりますし、良い施設でありがたいことでありますが、これをいつまでも続けるつもりか、例えばそれを切りかえるとすればどういうような西予市の消防はことをせないけないのか、その辺について聞かせていただきます。
○荒井消防本部消防長　ただいまの浅野議員のご質問についてお答えいたしたいと思います。
　救命士の充足につきましては、まだ充足をしておるとこまではいっておりません。それと救急車両が、救命士の乗る救急車両というのは高規格救急車というのでありまして、その高規格救急車がまだ２台しかありません。ですから、救命士がというよりも、まずは車両の方の充実が先であろうというふうに考えております。
　現在のところ、６台の救急車を持っておりますけれども、そこの中で１台が不備なとこがありまして、そろそろ買いかえをせないかんなというとこがあるわけですけれども、現在その車は予備車として置いておりますので、もう少し今の状態でいきたいなというふうに考えております。
　それから、新年度からは明浜町と城川町へ現在２名のところを３名という形に置いていきたいというふうに考えております。
　それから、八幡浜消防との広域合併の問題ですけれども、これ現在大洲消防さん、それから八幡浜消防さん、それぞれに水面下でもって研究会を立ち上げろうやという話をしておるところですが、これもやはり３市の市長の了解も必要ですけれども、そこの中で現在のところ八幡浜市の、事務組合長が八幡浜市長なんですが、今度合併の問題から４月２４日にたしか選挙があろうと思います。そういう形で、現在その話を持っていくのはどうかなということがありまして、その選挙が済んだ後に話しに行きたいなというふうに考えておるところであります。
　それで、３年という話が入っとるわけですけれども、その３年というのはそれぞれの見解の違いがありまして、あの話、文章を持っていったときから３年だという方もありますれば、話を始めてから３年だという方もありまして、そこらの調整がまだちょっとできておらないところでありますが、八幡浜市長としてはあの文章を持っていってから３年であると、ですから来年の３月３１日が３年の期限ではないかというような解釈をどうもされておられるようでありますけれども、そこのところはまた、この後の話でよって変わってくるだろうというふうな解釈をしておるところでございます。
　以上です。
○３１番浅野豊重君　いろいろ僻地においてのお医者さんの招聘が非常に難しいということで、城川あたりも今度あたりどうも減るんじゃないかということを思っております。できれば置いてもらいたいように努力もしたいと思いますが、ぜひ僻地医療のためにも救急救命の方にひとつ力を入れてほしい。このことを申し上げて、質問を終わります。
○１番田中剛君　歳入の２７ページ、民生費負担金、児童福祉費負担金の公立保育所保護者負担金と２８ページ同じく私立保育所保護者負担金に関係する保育料徴収基準額の改正についてお伺いいたします。
　１６年度において、国が定める徴収金に対しての市が持ち出す一般財源の額が１億２，０７２万６，９４０円と膨大となりました。この原因は徴収率６４％と大変低い設定にあり、１７年度には徴収率、徴収金額を改正されるようでありますが、この変更金額に不公平があるのではないかと思います。
　例えば、３歳児以上の徴収金額を例に挙げますと、第７階層世帯において国の基準額は７万７，０００円であります。市の変更された額は４万６，０００円で、その差額は３万１，０００円となります。対して、第４階層世帯では国の基準額が２万７，０００円であり、市の変更された額は２万４，０００円で、その差額は３，０００円となります。国の基準に対し、一般財源からの補てんが一月３万１，０００円の世帯と３，０００円の世帯とでは、大変不公平ではないでしょうか。市長の言われる、弱者救済の福祉には反しているのではないかと思います。
　私は徴収率を８０％と定めるならば、各階層の国の基準に対し８０％の額を徴収すべきと考えます。保育料徴収金基準額の改正についての見解をお伺いいたします。
○松本生活福祉部長　それでは、お答えをいたします。
　この保育料につきましては、規則において改正するように準備をいたしております。議員が言われますように、国の基準額に一律で８０％に設定する方法も一案であろうとは思いますが、午前中にも市長の方が申しましたように西予市の福祉政策につきましては、弱者に係る救済といいますか、そのようなことを基本的な原則といたしておりますので、高額所得者といいますか、そのような方につきましては、ある程度のそれなりの負担をお願いし、逆にまた所得が低い人につきましては、より引き上げ幅の低い保育料を設定しようとして、今現在設定を予定いたしております。
　以上です。
○１番田中剛君　ただいま松本部長の答弁がありましたが、今回改正されようとしておられるのはその弱者救済の福祉に反する基準をつくられているように、私の場合は感じます。第７階層というのは、所得において年間１，０００万円

以上ある世帯と思われますが、この世帯に対して一月３万１，０００円一般財源から補てんする。逆に、所得税が６万４，０００円未満の世帯に対しては３，０００円しか補てんしない。という結果になると思います。私は徴収率に重点を置くべきと考えます。ちなみに国の基準に対する徴収率は第７階層が５９．７％、第４階層が８８．９％で、所得の多い人ほど徴収率が低くなっておるというのが現状だと思います。この点また今後検討していただきたいと思います。
以上です。
○松本生活福祉部長　言われますようにこの基準額につきましては、階層そのものが国の基準と、当市が定めております階層そのものも７階層と１２階層というふうに若干違っておりますし、言われますような高額所得者ですか、その方に対する市の持ち出しも保育料が高いゆえに金額的には多い負担になっておるようであります。実際のところはこの階層別の人数から見ますと、第７階層につきましては、人数が４０名ないし５０名ぐらいでありますが、階層的に第３、第４階層につきましては百五、六十人のそれぞれの方がおられます。ですから、そのような方につきましてのところをある程度配慮しながら設定をしたというふうなところでございます。
○１７番酒井宇之吉君　ただいまの質問に関連でございますけれども、６０人保育所、３０人保育所、国の規定で補助金率が違うんじゃないんですか、それをご確認します。市全体の問題としてとらえるということよりも、そういう補助金の、国からの補助金の問題もあろうかと思うんですがいかがでございますか。
○松本生活福祉部長　ただいまのご質問にお答えをいたします。
この補助金につきましては、平成１６年度から公立保育所につきましては廃止をされております。しかし、私立保育所につきましての補助はまだしばらく残っておりますけれども、この補助につきましては支弁額から国の基準額を差し引いた残りの分に対する２分の１と４分の１の補助ということになっておりますので、西予市が定めた保育料についての直接の関係はないと思っております。
○１９番山本英男君　午前中の話で所管にかかわることは避けよということでしたが、あえて商工関係についてお伺いをいたします。
余り我田引水的なことは本意じゃないんでありますが、三瓶町民の立場でお聞きしたいと思います。
市長の所信表明あるいは予算説明書、９枚目後ろから３枚目でございますが、商工費に関連しまして野村並びに三瓶、中心市街地活性化事業が進められておるわけでございますが、また来年度予算では、三瓶の場合、街路の拡幅といったことで今のところ４，１００万円の予算がつけられておるわけです。
８月にみかめ本館が改修なって、開業予定ということになっておるわけですが、その市長の説明書の中にもありますように、市街地周辺を回遊していただくような運営管理、倍旧に増し商店街の活性化を目指すということをうたわれておるわけですが、このことと関連して今ここで聞くのどうかなあと思いながら聞いておるんですが、将来的に海の駅構想との兼ね合い、我々が先に構想というか、想定しておった規模よりは当然縮小されてこようかと思うわけでございますが、現時点で市長が描いておる、大ざっぱなもので結構なんでございますが、現時点で考えておるそういったものをお伺いしておったらなと、三瓶市民に伝えるのに、都合がいいがと思っております。よろしくお願いいたします。
○三好市長　それでは、山本議員のご質問にお答えいたします。
中心市街地の活性化計画、１７年度につきましては、このみかめ本館の周囲の今度街路の整備等あるいは乙亥の会館の周辺の新進市街地の問題等々を計上するわけでございますが、これと海の駅構想との関連という感じで、関係で言わさせていただきますと、旧三瓶当時から海の駅構想についてはしっかりした考えがあるということも私ども認識しております。それをどうするかでありますけれども、計画も見させていただいて私どももそれに対して今後の、この西予市の中で何ていいますか、外に発進できる海といいますか、ある程度の船が着けるのは三瓶しかないと、このように思っておりまして、そういう意味では大事な港を中心として将来の展望を図れる方法を考えなくてはいけないと思っておりますが、まず平成１７年度には二及に港湾利用をする、いわゆる遊漁船のハーバーといいますか、そういう基地をつくっていきます。これを商工費以外のところに計上しておりますけれども、それをやらせていただきます。
そして、その後いろいろな計画の中で、あるいは漁業協同組合との関連もありますし、その中で漁協の考えも聞きながら、そこの回遊できるようなあるいは外から来ていただけるような、本当に構想になるのか再度練り直しながらやっていきたい、このように思っておるとこでございます。
以上です。
○１９番山本英男君　関連してさらにお願いしときたいと思います。
明浜町には悪いんでございますが、私いつも言うわけです。東京における横浜、西予市において宇和における三瓶だと、明浜、俵津等には悪いんでございますが、先ほど市長も言われたように港ということを生かす意味では三瓶の方がまさっておるだろうと思います。そういった意味も含めて、合併によってともすると非常に灯が消えたような感じがしてなりません。ぜひ町の活性化のために、周辺の町にもひとつよろしく今後ともよろしくお願いしたらと思っております。
以上でございます。
○議長　山本議員の質問に関してなんですけども、どうしても三瓶の将来に当たっての意見を市長に聞きたいということで、私に事前に通告がありましたので許可いたしました。何とぞご了承いただきたいと思います。
○２０番山本昭義君　市長の所信表明についてお伺いをしたいと思います。
国からの三位一体また合併前の建設計画、そして市長の特徴を生かした、そのようなことを加味されました今回の予算であり、また款ごとに説明をいただき、その上地方債においても一般対策事業債また過疎対策事業債とこの中で過疎対策事業債を多く使われておるのは、多分同じ７０％の率でありましても過疎対策の方が少しいいということでこのような配慮をされておるんではなかろうかと思っております。
それで、大変こう敬意を表するところですが、ただ褒めるばっかりではこれ質問になりませんので、１点ほど質問をさせていただきたいと思っております。
厳しい厳しいという、さっきからのいろんな言葉の中で予算が厳しいということが言われております。ただその中で長期的なことに対しての予算が具体的に示されておりません。同じ予算におきましても、これから１６年度の地方債は、西予市のは３２４億円、その中でこれから９年間はいろんな合併特例債を使うた予算ができますけれども、９年後になりましたら１６億円の減額、交付税が、そして段階的に５年間で少なくなっております。
そのようなことを考えましたときに、やはり長期的な財政の組み立てをもう示されるべきではないかなと、そのように思っております。ただ示せ示せと言いましてもいけませんので、私の方からもご一案申し上げまして、市長の所信をお伺いしたいと思っております。
今まで大きなプロジェクトをやる場合に、発案をし、そして長期的な計画を立て予算設計、そして建設を今までやっておりました。ただ、これを今からは市民の力をかりて、いろんな市民の意見を聞きながら、また事業を建設する場合にも業者から一つの計画を立てて、その計画がいいということになった場合には、その業者に対してその事業を発注していく。そして、資金面もそこらからある程度援助してもらう、そういうような一つの計画を立てながら長期的な財政を立てるべきではないかな、そう思いまして１つの案を申し上げ、またできれば市長のいろんな財政につきましての長期的な計画をお聞きしたいと思います。
○三好市長　山本議員の長期的な計画について、まずお答えさせていただきます。
現実的な見方をすると非常に厳しいわけでありますけれども、しかし私どもも市を運営する以上市民におこたえする

ような歳入もあるいは歳出もいろいろな事業をやらなくてはいけないと、このように思っております。
　先ほどもちょっと触れましたが、西予市の建設計画の財政局、今の西予市まちづくり計画の中の財政シミュレーションについては、ちょっと現実と遊離をしておりますか、隔離をしております。そういう中で、この見直しはそろそろかけて現実的なものにして皆さんにお示しする必要もあろうかなという気でおるところでございます。
　そういうことを含めて西予市の中の中・長期的な財政計画をつくる必要があろうと、このように思っておるところでございます。
　今ほどおっしゃられました一つの案としての、市民の力をかりてあるいは業者からの資金も出す、これはいわゆる今ほど新たな考えとやられておりますＰＦといいますか、ああいう手法だとこのように思うわけでございますが、そういう一つのいわゆる民間の力をかりて民間のお金も借りてやる一つの方法も確かにあるのではないかという、私の個人的な考えはありますが、以前坂本議員もそれについてご質問があったと思いますが、それができる素地のある事業については検討課題に上げていいと、このような気もいたしておるところでございます。
　以上です。
○２番松山清君　今年度の予算は２５４億９，０００万円ということで、各般にわたりいろいろとご倹約をされとるところでありますが、財政課長の方にお伺いしたいんですけども、一昨日の説明で塵芥処理費の広域可燃ごみ処理委託料が２分の１の計上ということをお伺いしました。ここで２分の１の計上ということは、さらにまた１億２，０００万円ぐらい、今の段階で余計に要るということがわかっているんじゃないかというふうに推測するわけですが、それをなぜ２分の１にしたのか、それで直感的に感じますところによると、この要するに一般会計が２５４億円ではなくて、その分足しますと２５６億円ぐらいの一般会計の予算になるのではないかと、そこらあたりがどういった理由でこういうまとめ方をされたのかをお伺いしたいと思います。
○清水財政課長　予算編成の方針の中で先ほどから申しておりますけども、とにかく４％の削減を各課にお願いをしてまいりました。それで、それはなぜかと申しますと、一般財源の額が１７０億円相当しかないというふうに見込んでおったわけでございます。それで今ほどの件でございますが、確かに積み残しの部分もございます。これはしかし、今後交付税、いわゆる特別交付税、これがある程度出てくるんではないかというふうに予測を立てております。その部分に対して、その積み残し部分を充当してまいりたいというふうに、今の段階ではそのように考えて一部分は先送りしておるということでございます。
　以上でございます。
○２番松山清君　ただいまの財政課長の説明でございますが、財調の取り崩しは９億円で済んだなということで、あと９億円が残ってるということで安心をしとったわけですが、やはり必要なものは計上すべきじゃないかと思うわけです。確かにいろいろと倹約したり、いろいろなごみを少なくしたりとかそういった方法がもしあって、それが見込めるんであれば半分というのを私は理解できるんですが、どうしても必要な部分をここで落としておくと、ああそれで済んだのだという、先ほどちょっと安心したような気分が、やはりちょっと勘違いといいますか、実際は必要なわけでございますから、この必要なものを落とすんではなくてもっと違ったところで調整があったんじゃないかというような気がいたします。ですから、そういう部分に関してやっぱり必要なものは必要だということをしっかりと示していただきたい。そう思うわけでございます。
○三好市長　私の方から今の松山議員のご質問についてお答えいたしますけれども、基本的には必要なものは計上するというのが基本原則だと思いますけれども、歳入と歳出との絡みで、財政上のテクニックというのも率直にしてあります。だから、今から今これぐらいしかないけど将来これくらいあるだろうかもわからないが今ここにとめとかないけない歳入というのがありまして、それの財政的なテクニックというのは私どもの方に少し任せていただきたい、このように思うところでございます。
　以上です。
○１０番名本修三君　農業費の中で１９節ですか、中山間地域の直接支払制度ということで３億２，０００万円ほど予算が計上されておるわけでございますが、今国においてもこの支払制度については見直しをしていかにゃいけんというような現状をよく報道もされております。
　そういう中で今、ことしについてはこれこういう金額でなっておるわけでございますが、過去５年間でそれぞれ農家の方で受け取ったわけでございますが、過去の金額と今年度の金額について見直しがあったのか、もしあったとすればどの程度の見直しがあったのかお伺いをしたいと思います。
　それからもう一点は、林業の問題でございますが、城川を対象にして１立米当たり１万５，０００円ということで、間伐促進補助金ですか、奨励補助金ですか、ああいうものが出されておるわけでございますが、こういう中でこの財源についてどういう財源を充てておられるのか、私ちょっと伺ったかもしれませんが忘れておりますんで再度お伺いをしたいと思いますが、それともしこれ一般財源から出されておるんであれば非常に私としてはいい制度だなと思っておるわけでございますが、これを全市に対象にできないものか、その辺もお伺いをしたいと思います。
○大森産業部長　お答えをいたします。
　まず、１点目の中山間地域の直接支払制度でありますが、これは１７年度からまた後５年間継続でありますが、内容が変わってまいります。これはきのうの一般質問でも一部お答えをしたかと思いますが、いろんな要件が今まで以上に課されてくるようになりました。その１点として、集落のマスタープランを作成というのがこれ義務づけられました。あとも要件はあるわけですが、そのことは必須課目ではありません。ただマスタープランを作成というのはこれは必須ですから、そのことをやることによって、では今までの８割の助成は保証されると、その上に農地保全のマップとかあるわけですが、そういう要件をクリアした場合には今までと同じ単価で助成をいたしますと、交付をいたしますということであります。ただ、この細かい内容につきましては、今度農政局岡山で説明会が４月の初めであったと思いますが開かれますので、またそのときに十分内容がわかってくるんではないかなというふうに思いますが、現時点ではそういうような大筋のお話になろうかと思いますので、ご了解をいただきたい。いずれにしろ、今までと同じにやれば、マスタープランをつくってそのほかを同じにやれば８割は確保できるということは間違いないところであります。
　それから、２点目の林業の問題でありますが、これは城川限定の予算でありまして、山生き生き運動ということで、立米当たり１，５００円、間伐のことでありますけれども、これは城川限定の補助事業でありまして、合併協ではこの事業が終了した時点でやめるということが協議をされております。それが１３年度から始まりまして、１７年今年度が終了ということであります。
　なお、財源につきましては、どういう財源が充当しておるのかというのが、これに対しての特別な財源はありませんのですが、例えば繰入金とかという部分については私も把握できてない、財政上の問題がありますので、ちょっとお時間をいただきたいというように思います。
○２２番鍵原芳和君　１点だけお伺いをしておきたいと思うわけですが、歳出のこれは農林水産費の林業振興費です。１８５ページであります。この１９節の中に森林災害風倒木撤去補助金というのが６００万円計上されております。この件につきましては、１２月補正計上で１８０万円計上されてあとは次年度待ちということを伺っておったわけでありますが、この１８０万円の面積は１２ヘクタールというふうに聞いておったと思います。その折に全体の被害面積が５２ヘクタールということでございましたので、今回の６００万円というのは差し引きましたら４０ヘクタールの風倒木除去と地ごしらえと理解をしたらいいのかどうか。さらに５２ヘクタールということであれば、今回の風倒木処理費で

一応この関係は終了するのかどうか、お伺いをしたいと思います。
　それから、補助基準の内容というか、支援の内容でありますが、既に執行されているのもあるかもしれませんけれども、その支援の内容はどうなっておるんでしょうか、面積割りなのかあるいは財政区割りなのか、その他の内容なのかお伺いをしたいと思います。
◯大森産業部長　ちょっと今のお答えの前に、先ほどの名本議員のあれは一般財源かということでありますが、全額一般財源でございます。
　それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。
　これは、ご案内のとおり全体で５２ヘクタールの災害がありまして、さきの議会で１２ヘクタールの１８０万円を計上させていただきまして、残り４０ヘクタールの６００万円ということでございます。これは、ヘクタール当たりの事業費を４５万円というふうに計算をしておりまして、それの市が３分の１の助成をするということでございます。
◯６番嶋川武文君　もう少しの辛抱でございますので、よろしくどうぞお願いします。
　以前私は民間会社でいいますと賞与に当たります期末勤勉手当の分、以前市長のお答えは旧宇和町ではやっていたということでございますが、平成１６年度におきまして、そういういわゆるきょうも職員の話が出ておりましたが仕事のできる人、そうじゃない人の差をつけたのかどうか、そういうふうにつけて支給したのかどうか、勤勉手当の分ですね、多分してないんじゃないかと推測されます。それを受けて１７年度はどういうふうにされるのか、これはぜひ市長の裁量権内ですからやっていただきたいんです。ひとつご答弁をお願いいたします。
◯三好市長　それでは、今ほどの嶋川議員の、期末勤勉と言われましたがこれは勤勉だけでございますが、期末はもう確定されとります。勤勉に対してそのように評価ができるシステムがあります。これにつきましては、１６年度は当初年度でなかなかそこまで踏み込んでおらなかったというのが現実でございます。ただし、勤務評価等々をやはりしていくということは大事でございますから、それにつきましては１７年度ではやはりやるべきであると、このように思っております。どれぐらいの枠の中にやるかについては、今後検討課題といいますか、私の裁量権としてやらさせていただきたいとこのように思います。
◯１６番岡山清秋君　教育部長が眠たそうにされておりますので、１点だけちょっとお尋ねをさせていただきます。
　保健体育費の中のことなんですが、１６年度の当初予算にも総合型スポーツクラブというのが入っておったんですが、私城川ではなかったかのように思うたんですが、これが入っておりました。金額はちょっと定かでないんですが、それが今回の補正で全額減額されております。要らなかったのだろうと思うんですが、そして今回の当初予算、１７年度の当初予算にはその額が、また同じ額が掲げてあります。これはどういうことなんですか、まず１点。
　そして、この総合型スポーツクラブというのはどういう性質のものなのか、教えていただきたいと思います。
◯河野教育部長　ただいまのご質問についてお答えをさせていただいたらと思います。
　まず、１６年度の関係で総合型スポーツクラブの関係を全額予算計上しておったものを減額しております。それから、１７年度にまた新たに同じ金額を計上しておるわけですけれども、まずこの総合型スポーツクラブというのが、ちょうど旧宇和町のときに国、県の補助事業でスポーツクラブを立ち上げました。このスポーツクラブの内容といいますか、目的というのは、住民が、市民の方が自発的にスポーツあるいはレクリエーション活動を行う、あるいは文化的なものも一部入ってきますけれども、そういったような活動を通して各自の健康あるいは体力の増進、それから地域への貢献、交流そして豊かな市民生活を送るということで、この総合型スポーツクラブができたわけですけれども、それで今まで旧宇和町が補助事業を受けた中でこの立ち上がった後、スポーツクラブの運営をしていく上に人的なものを市町村で配置をしなさいという指導がありまして、１６年度この文化の里スポーツクラブの運営に係る人件費的なものを、文化の里総合型スポーツクラブの委託費として計上しておりました。それが１６年度、愛媛県体育協会の方からそれにかわる人的な配置が教育部の文化体育振興課に職員１名、県の体育協会からの派遣がありましたもんですので、その総合型スポーツクラブへ委託をして人件費的な関係で予算計上しておりました分を、計上して減額をささせていただきました、１６年度について。
　それで、１７年度もまた新たにというような発想になるわけですけれども、ちょうど１７年度については県体育協会からの人的な配置がございませんですので、改めて総合型スポーツクラブへの委託費を計上したわけですけれども、このことについては予算上人件費として賃金、こういったようなもので組むべきかもわからない点がありまして、教育長ともこの予算の計上方法については、現在委託料で組んでおりますけれども検討していきたいというふうに考えております。
　以上です。
◯１６番岡山清秋君　その性質のものというのは、今言われたように旧宇和町にあった性格のものですか、と言われとんですけど、それならばこれからの今後においては、旧宇和町のみがそのクラブというのを使われる、そのための予算がここに計上されていると理解するわけですか。
　そしてもう一点、そこの欄の下に体育協会費の補助金というのがあると思うんですが、昨年これまでの、昨年度の予算から見れば、恐らく２００万円以上のアップになっておると思うんです。７３０万円ほどになっておると思うんですが、これは今の財政難の折に昨年度より２００万円ほど上乗せをしてあるということについては、どのように解釈をしたらいいんですか。その点、２点。
◯河野教育部長　岡山議員の先ほどの関連の分もあったわけですけれども、この総合型スポーツクラブの関係なんですけれども、これは旧宇和町時代に国、県の補助で立ち上がったわけですけれども、現在１６年度については規約改正もできておりまして、西予市内すべての４万六千八百何人ですかの方が対象になっております。ということですので、三瓶から城川まですべての市民の方が参加し、参加することによって受益を受けるものと理解をしていただいたらというふうに思います。
　それから、西予市の体育協会の補助金の増額の関係なんですけれども、この分については、三瓶高校の競技場の公認のグラウンド申請をするための整備費を上乗せしておりますので、従来の体育協会への補助金とは違った意味での公認のグラウンド整備に係る経費を体育協会を通じて支出をするために従来の補助金プラス２００万円の金額を上乗せさせていただいております。
◯１６番岡山清秋君　わかりました。
　それならば今の項目については別途の会計の方に入れていただいて、施設整備費とか何かそっちら辺のに入れとってもらえれば即わかったわけですが、ちょっと理解が苦しんだわけですが、それで先ほどの、昨年は県の方からいただいたから要らなくなったと言われたんですが、これは今西予市にある体育振興課の方に事務局を持っておる市の体育協会等の一つにしたような形で、窓口を一つにするようなことはできないんですか。それならば、これの予算はほかのところに回せるんじゃないかと思うんですが。
◯河野教育部長　最初に申しましたように、委託費として総合型スポーツクラブの金額を計上しておりましたけれども、主に人件費というような意味合いのものがありましたので、予算の計上について協議といいますか、変更も含めて検討しなければならないというふうに先ほど答弁しましたけれども、岡山議員が今言われましたように体協あるいは体育指導委員会、そういったような組織の中で対応可能であればあるいはそういったようなところに事務委任をしてできる方法がとれれば、先ほど言いました委託費あるいは賃金の関係の予算というものは違う形で減額できるというふうに思っております。

○議長　許可いたします。
○１６番岡山清秋君　許可いただきまして、ありがとうございました。
　三好市長、今ほど言われたこういう実態でございますが、先ほどの午前中の分に入るわけですけれども、透析された方、あすのわからない方が一生懸命苦しんでおられる。今私が教育部長に質問した中には、これは健康な方の、すこぶる健康な方の問題でありますが、そういったこういう矛盾さがあるということを市長さん今後において見とっていただきたいと思うんですが。
○三好市長　今のほどの岡山議員の再々々のご質問に対してお答えをさせていただきます。
　今河野部長が話しましたのは、ちょっと長くなって回りくどくなったと思いますが、実態はそうではないと私は思います。やはり総合スポーツクラブの育成ということで出しとる予算でございますから、今の内容はちょっと説明し過ぎてわからなくなっただけでございますから、そういうご理解をいただいたらと、このように思います。
○５番元親孝志君　ちょっと楽な質問をさせていただきたいと思いますが、この予算非常に私は評価したいと思いますが、教育総務費でございますが、今年度委託料として２，０３９万２，０００円、児童・生徒海外派遣委託料ということでございまして、説明では各中学校から１０名ずつ、引率者が５名ということで５５名の方が行かれるんであろうと思いますが、具体的にどこへどれくらいな期間でどのような目的で行かれるのか、そしてまた利用される側の負担というものはどうなるのか、それから次年度以降の計画はあるのかをお伺いしたいと思います。
○河野教育部長　ただいまの児童・生徒海外派遣の関係なんですけれども、合併をした段階で城川、それから三瓶、明浜、野村は教育委員会部局の中でこういったような児童・生徒の海外派遣の予算を計上しておりました。旧宇和町については、別の形で予算計上しておったわけですけれども、ちょうど合併をしました関係上小・中学生に海外の文化を体験してもらういい機会だということで、５町５つの中学校に１０名ずつとそれから引率５名、５５名で経費が３３万９，０００円で……
　（「答だけでいい」と呼ぶ者あり）
　それから、現在は英語圏へ派遣をする計画におります。具体的にはオーストラリアを計画しております。
○議長　暫時休憩いたします。３時５分に再開いたします。（休憩　午後２時５１分）
○議長　再開いたします。（再開　午後３時０６分）
○荒井消防本部消防長　失礼をいたします。
　先ほどの浅野議員からの質問の中で、答弁をいたしました中で４月２４日八幡浜市長選挙と申し上げましたけれども、告示されたわけでもなし、しますので削除をひとつお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。
○河野教育部長　先ほどの答弁の関係なんですけども簡潔にやりますので。負担は３分の２が個人負担です。それから、期間は１０日間を予定しております。
　以上です。
　それから、今後も継続してやるつもりにおります。
○議長　先ほどの荒井消防長の答弁に対しては削除いたします。失礼いたしました。
○４番松島義幸君　市長に１点だけご質問いたします。
　私は平成１７年度の西予市一般会計については満足をしております。市長に１つ質問をしたいというのは、今後１０年間に交付税が１６億円削減されるということです。それに今後この西予市５町におきまして、まだまだ箱物をつくっていく計画があるのか、余り漠然とした質問ではありますが、私は小さいながら商売をしております。商売というのは、行政と一般的な中小企業というのは私は余りに違う点があると思っております。先ほど、財政課長さんの方からも言われておりましたが、多分特別交付税がつくであろうと。中小企業の感覚からしますと、その月その月がもう本当の生きるか死ぬかの勝負で、もらう金はありません。それは、行政の方は長年の経験でちゃんとした根拠がある上で、私は数字は出しておると思っております。
　今私の会社は、攻めることよりかは守ることに力を入れております。攻めるということは、言い方をかえますと、行政にすると箱物、私らの商売にすると投資、投資をすることは意外と簡単なんです。その１つの資金繰りができますとそれに沿って自動的にやっていきますが、一つ間違えると大変なことになってきます。私は行政の投資を、西予市まだ１年間ではありますが、城川町から始まって三瓶町５町、いろんな投資をしておるのですが、行政のやる投資は、今後経費が莫大にかかってくるのではないかと思っております。その数字を確実に把握しているのか、見切り発車であればこれは大変なことになるのではないかなという心配をしております。
　この質問とはまるきり違うような気はいたしますが、市長のそこらの考えをお聞かせいただいたらと思っております。
○三好市長　松島議員の質問についてお答えいたします。
　まず、今ほど言われましたように今後１０年から段階的に１５年ですが、交付税が１６億円近く減る可能性があるということを以前から言わさせていただきましたが、それに基づきまして私ども財政計画にそれに力に合ったものをつくらなくてはいけないと、このように思っておりますが、次に箱物の問題でございますけれども、やはり必要な箱物についてはつくる必要があると、このように認識をしておりまして、そうするとやはり管理費用等々がかかりますし、一般質問にもありました元親議員のバランスシートの問題等々含めて、企業感覚からいいますとその辺の行政の甘さがあると、私はそのようにも思っておりますから、議員のおっしゃるとおりでありまして、行政の考え方の甘えがあるところについては、しっかりした経営感覚といいますか、損益勘定、バランスシートにのっとった考え方を持ってやっていく必要があろうと、このようには思っているところでございます。
　先ほども申しましたとおり、財政計画について中・長期的な計画をつくった上で、しっかりした対応も今後やっていく必要があろうと、このように思っておるところでございます。
　以上でございます。
○４番松島義幸君　１つだけ、今の現状を報告したいんですが、私は明浜町の出身です。今、明浜町は第１次産業、海にしても山にしても大変な状況であります。今後、第１次産業の税収は私は見込めない状態であるのではないかと思っております。今後、市長のかじ取りをどうぞよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
○議長　それでは次に、議案第６４号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第６５号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第６６号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第６７号に対する質疑を行います。
○２２番鍵原芳和君　１点だけお伺いをしたいわけですが、診療所勘定についてでありますが、非常に厳しい状況に置かれておるわけですけれども、この予算書を見ますと１１診療所ある中で惣川診療所が診療収入がここだけ対前年大幅にアップをしております。１８０万円ばかり対前年から見ますと診療収入がアップをしとるわけですが、もちろんこれは外来収入で国保、社会保険、老人保健診療報酬、それぞれすべて増額になっておりますが他の診療所は全部赤字であ

ります。特別な事情がありましたらお聞かせをいただきたい思います。
○松本生活福祉部長　それではお答えをいたします。
　この惣川診療所につきましては、平成１６年度までは週１回の診療にしておりましたが、地元の協議が調いまして坂石診療所を週２回のところを１回にして、惣川を週２回の診療にするということでここの診療報酬が上がっております。
　以上です。
○１７番酒井宇之吉君　医者の枯渇の問題につきまして質問をさせていただきますが、非常に明浜、俵津診療所もお医者さんがやめられまして、その後なかなか次の医者が決まらないという状態でございますが、非常に契約の問題とか、そして医者の資質の問題とか、そして地域の融合性の問題とかいろいろございますが、全国的な医療法の改正で医者がないというような状態になってるようでございますが、慌てず、そして急いでひとつ用意をしていただくように、誠心誠意努力していただくようにお願いいたしておきます。
○松本生活福祉部長　俵津診療所につきましては、１名の医師が今月中に退職することが決まっております。その後任といたしまして、我々も医療施設協会ですか、全国の協会のホームページにも掲載させていただいておりますし、あらゆる手段を使って後任の医師の確保に努めております。
　あと医師との内容等の協議につきましては、それぞれの理事者との面接等も行いまして、慎重にその辺は決定していきたいと、このように考えております。
○１７番酒井宇之吉君　鍵原議員の一般質問の中にもありましたが、診療所を委託、開業医に任すと、そしてそのような方があったらやらすというお考えがあるかどうかお尋ねをいたしておきます。
○三好市長　今ほどの酒井議員の再質問についてお答えいたします。
　診療所について、開業医の方に任すかどうかということにつきましては、一般質問の中でもお答えしましたとおり、そういう方がありましたら、今既に三瓶の事例が、皆江の診療所の事例があります。そういう方向も検討を視野に入れるということに回答したと思いますが、そのような方向でございます。
　以上です。
○２０番山本昭義君　合併時に持ち寄った保険で、それが今取り崩さなくてやってやれるのかどうか。それとも、この保険を上げなくていいのかどうか、そこらをお聞きしたいと思います。
○松本生活福祉部長　この国民健康保険税の件でありますが、先般の国保運営協議会におきましてもそのような意見が出ております。現状を申し上げますと、非常に苦しい状況であります。特に医療の分につきましては、そうまでもないと言ったらおかしいんですけど、ぎりぎりではあるんですけど、介護の保険税につきましては完全に赤字になっておりますので、現実には医療の保険料から介護の保険料の補てんに充てておるというのが現状であります。
　１７年度予算につきましても基金の取り崩しを予定いたしておりますが、それらの分がもうわずかとなっておりますので、１８年度当初の予算をどう組んでいくのか今から心配をしておるような状況でありますので、保険税の引き上げも視野に入れる時期に来ておるのじゃなかろうかなと、このように考えております。
○２０番山本昭義君　今の説明では、介護のとこから取り崩さなくてはいけないと言われたんですが、宇和、野村にグループホームができて当然これ保険が上がると思います。そうなった場合に、そっから取り崩すこともできんようなるんじゃないかなと思いますが、そこらはどがいな処置をされるんですか。
○議長　暫時休憩いたします。（休憩　午後３時２２分）
○議長　再開いたします。（再開　午後３時３３分）
○松本生活福祉部長　ただいまの答弁にどうも不手際があったようでありますが、先ほど申し上げましたのは国民健康保険の中の介護に関する保険料ということで、これは第２号被保険者の負担すべき保険料は国保で集めておりますので、その分が赤字になっておるから、いわゆる医療分から若干補てんをさせていただいておるというようなことでありましたので、ご答弁を追加させていただきます。
○議長　次に、議案第６８号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第６９号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第７０号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第７１号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第７２号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第７３号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第７４号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第７５号に対する質疑を行います。
○１２番藤井朝廣君　ページ数でいいますと１５５ページですけど、医業外収益２款１目に受取利息配当金というのがありますけど６１万円、宇和病院が１万円、野村病院が６０万円ですけど、この受取配当金というのは普通一般でいう金利と考えてよろしいのでしょうか。質問します。
○上甲病院総括事務長　藤井議員のただいまのご質問にお答えさせていただきます。
　これ利子の関係でありまして、特に野村病院が６０万円を組んどると思いますが、野村病院は自治体病院の中でも特に経営状況が非常によい病院であります。１５年度の決算書の中にも預貯金の方が５億５，０００万円余りと出ておりますし、また内部留保資金をあわせて定期などに預金をしております。通常の利子と比べて、金融機関と交渉の上有利な利子で運用しておりますので、一応このような数字になるものと思われます。
　以上です。
○１２番藤井朝廣君　金額まではいいですけど、普通一般に考えましたら今０．０２３％ですか、これを見ましてこれから計算しましたら２０億という金があるんじゃないかと、こう間違った考えをしておりました。結構です。
○議長　答弁要らないですか。
（１２番藤井朝廣君「はい、結構です」と呼ぶ）
　ほかにございませんか。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　次に、議案第７６号に対する質疑を行います。
○５番元親孝志君　議案第７６号には直接関係ないんですが、最後ですので社会保障全般にわたっての質問を１点だけさせていただきたいと思います。
　今回提案されております特別会計の中で、国保特別会計、それから老人特別会計、それから介護特別会計、この３特

別会計の歳入の項目を見ますと、他会計から繰り入れあるいは基金取り崩し等で賄っております歳入面の３つの合計額で約２０億円になると思います。間違いがあったら指摘いただきたいと思いますが、単年度で２０億円のいわば歳入不足であると思うんですが、これは将来におくまでもない来年、再来年も当面するわけですけれども、この膨大な金額に対して、今後どう対応していく方法があるのか、これがやがては西予市の財政の一番のこれは重荷になってくると思うんですけれども、その辺は我々はどういうふうに理解をしたらいいのか市長にお伺いをしたいと思います。
○松本生活福祉部長　それでは、ご質問にお答えをいたします。
　この今ほどありましたこの繰り入れにつきましては、それぞれ負担割合が決まっておる繰入金もあります。といいますのは、介護であれば給付費の１２．５％については一般会計から繰り入れる、また老人医療の特別会計につきましても医療費のいくらでしたか一定の割合を繰り入れる、あるいはまた事務的な経費、人件費等は一般会計からの繰り入れとなっておりますので、その繰り入れが実質的には大きい比重を占めております。
　一般会計からの赤字に対する補てんというものは、ほとんどがこの診療所の特別会計の繰り入れでありまして、ちょっと１７年度についてはまだ全体の繰入額をちょっと調べておりませんけれども、大体１６年度の予算で見ますと１億６，０００万円ぐらいが一般会計から診療所会計への繰り入れとなっております。ですから、ほかの事務的な繰り入れにつきましては、ちょっと詳細はつかんでおりませんけれども、先ほど言いましたような決められた割合での負担、繰り入れといたしております。
○議長　皆さん、質問するときは恐れ入りますがマイクを立てて質問していただきたいと思います。
　次に、議案第７７号から議案第８６号に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　以上で質疑を終結といたします。
　ただいま議題となっております案件のうち、一部議案についてこれより採決をいたします。
　承認第９号から議案第２０号までの８件及び議案第５１号から議案第６２号までの１２件並びに議案第７７号から議案第８６号までの１０件については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
　まず、承認第９号及び承認第１０号についてお諮りいたします。
　これより討論を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　以上で討論を終結します。
　お諮りいたします。
　これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。
　承認第９号から承認第１０号までの２件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、承認第９号から承認第１０号までの２件は原案のとおり承認することに決定いたしました。
　次に、議案第１５号から議案第２０号までの６件についてお諮りいたします。
　これより討論を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　以上で討論を終結します。
　お諮りいたします。
　これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。
　議案第１５号から議案第２０号までの６件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、議案第１５号から議案第２０号までの６件は原案のとおり決定いたしました。
　次に、議案第５１号から議案第６２号までの１２件についてお諮りいたします。
　これより討論を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　以上で討論を終結します。
　お諮りいたします。
　これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。
　議案第５１号から議案第６２号までの１２件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、議案第５１号から議案第６２号までの１２件は原案のとおり決定いたしました。
　次に、議案第７７号から議案第８６号までの１０件についてお諮りいたします。
　これより討論を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　以上で討論を終結します。
　お諮りいたします。
　これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。議案第７７号から議案第８６号までの１０件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、議案第７７号から議案第８６号までの１０件は原案のとおり決定いたしました。
　ただいま採決をした３０件を除く議案については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、各議案について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は３月２５日午後１時半より会議を開きます。

散会　午後３時３８分

平成１７年第１回西予市議会定例会会議録（第４号）

１．招 集 年 月 日　平成１７年３月２５日
１．招 集 の 場 所　西予市議会議場
１．開　　議　平成１７年３月２５日
　　午後１時３０分
１．閉　　会　平成１７月３日２５日
　　午後３時２７分
１．出　席　議　員
　１番　田　中　　剛
　２番　松　山　　清
　３番　宇都宮　明　宏
　４番　松　島　義　幸
　５番　元　親　孝　志
　６番　嶋　川　武　文
　７番　沖　野　健　三
　８番　森　川　一　義
　９番　亀　井　秀　男
　１０番　名　本　修　三
　１１番　河　野　作　生
　１２番　藤　井　朝　廣
　１３番　浅　野　泰　義
　１４番　浅　野　忠　昭
　１５番　三　好　幸　夫
　１６番　岡　山　清　秋
　１７番　酒　井　宇之吉
　１８番　兵　頭　　勇
　１９番　山　本　英　男
　２０番　山　本　昭　義
　２１番　梅　川　光　俊
　２２番　鍵　原　芳　和
　２４番　宇都宮　二　朗
　２５番　岡　田　周　三
　２６番　山　本　安　男
　２７番　平　野　武　男
　２８番　大　竹　忠　盛
　２９番　二　宮　　元
　３０番　坂　本　隆　重
　３１番　浅　野　豊　重
１．欠　席　議　員
　２３番　菊　地　ミスギ
１．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名
　市　　長　三　好　幹　二
　助　　役　別　宮　　静
　収　入　役　三　好　藤　治
　教　育　長　三　宮　宇　明
　総務企画部長　森　　英　二
　建　設　部　長　安　藤　芳　夫
　産　業　部　長　大　森　俊　彦
　生活福祉部長　松　本　正　志
　教　育　部　長　河　野　豊　昭
　明浜総合支所長　小　玉　岩　康
　野村総合支所長　森　　一　夫
　城川総合支所長　九　鬼　則　夫
　三瓶総合支所長　山　本　正　男
　病院総括事務長　上　甲　福　重
　消防本部消防長　荒　井　安　憲
　総　務　課　長　炭　倉　貞　明
　財　政　課　長　清　水　忠　夫
　企画調整課長　清　水　享　司
１．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　事　務　局　長　吉　良　孝　一
　議　事　係　長　井　上　千　浪
１．議　事　日　程　別紙のとおり
１．会議に付した事件　別紙のとおり
１．会 議 の 経 過　別紙のとおり

議　事　日　程
１　議案第３５号西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について撤回の件
２　議案第　２１号　西予市災害対策基金条例制定について
　議案第　２２号　西予市地域振興基金条例制定について
　議案第　２３号　西予市三瓶デイサービスセンター基金条例制定について
　議案第　２４号　西予市人権尊重のまちづくり条例制定について
　議案第　２５号　西予市住宅新築資金等の償還に関する合併前の条例の経過措置を定める条例制定について
　議案第　２６号　西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例制定について

議案第　２７号　西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第　２８号　西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
議案第　２９号　西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３０号　西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３１号　西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３２号　西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３３号　西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３４号　西予市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３６号　西予市ケアハウス・はまゆう設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３７号　西予市敬老年金条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３８号　西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成　条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３９号　西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４０号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４１号　西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４２号　西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４３号　西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４４号　西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４５号　西予市心身障害者福祉給付金支給条例を廃止する条例制定について
議案第　４６号　八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の廃止について
議案第　４７号　八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託について
議案第　４８号　市道路線の認定について
議案第　４９号　市道路線の廃止について
議案第　５０号　市道路線の変更について
議案第　５１号　平成１６年度西予市一般会計補正予算（第５号）
議案第　５２号　平成１６年度西予市授産場特別会計補正予算（第３号）
議案第　５３号　平成１６年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）
議案第　５４号　平成１６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）
議案第　５５号　平成１６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
議案第　５６号　平成１６年度西予市老人保健特別会計補正予算（第３号）
議案第　５７号　平成１６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）
議案第　５８号　平成１６年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
議案第　５９号　平成１６年度西予市農業集落排水事業特別会計補予算（第５号）
議案第　６０号　平成１６年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）
議案第　６１号　平成１６年度西予市上水道事業会計補正予算（第３号）
議案第　６２号　平成１６年度西予市病院事業会計補正予算（第４号）
議案第　６３号　平成１７年度西予市一般会計予算
議案第　６４号　平成１７年度西予市授産場特別会計予算
議案第　６５号　平成１７年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第　６６号　平成１７年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第　６７号　平成１７年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第　６８号　平成１７年度西予市老人保健特別会計予算
議案第　６９号　平成１７年度西予市介護保険特別会計予算
議案第　７０号　平成１７年度西予市港湾整備事業特別会計予算
議案第　７１号　平成１７年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第　７２号　平成１７年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第　７３号　平成１７年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第　７４号　平成１７年度西予市上水道事業会計予算
議案第　７５号　平成１７年度西予市病院事業会計予算
議案第　７６号　平成１７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第　７７号　愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第　７８号　愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
議案第　７９号　愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散について
議案第　８０号　愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散に伴う財産処分について
議案第　８１号　愛媛県市町村交通災害共済組合の解散について
議案第　８２号　愛媛県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
議案第　８３号　愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
議案第　８４号　愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
議案第　８５号　愛媛県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加について
議案第　８６号　愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について
追加　議案第　８７号　西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
追加　議案第　８８号　西予市宇和青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について
追加　議案第　８９号　西予市宝泉坊ロッジの指定管理者の指定について
追加　議案第　９０号　西予市みかめ本館の指定管理者の指定について
追加　議案第　９１号　債務額確定等調停申立事件に関する和解について
追加　議案第　９２号　平成16年度西予市一般会計補正予算（第６号）
追加　発議第　　１号　西予市政治倫理条例制定について
追加　常任委員会における所管事務の継続審査について
追加　議会運営委員会における所管事務の継続審査について
追加　議員派遣の件について

本日の会議に付した事件
１　議案第３５号西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について撤回の件
２　議案第　２１号　西予市災害対策基金条例制定について
　　議案第　２２号　西予市地域振興基金条例制定について

平成17年第１回定例会（４日目） H17.3.25

議案第　２３号　西予市三瓶デイサービスセンター基金条例制定について
議案第　２４号　西予市人権尊重のまちづくり条例制定について
議案第　２５号　西予市住宅新築資金等の償還に関する合併前の条例の経過措置を定める条例制定について
議案第　２６号　西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例制定について
議案第　２７号　西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第　２８号　西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
議案第　２９号　西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３０号　西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３１号　西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３２号　西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３３号　西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３４号　西予市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３６号　西予市ケアハウス・はまゆう設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３７号　西予市敬老年金条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３８号　西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成　条例の一部を改正する条例制定について
議案第　３９号　西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４０号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４１号　西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４２号　西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４３号　西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４４号　西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第　４５号　西予市心身障害者福祉給付金支給条例を廃止する条例制定について
議案第　４６号　八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の廃止について
議案第　４７号　八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託について
議案第　４８号　市道路線の認定について
議案第　４９号　市道路線の廃止について
議案第　５０号　市道路線の変更について
議案第　５１号　平成１６年度西予市一般会計補正予算（第５号）
議案第　５２号　平成１６年度西予市授産場特別会計補正予算（第３号）
議案第　５３号　平成１６年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）
議案第　５４号　平成１６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）
議案第　５５号　平成１６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
議案第　５６号　平成１６年度西予市老人保健特別会計補正予算（第３号）
議案第　５７号　平成１６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）
議案第　５８号　平成１６年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
議案第　５９号　平成１６年度西予市農業集落排水事業特別会計補予算（第５号）
議案第　６０号　平成１６年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）
議案第　６１号　平成１６年度西予市上水道事業会計補正予算（第３号）
議案第　６２号　平成１６年度西予市病院事業会計補正予算（第４号）
議案第　６３号　平成１７年度西予市一般会計予算
議案第　６４号　平成１７年度西予市授産場特別会計予算
議案第　６５号　平成１７年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第　６６号　平成１７年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第　６７号　平成１７年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第　６８号　平成１７年度西予市老人保健特別会計予算
議案第　６９号　平成１７年度西予市介護保険特別会計予算
議案第　７０号　平成１７年度西予市港湾整備事業特別会計予算
議案第　７１号　平成１７年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第　７２号　平成１７年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第　７３号　平成１７年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第　７４号　平成１７年度西予市上水道事業会計予算
議案第　７５号　平成１７年度西予市病院事業会計予算
議案第　７６号　平成１７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第　７７号　愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第　７８号　愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
議案第　７９号　愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散について
議案第　８０号　愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散に伴う財産処分について
議案第　８１号　愛媛県市町村交通災害共済組合の解散について
議案第　８２号　愛媛県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
議案第　８３号　愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
議案第　８４号　愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
議案第　８５号　愛媛県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加について
議案第　８６号　愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について
追加　議案第　８７号　西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
追加　議案第　８８号　西予市宇和青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について
追加　議案第　８９号　西予市宝泉坊ロッジの指定管理者の指定について
追加　議案第　９０号　西予市みかめ本館の指定管理者の指定について
追加　議案第　９１号　債務額確定等調停申立事件に関する和解について
追加　議案第　９２号　平成16年度西予市一般会計補正予算（第６号）
追加　発議第　　１号　西予市政治倫理条例制定について
追加　常任委員会における所管事務の継続審査について
追加　議会運営委員会における所管事務の継続審査について
追加　議員派遣の件について

平成17年第１回定例会（４日目） H17.3.25

開議　午後１時３０分

○議長　皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は２９名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程１）

○議長　「議案第３５号西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について撤回の件」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○松本生活福祉部長　議案第３５号で提案いたしました、西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の事件撤回請求書について、撤回理由のご説明を申し上げます。

この議案第３５号は、財政事情及び在宅における介護保険制度の利用状況等を勘案して、合併協議での調整内容を変更し条例の一部を改正しようと提案いたしましたが、周知徹底のための情報提供不足等、諸般の事情を検討し熟慮の結果、本議案を撤回すべきと考え議長に提出したものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長　お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第３５号西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について撤回の件」を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　ご異議なしと認めます。よって、「議案第３５号西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について撤回の件」を承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま撤回承認をいたしました議案第３５号について、日程第２より削除いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　ご異議なしと認め、削除することに決定いたしました。

（日程２）

○議長　議案第２１号「西予市災害対策基金条例制定について」から議案第７６号「平成１７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてまでの４３件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、浅野総務常任委員長の報告を求めます。

○浅野泰義総務常任委員長　それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

去る３月１１日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案１０件につきまして、３月１４日から１８日までの５日間にて審査を行いましたので、その概要並びに特に議論のありました事項の報告を申し上げます。

最初に、議案第２１号「西予市災害対策基金条例制定について」、本条例は災害復旧に要する財源に充当の基金を設置するため条例を制定しようとするものであり、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第２２号「西予市地域振興基金条例制定について」、本条例は市民の連帯の強化と地域振興のための基金を設置するため条例を制定しようとするものであり、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第２７号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」、本条例は組織機構の見直しに伴う条例の一部を改正しようとするものであり、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決決定しました。

次に、議案第２８号「西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」、本条例も議案第２７号と同様に、組織機構の見直しに伴う条例の一部を改正しようとするものであり、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決決定しました。

次に、議案第２９号「西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について」、本条例につきましても議案第２７号、議案第２８号と同様に、組織機構の見直しに伴う条例の一部を改正しようとするものであり、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決決定しました。

次に、議案第３０号「西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について」、本条例は事務事業の処理及び運営並びに行政目的の遂行に関して、より適正に実施するため条例の一部を改正しようとするものであり、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第３２号「西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、本条例は普通財産の譲与または減額譲渡に係る特例措置の適用範囲を明確にするため条例の一部を改正しようとするものであり、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第４４号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」、本条例は消防法の改正に伴い危険物及び指定可燃物の規定が改正されたことにより条例の一部を改正しようとするものであり、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第６３号「平成１７年度西予市一般会計予算」、歳入歳出予算に関する総務常任委員会所管分については、各担当部課長から内容の説明を受け審査を行いました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

なお、予算審査に関する総括として、各委員の要望や意見を取りまとめ、３月１８日に市長、助役、収入役、教育部長の出席のもと協議を行いましたので、その概要を報告いたします。

最初に、財政課所管に関する事項の１点目として、西予市所有財産で遊休状態の財産があるかどうかの調査、有効活用あるいは処分の検討をされたい。

この意見に対し、理事者から、財産処分に関しては１７年度前半に調査を行い、財産処理委員会の協議を経て処理の検討を予定している、旧城川町で財産処分しようとしたができなかったことについては、価格設定を含めて再度、検討作業を行う考えであると説明を受けました。

２点目として、宇和文化会館裏第１駐車場の借地について、賃借料が月額４１万円と高額になっており市の所有になるように努力を続けられたい。

この意見に対し理事者から、地権者の理解がなかなか得られない状況であると報告があり、引き続き努力されるよう要望を行いました。

３点目として、野村町地域づくり推進基金５９０万円を取り崩し、乙亥会館の落成にあわせて行うイベントの資金として活用の考えと聞くが、この基金は地域づくりのために使用する基金という認識を持っており、このような地域限定基金を流用する場合は地域の了解を得るべきであろうと考えるがどうか、との質問に対しましてこの意見に対し、理事者から、基本的な考えとして目的基金はその目的の範囲でその地域のために使うのであれば、市長の裁量権の範囲内であるため使用してもよいという考えを持っている。しかし、使途については地域審議会とか委員会等の審査過程を経ることが望ましいということであれば、そのように配慮したいと回答がありました。

次に、税務課所管に関する事項として、納税者から税の不公平感を抱かれることがないように、積極的な徴収を努め

るとともに、各旧町間で収納率に差が生じており、収納率向上に向けた努力をされたい。
　この意見に対し、理事者から、納税組合が存続していたころに比べると、確かに収納率が下がっている。そのために、県と各市町村で収納管理委員会を立ち上げ、市町村職員を収納管理委員会へ派遣して滞納整理事務を行うよう進めている。
　西予市としても、１８年度から職員を派遣し、収納管理委員会とタイアップしながら収納率の向上に努めたいと対応策の説明を受けました。
　次に、学校教育課所管に関する事項の１点目として、三瓶中学校体育館の耐震診断、耐力度検査に２６５万７，０００円の予算が計上されており、今後の改築計画の関係も含めて、効果的な予算の執行となり得るか検討、再協議をされたい。
　この意見に対し、教育部長から、現在は中学校近くの三瓶体育館を使用しているが、将来的には学校体育としての体育館を建設する必要があり、そのためには耐震診断、耐力度検査が必要となるが、取り壊す以外にどうしようもない状況であっても予算を使い、耐震診断、耐力度検査が必要かどうかについて、改めて県と協議したいと回答がありました。
　２点目として、障害児童が将来的に地域社会の中で生活していくためには、通常学級の児童と一緒の教育環境で学習することが望ましく、そのような考え方が主流になりつつある状況のようであり、今後とも障害児童の受け入れ体制を整えるため環境整備に努められたい。
　この意見に対し、教育部長から、学校教育課としても最大限努力していきたいと説明がありました。
　次に、生涯学習課所管に関する事項の１点目として、婦人会組織や壮年会組織が存在しても、市連組織に加盟しないで旧町の中で活動を続けられている。補助金の交付に当たっては、そのような実態をよく把握し交付されたい。
　なお、女性の地位の向上は大切なことであり、今日の社会教育の中で婦人会が存在することの意義をよく理解し、１８年度の予算編成作業の中でよく検討をされたい。
　この意見に対し、教育部長から、社会教育法でいう社会教育関係団体に該当するということであれば補助金交付の対象団体になるが、市の連合組織が立ち上がっており生涯学習課でも組織の拡充を進めている。加盟してともに活動していただくような働きかけと、補助金算定に当たっては一律のまま交付するのではなく、女性の地位の向上や必要性に応じて補助金の適正化とめり張りをつけ、他の団体についても補助金の見直しに取り組みたい考えであると説明を受けました。
　２点目として、結婚推進委員会補助金が１５０万円計上されており、教育委員会や市庁部局など、各部署がばらばらに取り組むのではなく、連絡調整会議のような組織をつくり、市全体の中で効果が上がる取り組みの検討をされたい。
　この意見に対し、教育長から、教育委員会関係の予算が１５０万円と、産業部でも農業後継者の補助金の中に結婚推進のための予算が入っていますから、１８年度は調整を行い一本化の方向で進めたいと説明がありました。
　３点目として、図書館電算化事業については、予算の都合もあって、各総合支所に端末機を２台設置し、貸し出しを行う計画のようであるが、多額の予算を投じて各公共施設を光ファイバーケーブルで結んでおり、お金は多少かかっても各公民館へ端末機を設置して貸し出しができるような取り組みを推進されたい。
　この意見に対し、教育部長から再確認しましたところ、現在の各公民館に設置してある端末機を使って、図書の検索や貸し出しができるということでしたと説明がございました。
　次に、文化体育振興課所管に関する事項として、宇和文化会館、三瓶文化会館、乙亥会館と大きな３つの文化施設が完成し、今後の利用や運営が注目されている。これらの施設で開催される自主事業は、市全体の文化事業を総体的に勘案した上で地域間の調整も要求されるため、所管が異なる３施設を今後どのよう調整し運営される予定か考えを伺いたい。
　この意見に対し、教育部長から、乙亥会館は維持管理を主体とした業務は行うが、所管課である商工観光課としては、宇和、三瓶の両文化会館と競合するようなイベントは極力避けたいと考えており、当面は両文化会館で運営方法やイベントについての調整を行う考えであると説明がありました。
　この説明に対し、巨費を投じてつくった乙亥会館であり、有効活用するための検討を改めて要望しました。
　それに対し、理事者からはこれらの施設をうまく活用するために、今後の組織体制や運営について研究をしたいと説明がありました。
　次に、企画調整課所管分の１点目として、各種団体へ交付されている補助金や助成金の調整ができていないため、総合支所によっては予算の項目や交付基準があいまいの状況であり、早い時期に調整を図られたい。
　この意見に対し、理事者から、早い時期に調整を行いたい考えであると説明がございました。
　２点目として、地域によっては定住促進の持ち家住宅新築祝い金と、西予市産材木造住宅建設促進事業補助金の両方が対象になる場合が想定されるため、双方の担当課で十分調整されたい。
　この意見に対し、理事者から、新築祝い金と西予市産材の促進補助金は交付する目的と趣旨に違いはありますが、重複支給となることについて再度検討したいと説明がございました。
　３点目として、定住促進政策については旧町時代の政策をそのまま西予市全体に広げるのではなく、光が当たりにくいところへは多少でも日が差すような政策、子供が少ない地域には子供を産みやすくなるような、それぞれの地域に配慮した政策を要望する。
　この意見に対し、理事者から、地域には配慮した政策は当然のことであり、地域のよさを生かすことができるような政策の展開に努めたいと説明がありました。
　４点目として、コミュニティー関係の補助金は地域の人たちとのかかわりが深いものであり、見直し作業に当たっては地域審議会などを通して、地域の実情に配慮しながら調整されたい。
　この意見に対し、理事者から、区長会等、連絡調整を図りながら見直し作業に着手したいと説明がございました。
　６点目として、市民の足となるバス路線の検討については、１７年度において市全体の交通網の整備を検討する組織を立ち上げすると聞いているが、市の周辺部に対しても十分に配慮した計画となるよう注意を払われたい。
　この意見に対し、理事者から、交通網の整備に当たっては、通学バスの関係や市民の足の確保、市の主要施設をうまく利用できるようにするための交通体系など、市全体を視野に入れて総合的に検討したい考えであると説明がございました。
　次に、消防本部所管に関する事項として八幡浜施設事務組合負担金について、現在の急患センターの運営、将来を見据えた消防、救急体制のあり方など、住民から消防や救急に関する要望や課題は山積みしている。これらの問題は、市民生活に直結する重要なことであり、早い時期に八幡浜、大洲、西予の３市で広域の検討組織を立ち上げを行い検討されたい。
　この意見に対し、理事者から、消防、救急の問題は合併協議のときから検討されていたことで、広域的な研究をするための組織立ち上げについては、関係自治体が合併直後であるため、安定した状態になってから申し入れを行いたい考えであると説明がありました。
　次に、共通事項として臨時的な雇用の職員の中には、市が直接雇用している臨時・嘱託職員等、オービーシステム有限会社雇用の形態があり、メリット、デメリットをよく検討した上で市にとって望ましい雇用形態を検討されたい。
　この意見に対し、理事者から、単労職業務を中心に効率的な雇用を促進するため、地方自治法に基づき市が出資して

いるオービーシステム有限会社に付託しているが、他に時代に即した人材派遣業を行う会社があれば比較検討した上で、西予市にとってふさわしい雇用形態を採用したいと回答がございました。
　最後に、議案第６６号「平成１７年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」については、教育部長から内容の説明を受け、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。
　以上で当委員会に付託されましたすべての議案について、審査結果の報告を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同をいただきますようお願いを申し上げます。
　以上でございます。
○議長　次に、梅川厚生常任委員長の報告を求めます。
○梅川光俊厚生常任委員長　厚生常任委員会の審査の報告をいたします。
　去る３月１１日の本会議おきまして、当委員会に付託となりました案件につきまして、３月１４日から３月１７日までの４日間にて審査を行いましたので、審査の経過並びに結果についての概要を報告を申し上げます。
　その前に、一言お願いを申し上げとったらと思います。当委員会におきましては、市民に対して本当直接かかわりのある条例、それから予算が計上されております。いろんな分がございますけれども、当事者におきましては深いご理解のもとでご理解を願いたい。そのように、先に申し添えておいて議案に入らせていただきます。
　議案第２４号「西予市人権尊重のまちづくり条例制定について」は、基本的なすべての人権について制定する条例であります。
　委員から、同和教育、社会教育等も含めて明確な方針を立て、実施してほしいという意見がございました。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。
　議案第２５号「西予市住宅新築資金等の償還に関する合併前の条例の経過措置を定める条例制定について」、野村町、宇和町に条例がなかったもので、このたび制定しこの条例に基づき償還するものであります。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。
　議案第３１号「西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について」、この条例は印鑑登録証の交付手数料を新しく徴収をしようとする条例改正であります。１件につき、３００円の手数料が必要となります。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
　次に、議案第３４号「西予市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例制定について」につきましては、以前１年以上で支給していたものを、３年以上市内に居住し、現に児童を養育している者に改めようとし、この条例改正につきましては、３年以前に出生した児童については交付の対象とならなくなります。ほいから、第１子１万円、第２子３万円、第３子以降７万円を規則で定めるものであります。
　条例改正そのものにつきましては原案可決でありますけれども、規則につきましては、少子化に伴い市も県も国も未来について懸念を持って対処すべきであり、県内他市においては祝い金条例はありませんが、財源も考慮し理事者担当部と協議の上、３年以前に生まれた児童に対しても配慮をすると。
　それから、３年以上居住してる場合の件です。第１子３万円、第２子５万円、第３子以降１０万円とするという規則をもって了承し、可決をいたしました。
　次に、議案第４０号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業並びに浄化槽清掃業の許可を受けようとする者の許可申請を提出しなければならない。また、変更についても市長に提出しなければならない文言の訂正であります。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
　次に、議案第４６号「八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の廃止について」及び議案第４７号「八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託について」は、基本的に１６年度は１トン３万４，１４６円でありましたけれども、１７年度におきましては４万３，０３４円に変更し委託するものであります。
　塵芥処理費予算の計上は、６億８０１万６，０００円であり、委託料は４億１，２１７万９，０００円であります。この委託料につきましては、２分の１の計上であります。
　この委託料につきましては、もっと透明性を高くして交渉しなくてはならないのではないか、分別収集を進めることによって減量化を徹底し、市民の理解を得るよう努めるべきであるとの意見がありました。
　審査の結果、原案のとおり可決決定すべきものといたしました。
　次に、議案第６３号「平成１７年度西予市一般会計予算」のうち、市民生活課に関する予算について報告をいたします。
　２款の総務費の３項戸籍住民台帳費中、１９節負担金、補助金及び交付金中、出産祝い金補助金１，１３１万円の計上であります。このうち、三瓶っ子に３００万円の補助金が含まれております。
　民生費中、社会福祉費の２８節繰出金の４億８，７９０万８，０００円は、国保特別会計の繰出金の計上であります。
　老人福祉費中、２８節繰出金１１億５，０３９万円、それから老人健康保険特別会計に５億３，８８４万６，０００円の計上であります。
　地方改善対策建設費中、１５節工事請負費につきましては、奈良野・名場練線４，７８２万円の計上であります。
　衛生費中、環境衛生費１９節負担金補助及び交付金、浄化槽設置整備事業費補助金５，６２９万２，０００円の計上であります。
　清掃費塵芥処理費中、新しく環境委員報酬の計上、２４９万円の計上、４１５名分の計上で分別減量化作戦の費用であります。１３節委託料４億１，２１７万９，０００円のうち、広域可燃ごみ処理委託料は２分の１の計上であります。１５節工事請負費３，２２６万２，０００円は、城川町の廃プラ処理場の建設費であります。１週間に１日稼働をいたしまして年間７５トンの処理、能力としては１時間に１トンの処理能力のため、能力的には十分西予市をカバーできるが、施設の面積に対して考慮すべき点があります。資源ごみ集団回収活動奨励補助金、生ごみ処理機、容器の補助金の計上であります。
　なお、電動生ごみ処理機の現在までの台数は６７２台であります。意見がございまして、総合的に考慮し基本的な構想を作成し、行政サイドと並行して追跡していくべきであるとの意見がございました。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。
　次に、議案第６５号「平成１７年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」については、審査の結果、原案のとおり可決決定すべきものと決しました。
　次に、議案第６７号「平成１７年度西予市国民健康保険特別会計予算」につきましては、保険税の収納状況、保険料について質疑をしたところ、１８年度予算では税率が上がる見込みであり、収納率の向上を図りながら十分検討していきたいとの方向づけであります。
　次に、議案第６８号「平成１７年度西予市老人保健特別会計予算」につきましては、審査の結果、西予市全体の医療のあり方、基本姿勢に乗った医療体制を検討をしたいという要望をいたしまして、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
　次に、保健福祉課につきまして報告をいたします。
　議案第２３号「西予市三瓶デイサービスセンター基金条例制定について」につきましては、三瓶社会福祉協議会に委

託をしている関係上、介護保険積立金からの繰り出しをもって、運営の健全を保つ条例であります。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
　次に、議案第３３号「西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について」は、現在の支給額１万円を５，０００円に改正する条例でありますが、委員から、医療費は無料であるが、透析をしなかったならば命が保つことができない者に対し、減額する条例とは認めがたいと強い意見がございました。総合的に、福祉バス等、弱者の交通に配慮が行われるべきであり、事前にもっと説明をしてほしかった等の意見がございました。理事者出席の要求をし協議をいたしましたが、委員が納得し得る決定理由が見つからず、第３条中の一部の「自宅から居住する町以外の区域」の項を削除いたしまして、第４条第１項中「１万円」を「１万円以内」に改めて、交通面の配慮を公平に行っていくことで修正可決をお願いを申し上げるものであります。
　なお、規則によってこのままこの分に対しては、明示をしていただくという方向の話はでき上がっておりますので報告をいたします。
　次に、議案第３６号「西予市ケアハウス・はまゆう設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」は、条文の中の規定と事務執行上の運用に不整合部分の表現及び文言の改正であります。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
　次に、議案第３７号「西予市敬老年金条例の一部を改正する条例制定について」は、年金を祝い金に改め、満８８歳に３万円、数え年１００歳に１０万円を支給する条例改正であります。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
　次に、議案第３８号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」は、住所を有し住民税非課税世帯に改める条例改正であります。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
　次に、議案第３９号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、保険料の減免に伴う市長の裁量権を追加し、災害等の発生した場合等を想定した条例改正であります。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。
　次に、議案第４５号「西予市心身障害者福祉給付金支給条例を廃止する条例制定について」、この件につきましては、審査の結果、当事者の理解を求めながら原案どおり可決すべきものと決しました。
　次に、議案第６３号「平成１７年度西予市一般会計予算」のうち、保健福祉課に関する予算について、民生費中、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金施設協会につきましては３，８０１万９，０００円、社会福祉協議会補助金１億４３１万９，０００円の計上であります。
　老人福祉費中、委託料２億２，０００円の計上であります。
　障害者福祉費７億５，４２９万４，０００円の計上中、１９節負担金補助及び交付金５億６３５万５，０００円の計上、２０節の扶助費２億４，３７１万９，０００円の計上であります。
　６目生活交通路線巡回バス運営費１，１４０万９，０００円を計上であります。
　児童福祉総務費２億３４２万５，０００円の計上、保育補助金、児童扶養手当であります。その措置費６億８，４２８万７，０００円の計上、生活保護費、扶助費５億１，０００万円の計上、保健衛生総務費３億８，９５７万１，０００円の計上、予防費２億２，４６５万円の計上であります。ほかにつきましては、通常の計上であります。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。
　次に、議案第６４号「平成１７年度西予市授産場特別会計予算」につきましては、一般会計繰入金１，７５０万１，０００円をもって総額２，１８８万３，０００円で運営するものであります。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。
　議案第６９号「平成１７年度西予市介護保険特別会計予算」につきましては、事業勘定、明浜特養勘定、明浜居宅介護支援勘定、明浜デイサービス勘定、城川居宅介護支援勘定、三瓶介護サービス勘定、グループ勘定の計上であります。グループホーム等が、施設介護等が１６年度は２倍になっておりますという報告でございました。
　１７年度は、介護保険の見直しの年であり、保険料の引き上げはやむを得なくなるのではないかということであります。
　委員から、全般に対して言えることは、民間委託を考えているのかどうかという質疑がございました。
　具体的には考えていないが、今後研究、検討していきたいというご答弁がございました。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
　次に、議案第７５号「平成１７年度西予市病院事業会計予算」の宇和病院につきましては、１９億５，１７７万５，０００円の予算計上であり、特筆部分に関しましては職員の減員、先生は１人減っています、職員もあれですけども、それは減員なしという計上の中で計上されております。
　マスタープラン作成業務委託料、改修も含めて宇和病院がどうあるべきかの調査委託料であります。
　野村病院につきましては、１８億３，８４３万６，０００円の予算計上で、特筆すべきは備品購入費のうちデジタル電子交換機及び院内ＰＨＳの導入、電子カルテ導入の院内システム構築費等であります。
　委員から、両病院に共通して診療収入が上がるよう努力をしてほしいとの意見がございました。
　審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。
　最後になりました議案第７６号「平成１７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてであります。
　総額４億１，４９１万３，０００円の収支で運営されており、野村病院との連携をもって適正な運営をお願いしたいと要望いたしまして、原案のとおり可決決定すべきものと決定をいたしました。
　以上で当委員会に付託となりました全案件に関する審査の経過及びに結果の報告を終わります。よろしくご賛同のほどをお願いをいたしまして終わります。
◯議長　次に、松島産業建設常任委員長の報告を求めます。
◯松島義幸産業建設常任委員長　それでは、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。
　当委員会では、去る３月１４日、１５日の２日間、関係部課長の出席を得て、今定例会におきまして、付託を受けました議案１３件につきまして、詳細な説明を聞き、慎重に審議を行いました。その審議の経過並びに結果についてご報告申し上げます。
　まず、議案第２６号「西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例制定について」、委員より指定管理者に支出する施設管理委託料３００万円の根拠についてただしたところ、当初委託料として５００万円を予定していたが、固定資産税相当分の２００万円を差し引いて３００万円とした。これには、浄化槽やエレベーターなどの管理料と、市民との触れ合いの場の提供に係る経費を見込んでいるとの回答がありました。
　さらに、委員より管理委託後の施設に対する市のかかわりについてただしたところ、基本的には市が運営すべき施設であり今回指定管理者と協定を結んだが、かといって全く支援をしないという姿勢もどうかと思う、民活の弱い当地域では行政として支援すべき部分もあり、そのあたりを考慮しながらかかわってまいりたいとの回答がありました。
　検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。
　次に、議案第４１号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」、議案第４２号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」、議案第４３号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水

道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第４８号「市道路線の認定について」、議案第４９号「市道路線の廃止について」並びに議案第５０号「市道路線の変更について」は、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。
　次に、議案第６３号「平成１７年度西予市一般会計予算」のうち、当委員会に付託となりました予算について議題とし質疑に入りました。
　委員より、まず６款農林水産業費のうち、水産業振興費に係る予算が４，５００万円余りであり、農業の１２億５，０００万円、林業の４億２，０００万円と比較して極端に少ないとの意見がありました。漁獲量の減少や販売価格の低迷などにより、水産業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。予算化を含め、行政が対応し得る支援をしていただくよう要望をいたしました。
　次に、７款商工費の市観光協会補助金のうち、各町で行われるイベントに対する補助金の概要をただしたところ、昨年度は前年度対比１０％の削減であったが、大きなイベントについては平成１７年度当初予算において、さらに１０％削減しているとの回答がありました。
　次に、建設課所管の各事業において、多額の設計管理委託料が計上されていることについてただしたところ、市単独事業分については職員で測量、設計を行っているが、国、県補助事業は主に委託に出している。事業量に見合う技術職員数の不足と、専門知識が十分でないのが現状であるとの回答がありました。
　これを受け委員より、今後は現場職員の人材育成とあわせて、技術職の採用や人事異動時の専門職への配慮が必要であるとの結論に達し、その旨の要望をしたものであります。
　以上、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。
　次に、議案第７０号「平成１７年度西予市港湾整備事業特別会計予算」、議案第７１号「平成１７年度西予市簡易水道事業特別会計予算」並びに議案第７２号「平成１７年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」については、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。
　次に、議案第７３号「平成１７年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について、委員より施設整備費のうち管渠実施設計委託料の内容についてただしたところ、管路埋設に係る設計であり、業者に委託している、農業集落排水事業では、土地改良法に基づき土地改良連合会に全面委託をしているが、公共下水道事業では設計委託業者に入札、発注をしているとの回答がありました。
　検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。
　次に、議案第７４号「平成１７年度西予市上水道事業会計予算」について、委員より各町の１戸当たり１日平均給水予定量の比較がなされ、明浜町における使用量が極端に少ないことに対し指摘がありました。
　これについて、当地区では上水道料金の割高感があり、各家庭が節約傾向にあるとの回答がありました。
　検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。
　以上で、当委員会に付託となりました全案件に対する審査報告を終わります。よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。
○議長　これより各委員長報告に対する質疑を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　以上で質疑を終結といたします。
　これより討論を行います。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　討論の通告はありませんので、討論を終結といたします。
　お諮りいたします。
　この表決は起立によって行います。
　議案第３３号を除く、議案第２１号から議案第５０号までの２８件を一括して採決いたします。
　ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。
　（賛成者起立）
○議長　ご着席ください。
　起立多数です。よって、議案第３３号を除く、議案第２１号から議案第５０号までの２８件は原案のとおり決定いたしました。
　ただいま厚生常任委員会報告中の、修正のある議案第３３号について採決いたします。
　ただいまの厚生常任委員長の報告は、議案第３３号については修正です。
　まず、厚生常任委員会の修正案について起立によって採決いたします。
　厚生常任委員会の修正案に賛成の方はご起立をお願いいたします。
　（賛成者起立）
○議長　ご着席ください。
　起立多数です。よって、厚生常任委員会の議案第３３号に対する修正案は可決いたしました。
　次に、ただいま修正議決した部分を除く、議案第３３号の原案について起立によって採決いたします。
　修正部分を除く、その他の部分を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いいたします。
　（賛成者起立）
○議長　ご着席ください。
　起立多数です。よって、議案第３３号の修正部分を除くその他の部分は原案のとおり可決いたしました。
　次に、議案第６３号から議案第７６号までの１４件を一括して採決いたします。
　ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。
　（賛成者起立）
○議長　ご着席ください。
　起立多数です。よって、議案第６３号から議案第７６号までの１４件は原案のとおり決定いたしました。
　暫時休憩いたします。（休憩　午後２時２７分）
○議長　再開いたします。（再開　午後２時４０分）
　お諮りいたします。
　ただいま市長から提出されました議案第８７号「西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について」から議案第９２号「平成１６年度西予市一般会計補正予算（第６号）」までの６件、議員から提出された発議第１号「西予市政治倫理条例制定について」、委員長から提出された「常任委員会における所管事務の継続審査について」、「議会運営委員会における所管事務の継続審査について」を２件及び「議員派遣の件について」を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、１０件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
　（追加）
○議長　議案第８７号「西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について」を議題といた

します。
理事者の説明を求めます。
○河野教育部長　議案第８７号「西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。
現在、本市の市立幼稚園の保育料につきましては、毎月１０日までに納付いただくことにいたしておりますが、本年４月から保育料の自動口座引き落としを正式に導入するに当たり、金融機関との引き落としの手続の都合上、納付期限を月末までとするため本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。
○議長　理事者の説明は終わりました。
これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　以上で質疑を終結とします。
お諮りいたします。
議案第８７号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　討論なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第８７号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、議案第８７号は原案のとおり決定いたしました。
議案第８８号「西予市宇和青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
理事者の説明を求めます。
○河野教育部長　議案第８８号「西予市宇和青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。
青少年補導センターにつきましては、合併前の宇和町において設置いたしており、合併後も宇和町の区域のみを対象といたしておりましたが、青少年の健全育成及び非行防止の業務につきましては市内の一部地域のみならず、市内全域を対象とする必要があることから本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○議長　理事者の説明は終わりました。
これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　以上で質疑を終結とします。
お諮りいたします。
議案第８８号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　討論なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第８８号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、議案第８８号は原案のとおり決定いたしました。
議案第８９号「西予市宝泉坊ロッジの指定管理者の指定について」を議題といたします。
理事者の説明を求めます。
○大森産業部長　議案第８９号「西予市宝泉坊ロッジの指定管理者の指定について」、提案理由のご説明を申し上げます。
西予市宝泉坊ロッジは、昭和６２年以来地域間交流の場、保健、休養の場として多くの宿泊客を受け入れてまいりました。今年度末には、本格的な中・長期滞在に耐え得る自炊型宿泊施設も完成し、新旧ロッジの一体的な利用により、利用者の利便性を向上させ農山村特有の自然環境と産物を最大限に生かした現代の湯治場を形成し、交流人口の増加を図りたいと考えております。
本施設につきましては、地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に行わせることといたしており、指定管理者の公募を実施し、審査委員会でのヒアリングと協議を経て、株式会社城川開発公社を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。
その理由といたしましては、まず西予市宝泉坊ロッジの設置目的に、株式会社城川開発公社の管理運営を行うに当たっての経営方針が合っていること。さらに、株式会社城川開発公社は平成１６年２月の設立ですが、旧城川町産業開発公社の事業全般を継承したものであり、城川特産品センターを初めとする４つの類似施設を運営し、なおかつ交流人口の増加を図るため各種イベントやＰＲにも積極的に取り組まれているなど、人的、物的能力を含めた実績が認められることなど、株式会社城川開発公社が総合的に施設の効率的、効果的な管理運営を実現できるものと判断したものであります。
なお、株式会社城川開発公社の概要及び事業計画については、別添の参考資料をご参照いただきたいと存じます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○議長　理事者の説明は終わりました。
これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　以上で質疑を終結とします。
お諮りいたします。
議案第８９号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長　討論なしと認めます。
　お諮りいたします。
　議案第８９号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、議案第８９号は原案のとおり決定いたしました。
　議案第９０号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」を議題といたします。
　理事者の説明を求めます。
○大森産業部長　議案第９０号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」、提案理由のご説明を申し上げます。
　西予市みかめ本館は、三瓶地域の宿泊施設不足の解消とあわせて、中心市街地の活性化の推進を図り、地域の発展に寄与することを目的とした施設で、平成１７年８月の運営開始を目指し現在改修を進めているところであります。
　本施設につきましては、地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に行わせることといたしており、公募を実施し審査委員会での審査の結果、有限会社三瓶本館トータルサービスを指定管理者の候補者として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。
　その理由といたしましては、まず１つ目には、今回整備するみかめ本館の設置目的と有限会社三瓶本館トータルサービスの運営方針、経営理念が一致していること。
　２つ目には、有限会社三瓶本館トータルサービスは事業計画に沿った管理運営を安定して行うため家族経営を基本としており、経費の節減に努め効率的、効果的な管理運営が可能であること。
　３つ目といたしましては、有限会社三瓶本館トータルサービスは施設の管理運営に当たっては、地域と密着し地域振興及び地域の発展を図ることを経営の基本理念ととらえており、公の施設としての効果が最大限発揮できることなど、有限会社三瓶本館トータルサービスが総合的に施設の効率的、効果的な管理運営を実現できるものと判断したことから、みかめ本館の指定管理者に指定するものであります。
　なお、有限会社三瓶本館トータルサービスの概要及び運営計画概要については、別添の参考資料をご参照いただきたいと存じます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○議長　理事者の説明は終わりました。
　これより、質疑を行います。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　以上で質疑を終結とします。
　お諮りいたします。
　議案第９０号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
　討論はございませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　討論なしと認めます。
　お諮りいたします。
　議案第９０号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、議案第９０号は原案のとおり決定いたしました。
　議案第９１号「債務額確定等調停申立事件に関する和解について」を議題といたします。
　理事者の説明を求めます。
○森総務企画部長　議案第９１号「債務額確定等調停申立事件に関する和解について」、提案理由のご説明を申し上げます。
　平成５年度のふるさと創生事業住民公募により、游の里整備事業の一環として鉱泉掘削工事を実施したところ、野村町在住の鉱業権者高橋美津子氏から、マンガン鉱の採掘権が侵害されたと旧宇和町に対して異議の申し立てがありました。
　旧宇和町では、この問題を解決するため四国通産局顧問弁護士等の意見を聞きながら、高橋氏と協議を重ね、話し合いによる解決を図ってまいりましたが話し合いがつかないため、平成８年３月２７日に裁判所による調停を求める債務額確定並びに弁済協定締結調停申立を起こしました。
　調停では、鉱泉掘削工事により高橋氏の鉱業権は制限を受けることになるが、法的にもこれを受忍すべき性格及び程度のものであり、鉱業権侵害とはならないと説明いたしましたが、高橋氏は鉱業権の買い取りを求めることを前提に高額の補償金に終始し、裁判所としてもこれ以上の説得は不可能であり、３回にわたり調停が行われましたが調停不成立に終わりました。
　その後、高橋氏からは訴訟の提起、または何らの要求がないまま経過しておりましたが、昨年２月から高橋氏との協議が再開され、先般１００万円の鉱業権補償で本件を和解することが合意されましたので、本件解決のため和解をいたしたく、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○議長　理事者の説明は終わりました。
　これより質疑を行います。
○１５番三好幸夫君　このマンガン鉱なんですが、ここの鉱区の状況というか、いつごろ設定されてどれぐらいの規模の鉱区なんかわかりましたら。
○炭倉総務課長　ちょっと量的なものはわかりませんが、２７ヘクタールです。
○１５番三好幸夫君　ということは、游の里は全部入ってしまうという状況ですか。
○炭倉総務課長　はい、言われるとおり遊の里の部分に対しては、マンガンの区域に入っております。掘削したところはですね。
○議長　以上で質疑を終結とします。
　お諮りいたします。
　議案第９１号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
　討論はございませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　討論なしと、認めます。
　お諮りいたします。
　議案第９１号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、議案第９１号は原案のとおり決定いたしました。
議案第９２号「平成１６年度西予市一般会計補正予算（第６号）」についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。
○三好市長　議案第９２号「平成１６年度西予市一般会計補正予算（第６号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。
今回の補正は、補正予算（第５号）で決定いただいた後に、諸般の事情により補正をする必要が生じたことにつきましてお願いするものであります。
歳出では、游の里温泉に係る鉱業権の和解に伴う補償金を計上いたしました。
歳入では、予想外の特別交付税の減額によるもの、また老人保健措置費の国県負担金確定によるものを計上いたしますとともに、不足分を財政調整基金を取り崩し、繰り入れを行うものであります。
さらに、繰越明許を必要とする事業については、第２表に繰越明許費を設定するものであります。
本予算の総額は、１００万円を追加し、歳入歳出の総額を３０５億９，３６１万４，０００円と定めるものであります。
以上をご説明しましたが、繰越明許費の詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○清水財政課長　（補足説明）
○議長　理事者の説明は終わりました。
これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　以上で質疑を終結とします。
お諮りいたします。
議案第９２号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　討論なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第９２号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。
よって、議案第９２号は原案のとおり決定いたしました。
発議第１号「西予市政治倫理条例制定について」を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
○１３番浅野泰義君　それでは、西予市政治倫理条例の趣旨説明を行います。
発議第１号「西予市政治倫理条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。
この条例案は、西予市全体の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、市議会議員並びに市長、助役及び教育長の政治倫理の確立を図り、市政に対して市民から信頼され公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として提案するものであります。
なお、条文の朗読は割愛させていただきますが、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。
平成１７年３月２５日、提出者西予市議会議員浅野泰義。賛成者西予市議会議員梅川光俊。賛成者西予市議会議員松島義幸。
以上でございます。よろしくお願いをいたします。
○議長　ただいま議題となっております本案は、会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。そのように決定いたしました。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長　討論なしと認めます。
お諮りいたします。
この表決は起立によって行います。
発議第１号を決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。
（賛成者起立）
○議長　ご着席ください。
起立多数です。よって、発議第１号は原案のとおり決定いたしました。
「常任委員会における所管事務の継続審査について」を議題といたします。
各常任委員長から、地方自治法第１０９条第６項の規定により、閉会中も各委員会の所管する事務全般について継続審査としたい旨の申し出があります。
お諮りいたします。
各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。各委員長の申し出のとおり申し出の事件を閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
「議会運営委員会における所管事務の継続審査について」を議題といたします。
議会運営委員長から、地方自治法第１０９条第６項の規定により、閉会中も委員会の所管する事務全般について継続審査としたい旨の申し出があります。
お諮りいたします。
委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。委員長の申し出のとおり、申し出の事件を閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
「議員派遣の件について」を議題といたします。

　お諮りいたします。
　お手元に配付してあります本件を承認することにご異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件について」は、本件のとおり承認することに決定いたしました。
　この際、お諮りいたします。
　ただいま決定をいたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長にご一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
　以上で全日程を終了いたしました。
　市長より閉会のあいさつがあります。
○三好市長　平成１７年西予市議会第１回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。
　本定例会は、３月９日から本日２５日までの１７日間にわたる会期で、平成１７年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の各当初予算、さらに条例制定、また平成１６年度の各補正予算のご審議をいただきました。
　特に、平成１７年度予算につきましては、厳しい財政事情から条例の改正を含めすべて満足できたと言えないまでも、現状を踏まえた中では納得いただいたものと思っております。
　また、本会議の一般質問、議案の質疑の中で、議員各位からそれぞれの立場で鋭いご指摘をいただきました。このことは、市民の皆様の思いと受けとめて、市行政執行に生かしてまいる所存でございます。
　さらに、私が所信表明いたしました事柄もぜひご理解の上、行政と議会が一体となり、市民がより一体感を持てる西予市づくりをともに推進していきたいと思っております。
　また、定例会でご決定いただきました議案につきましては、着実に執行いたしますとともに組織改革や行政改革に努め、自立できる西予市に向けて努力を惜しみませんので、今後とも議員各位のご協力、ご尽力をなお一層お願い申し上げまして、本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。
○議長　これをもって平成１７年第１回西予市議会定例会を閉会といたします。
　ご苦労さまでした。
　　閉会　午後３時２７分

平成１７年第１回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件　　名	議決年月日	議決結果
承認第　　９号	専決処分第９号の承認を求めることについて（南予水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同企業団規約の変更について）	17.3.11	原案承認
承認第　１０号	専決処分第１０号の承認を求めることについて（南予水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同企業団規約の変更について）	17.3.11	原案承認
議案第　１５号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について	17.3.11	原案可決
議案第　１６号	南予地方水道水質検査協議会規約の変更について	17.3.11	原案可決
議案第　１７号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について	17.3.11	原案可決
議案第　１８号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について	17.3.11	原案可決
議案第　１９号	南予地方水道水質検査協議会規約の変更について	17.3.11	原案可決
議案第　２０号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について	17.3.11	原案可決
議案第　２１号	西予市災害対策基金条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　２２号	西予市地域振興基金条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　２３号	西予市三瓶デイサービスセンター基金条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　２４号	西予市人権尊重のまちづくり条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　２５号	西予市住宅新築資金等の償還に関する合併前の条例の経過措置を定める条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　２６号	西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　２７号	西予市部設置条例の一部改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　２８号	西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　２９号	西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　３０号	西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　３１号	西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　３２号	西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　３３号	西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案修正可決
議案第　３４号	西予市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決

議案第　３５号	西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	撤回承認
議案第　３６号	西予市ケアハウス・はまゆう設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　３７号	西予市敬老年金条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　３８号	西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　３９号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　４０号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　４１号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　４２号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　４３号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　４４号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　４５号	西予市心身障害者福祉給付金支給条例を廃止する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　４６号	八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の廃止について	17.3.25	原案可決
議案第　４７号	八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託について	17.3.25	原案可決
議案第　４８号	市道路線の認定について	17.3.25	原案可決
議案第　４９号	市道路線の廃止について	17.3.25	原案可決
議案第　５０号	市道路線の変更について	17.3.25	原案可決
議案第　５１号	平成１６年度西予市一般会計補正予算（第５号）	17.3.11	原案可決
議案第　５２号	平成１６年度西予市授産場特別会計補正予算（第３号）	17.3.11	原案可決
議案第　５３号	平成１６年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）	17.3.11	原案可決
議案第　５４号	平成１６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第１号）	17.3.11	原案可決
議案第　５５号	平成１６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）	17.3.11	原案可決
議案第　５６号	平成１６年度西予市老人保健特別会計補正予算（第３号）	17.3.11	原案可決
議案第　５７号	平成１６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）	17.3.11	原案可決
議案第　５８号	平成１６年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）	17.3.11	原案可決

議案第　５９号	平成１６年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）	17.3.11	原案可決
議案第　６０号	平成１６年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）	17.3.11	原案可決
議案第　６１号	平成１６年度西予市上水道事業会計補正予算（第３号）	17.3.11	原案可決
議案第　６２号	平成１６年度西予市病院事業会計補正予算（第４号）	17.3.11	原案可決
議案第　６３号	平成１７年度西予市一般会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　６４号	平成１７年度西予市授産場特別会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　６５号	平成１７年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　６６号	平成１７年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　６７号	平成１７年度西予市国民健康保険特別会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　６８号	平成１７年度西予市老人保健特別会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　６９号	平成１７年度西予市介護保険特別会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　７０号	平成１７年度西予市港湾整備事業特別会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　７１号	平成１７年度西予市簡易水道事業特別会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　７２号	平成１７年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　７３号	平成１７年度西予市公共下水道事業特別会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　７４号	平成１７年度西予市上水道事業会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　７５号	平成１７年度西予市病院事業会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　７６号	平成１７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	17.3.25	原案可決
議案第　７７号	愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について	17.3.11	原案可決
議案第　７８号	愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について	17.3.11	原案可決
議案第　７９号	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散について	17.3.11	原案可決
議案第　８０号	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散に伴う財産処分について	17.3.11	原案可決
議案第　８１号	愛媛県市町村交通災害共済組合の解散について	17.3.11	原案可決
議案第　８２号	愛媛県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について	17.3.11	原案可決
議案第　８３号	愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について	17.3.11	原案可決
議案第　８４号	愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について	17.3.11	原案可決
議案第　８５号	愛媛県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加について	17.3.11	原案可決
議案第　８６号	愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について	17.3.11	原案可決
議案第　８７号	西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決

議案第　８８号	西予市宇和青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について	17.3.25	原案可決
議案第　８９号	西予市宝泉坊ロッジの指定管理者の指定について	17.3.25	原案可決
議案第　９０号	西予市みかめ本館の指定管理者の指定について	17.3.25	原案可決
議案第　９１号	債務額確定等調停申立事件に関する和解について	17.3.25	原案可決
議案第　９２号	平成１６年度西予市一般会計補正予算（第６号）	17.3.25	原案可決
請願第　　１号	西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書（委員長報告）	17.3.9	趣旨採択
議会報告第１号	常任委員会及び議会運営委員会の視察研修報告について（委員長報告）	17.3.9	報　　告
発議第　　１号	西予市政治倫理条例制定について	17.3.25	原案可決
	常任委員会における所管事務の継続審査について	17.3.25	承　　認
	議会運営委員会における所管事務の継続審査について	17.3.25	承　　認
	議員派遣の件について	17.3.25	承　　認